

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 8 年 7 月 31 日
【計算期間】	第 6 期（自 令和 7 年 2 月 1 日 至 令和 8 年 1 月 31 日）
【ファンド名】	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド （UBS Universal Trust（Cayman） - Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund）
【発行者名】	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management（Cayman）Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・バークホルダー （Director, Brian Burkholder）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・ タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安 達 理 同 橋 本 雅 行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 岡 田 春 奈 同 坂 本 興 太 郎 同 江 原 祥 太 同 長 谷 川 達 同 藤 村 崇 太 郎 同 鈴 木 大 斗
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注 1）米ドルの円貨換算は、令和 8 年 5 月 29 日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 159.39 円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注 2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注 3）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年 2 月 1 日に始まり 1 月 31 日に終了する 1 年をいいます。ただし、第 1 期計算期間とは、令和 2 年 3 月 23 日（ファンドの運用開始日）から令和 3 年 1 月 31 日までの期間を指します。

（注 4）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、かかる表示通貨を「基準通貨」といいます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下、「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストである外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド（以下、「ファンド」といいます。日本において、ファンドの愛称として「スマレバUSD」を使用することがあります。）の投資目的は、独自の数量モデルを活用して、（とりわけ）世界各国の株価指数先物および債券先物に投資する、マン・アクティブ・バランスド（クラス）（以下、「投資対象ファンド」といいます。）にファンドの資産をおおむね全て投資することにより、資本の成長を生み出すことです。投資対象ファンドは、為替リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。投資対象ファンドは、マン・ファンズ・ピーエルシー（以下、「アンブレラ・ファンド」といいます。）のサブ・ファンドです。アンブレラ・ファンドは、アイルランドにおいて変動資本投資会社（登録番号449860）として設立され、2011年欧州共同体規則（譲渡可能証券の集団投資事業）（改正済）に従いアイルランド中央銀行により認可された、サブ・ファンド間との分離された負債を有するアンブレラ・ファンドです。アンブレラ・ファンドの管理会社は、マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下、「投資対象ファンド管理会社」といいます。）です。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドに関して、インベストメント・マネージャーとしてAHLパートナーズ・エルエルピー（以下、「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。）を任命します。ファンドは、現金（米ドル）を保有することもできます。純資産総額の上限は、100億米ドルまたはUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）が単独の裁量により決定するその他の額です。管理会社がエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」といいます。）と協議の上、その裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b．ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下、「基本信託証書」といいます。）および2020年2月24日付の補遺信託証書（以下、「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為にファンドの受益証券（以下、「受益証券」または「ファンド証券」といいます。）の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

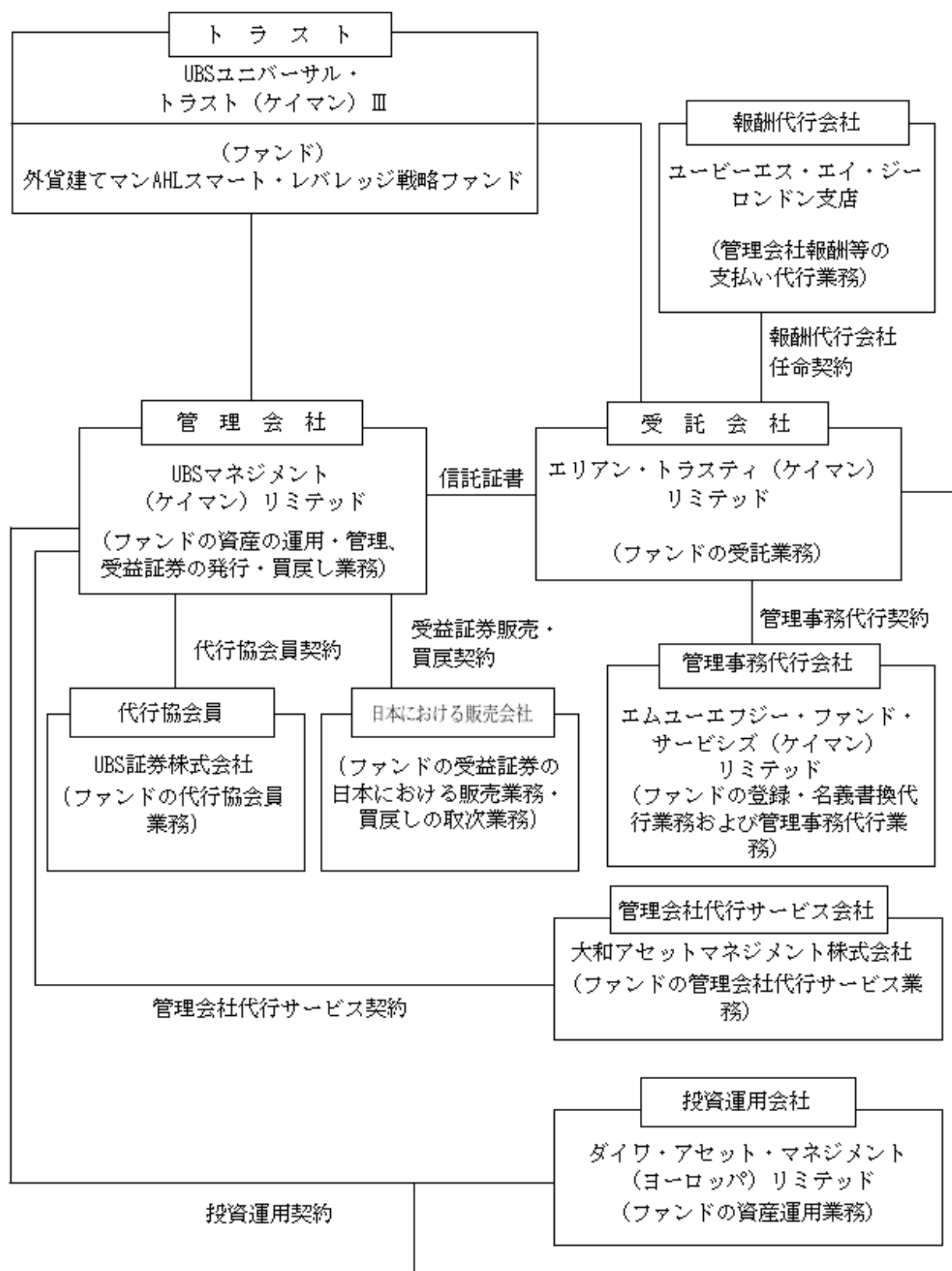
管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（以下に定義されます。）に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

（2）【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2020年2月24日	補遺信託証書締結
2020年3月23日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

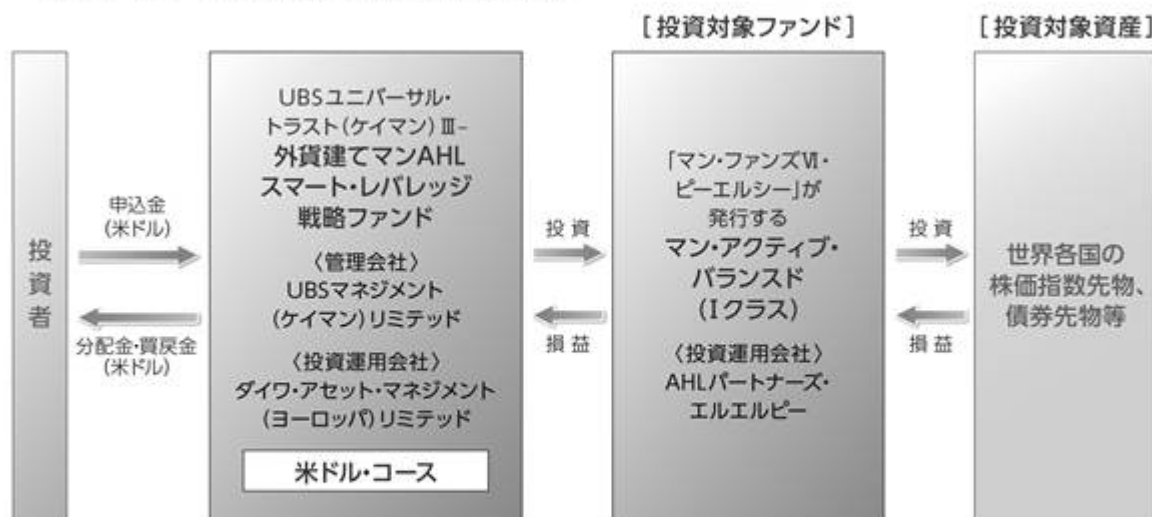
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドのしくみ

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「マン・ファンズVI・ピーエルシー」が発行する「マン・アクティブ・バランスド(Iクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国の株価指数先物、債券先物等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management （Cayman） Limited）	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド （Elian Trustee （Cayman） Limited）	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
エムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド （MUFG Fund Services （Cayman） Limited ）	管理事務代行会社	2020年3月5日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注1）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年7月31日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注2）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
下記「第二部 特別情報－第2 その他の関係法人の概況」をご参照ください。	日本における販売会社	管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注3）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 （UBS AG, London Branch）	報酬代行会社	2024年7月31日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注4）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド	投資運用会社	2020年3月5日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注5）において、投資運用業務について規定しています。
大和アセットマネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社	2020年3月5日付で管理会社との間で締結の管理会社代行サービス契約（注6）において、管理会社代行サービス業務について規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格（以下、「基準価額」といいます。）の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

（注3）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

（注4）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注5）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注6）管理会社代行サービス契約とは、管理会社と管理会社代行サービス会社との間で、管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management（Cayman）Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下、「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年5月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約11,715万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45）	735,000株 （100%）

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下、「信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストおよびファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

A．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下、「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、（CIMAが免除する場合を除き）募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的にファンドの募集が行われている場合には、募集書類の情報に重大な影響を及ぼす変更があった場合、当該変更から21日以内に修正した募集書類をCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示することはありませんが、規制対象となるミューチュアル・ファンドに関する募集書類の内容について、随時、規則または方針を発表または改訂することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法（その後の改正を含みます。）
 - ・マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー（KPMG LLP）（以下、「本監査人」といいます。）です。

ファンドは毎年1月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年の7月31日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- （ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その

財務状況等を開示するために、各事業年度終了後 6 か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後 3 か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を E D I N E T 等において閲覧することができます。

（ ）投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証券を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

（ 6 ）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第 4 (1)(b)条に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されます。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（信託会社および投資信託管理会社として C I M A に認可されています。）は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従ってトラストの主たる事務所を提供します。C I M A は、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類を C I M A に毎年提出することを求めています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M A は、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類を C I M A が特定する一定の期日までに C I M A に提出するよう指示することができます。C I M A の要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、C I M A は裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、C I M A は、一定の措置を取ることができます。C I M A の権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M A は、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、独自の数量モデルを活用して、（とりわけ）世界各国の株価指数先物および債券先物に投資する投資対象ファンドにファンドの資産をおおむね全て投資することにより、資本の成長を生み出すことです。投資対象ファンドは、為替リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。投資対象ファンドは、アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドです。アンブレラ・ファンドは、アイルランドにおいて変動資本投資会社（登録番号449860）として設立され、2011年欧州共同体規則（譲渡可能証券の集団投資事業）（改正済）に従いアイルランド中央銀行により認可された、サブ・ファンド間で分離された負債を有するアンブレラ・ファンドです。アンブレラ・ファンドの管理会社は、投資対象ファンド管理会社です。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドに関して、インベストメント・マネージャーとして投資対象ファンド投資運用会社を任命します。ファンドは、現金（米ドル）を保有することもできます。

投資運用会社は、投資対象ファンドならびに現金（米ドル）により構成されるファンドのポートフォリオ（以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。）について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、半期ごとに一定額の収益を生み出すことがあります。かかる収益のうち、米ドル・コース（以下、「米ドル・コース」といいます。）受益証券に帰属する部分は、下記「（４）分配方針」に詳述のとおり、各分配日に、かかる受益証券の保有者に分配されることが意図されています。

「分配日」とは、各分配宣言日の４ファンド営業日後の日をいいます。

「分配宣言日」とは、2020年10月12日以降（同日を含みます。）の毎年４月12日および10月12日（取引日ではない場合、翌取引日）または管理会社が決定するその他の日をいいます。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオをモニターし、サブアドバイズド・ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

（a）投資対象ファンド、および

（b）米ドル（現金）

投資運用会社はショート・ポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。

投資対象ファンドは米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

ファンドの目的

世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行い、信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

① 世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行い、独自の数量モデルを活用してポジションを構築します。

- ◆投資運用会社は、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行うマン・アクティブ・バランスド(Iクラス) (以下、「投資対象ファンド」ということがあります。)の投資証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
- ◆投資対象ファンドの目標ボラティリティ水準を維持することにより、あらゆる市場環境において超過収益の獲得を目指します。なお、目標ボラティリティは10%とします。
- ◆投資対象ファンドは、デリバティブ取引において、レバレッジを活用します。
- ◆ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ◆投資対象ファンドの運用は、AHLパートナーズ・エルエルピーが行います。

② 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

- ◆ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

③ 毎年4月12日および10月12日(取引日ではない場合、翌取引日)の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

・投資対象ファンドに関する情報

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、幅広い資産に対してダイナミックにエクスポージャーを提供することにより、中長期にわたって資本の成長を生み出し、市場状況に左右されない、安定したボラティリティ水準を有するリターンの流れを提供することです。投資対象ファンドの基本通貨は米ドルです。

投資対象ファンドの投資方針

投資対象ファンドは、市場状況に左右されない、安定したボラティリティ水準を有するリターンの流れ（上記に詳述）を提供するために、独自の数量モデルである「マン・アクティブ・バランスド」戦略に従い、全てまたはおおむね全ての資産を割り当てることにより、目的達成を図ります。このモデルに関する詳細は、下記「投資アプローチ」を参照して下さい。「投資有価証券および資産クラス」に定められているとおり、資産を現金管理目的で割り当てることもあります。

投資対象ファンドは、投資証券の純手取金額のすべてまたは一部を(i)上場金融デリバティブ商品および店頭金融デリバティブ商品ならびに(ii)下記「投資有価証券および資産クラス」に詳述される譲渡可能証券に投資することにより、戦略を実行します。

投資対象ファンド投資運用会社は、預金、現金または現金等価物および短期金融資産（下記に詳述）を保有することもできます。

他の法域に所在する証券取引所もしくは市場に上場もしくは取引されている会社または商品への投資を通じて、ある国または地域へのエクスポージャーが生じる可能性があります。かかる投資を行うために使用される金融商品には、預託証券および参加証書が含まれます。

投資対象ファンドは、原則として金融デリバティブ商品に投資することができます。

投資アプローチ

投資対象ファンドは、エーエイチエル・エルエルピーが設計した洗練された独自の投資戦略である「マン・アクティブ・バランスド」戦略に従い投資を行います。その投資哲学は、株価指数先物、債券先物およびスワップを含む、下記の「投資有価証券および資産クラス」に定められた一部またはすべての市場および資産クラスに対する（主に金融デリバティブ商品の利用を通じて）安定的なリスク・エクスポージャーを提供することです。下記「投資有価証券および資産クラス—先物取引」に詳述のとおり、かかる先物は、世界中の幅広い株価指数および債券指数にエクスポージャーを提供します。目的は、市場状況に左右されない安定的なボラティリティ水準を有するリターンの流れを提供することです。

投資対象ファンドは、下記に詳述するように、特定のポジションに対するエクスポージャーを調整するためのシステムティックなアルゴリズムを使用することによって、かかる目的を達成します。

ポジション規模（エクスポージャー）は、投資対象ファンドのリスクに基づく各ポジションの名目元本を調整するシステムティックなアルゴリズムに基づくものです。この戦略は、特定の市場におけるボラティリティ水準の度合いを測るものです。市場が乱れていて、リターンが変動しやすいければ、この戦略はエクスポージャーを減少させます。他方、市場が安定している場合には、エクスポージャーを上昇させます。これは、戦略のリターンにおけるボラティリティ水準を安定化させることを目的としています。この方法は「ボラティリティ・スケーリング」と呼ばれ、戦略内の様々なレベル（すなわち、特定の市場、資産クラスのレベルまたは全体的なポートフォリオのレベル）で適用することができ、それにより個別の市場、資産クラスおよびポートフォリオ全体のレベルでエクスポージャーを管理することが可能になります。この仕組みによって、この戦略は、経時的に様々なレベルでバランスのとれたリスク・エクスポージャーを達成できます。その結果得られる

ポートフォリオは、一定の目標レベルのボラティリティ水準で、経時的に安定したものを達成することを目的としています。投資対象ファンドは、純資産総額の10%を年換算ボラティリティ目標に設定しています。

ボラティリティ・スケーリングに加え、この戦略は下方リスクの管理のために追加のシステムティックなオーバーレイを利用しています。一つ目は、過去の価格動向を用いて、市場が下降傾向にある時期を特定するモメンタム・オーバーレイです。この戦略では、下降傾向の強さに応じてポジションを縮小するためにこの情報を使用し、それにより下落市場におけるリスクを低下させます。二つ目は、ボラティリティの急上昇に迅速に反応するボラティリティ・スイッチング・メカニズムです。三つ目は、日中のデータを使用し、債券資産が株式およびその他資産に対するヘッジとして機能しなくなる危険な環境を特定します。これらのオーバーレイの組み合わせは、下方リスクを減らし、リスク調整後のリターンを向上させることを目的としています。

投資対象ファンドの投資は、地理的な区分に制限されず、新興市場を含む世界で行うことができます。

この戦略は、日次でエクスポージャー限度額および取引限度額ならびにリバランスを伴います。総エクスポージャーの限度額は、投資対象ファンドの純資産総額の約6倍となります。取引限度額とは、ある特定の期間について取引システムが発注する注文額の上限で、投資対象ファンドの純資産総額に応じて変動します。取引限度額は流動性の評価水準に基づくものであるとともに、市場固有のものであり、定期的な見直しの対象となります。取引限度額は、市場に著しい影響が見られない参加レベルで設定されます。

通常、投資対象ファンドは、前述の資産に対する買い持ちのエクスポージャーを通じてリターンを生み出すことを目標としています。しかしながら、ロング/ショート投資戦略の適用を企図することもでき、先渡、先物、オプションおよびスワップ(下記に詳述)の利用によりロング・ポジションおよび「シンセティック・ショート」ポジションを提供するデリバティブに投資する能力を最大限活用することもできます。投資対象ファンドは、投資対象であるいずれの資産クラスにおいても、ロング・ポジションまたはシンセティック・ショート・ポジションを取ることができます。投資対象ファンドの市場エクスポージャーは、時間とともに変動する可能性があり、通常であれば、投資対象ファンド投資運用会社の実勢市場状況分析に応じ、かつ投資対象ファンドの投資目的に照らして、ロング・ポジションにおいては投資対象ファンドの純資産総額の0%-600%、ショート・ポジションにおいては0%-60%の範囲となります。これらの範囲は制限ではなく、実際のエクスポージャーは適宜これらの予定範囲外になることもあります。

投資対象ファンド投資運用会社は、単独の裁量に基づき適切とみなす場合、投資対象ファンド内の特定のロング・ポジションをヘッジするために、シンセティック・ショート・ポジションを利用し、戦略の実行を図ることもできます。

投資有価証券および資産クラス

投資対象ファンドは、「マン・アクティブ・バランسد」戦略に従って資産を配分するにあたり、以下に記載する様々な商品に投資することができます。投資対象ファンドは各種権利(サブ・アンダーライティングを含みます。)に投資することもあります。

投資対象ファンドによる投資の結果、新興市場に対するエクスポージャーが投資対象ファンドの純資産総額の20%を超える可能性があります。したがって、投資対象ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの大部分を占めるべきではなく、また、すべての投資者にとって適切であるとは限りません。

金融デリバティブ商品

一般に、原資産への直接投資よりも効率的であるかまたは費用対効果が高い場合に、以下に記載する金融デリバティブを利用することがあります。

先物取引	先物取引は、特定の市場へのエクスポージャーを得るために利用されることがあります。投資対象ファンドは、株式市場へのエクスポージャーを得るために株価指数先物に、また債券市場へのエクスポージャーを得るために債券先物に投資することがあるほか、通貨、金利、債券および株式に関連する先物に投資することがあります。 投資対象ファンドは、先進市場と新興市場の両方を含む世界中の幅広い株価指数および債券指数へのエクスポージャーを得ることを目指します。かかる株価指数について、特定の産業、セクターまたは地域に焦点を絞ることや、特定の時価総額に焦点を絞ることは想定していません。エクスポージャーを取得する対象とする債券指数は、投資適格債、ハイ・イールド債または無格付債に関する制限なく国債および／または社債により構成される可能性があります。 また、特定の市場リスクをヘッジするために先物取引を利用することがあります。
先渡取引	先渡取引は、市場リスクをヘッジするために利用することがあります。
スワップ	利益を得るとともに既存のロング・ポジションおよびショート・ポジションをヘッジすることを目的とする、スワップ（金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、リカバリー・レート・スワップ、配当スワップ、バリエーション・スワップおよびフォワード・スターティング・バリエーション・スワップ（通常はUCITSの定める適格株価指数に基づくもの）を含みます。）およびスワップション（通常は金利に基づくもの）を利用することがあります。トータル・リターン・スワップの原資産となるのは、株価指数および固定利付証券指数です。
差金決済取引	差金決済取引は、特定の市場リスクをヘッジし、より高水準のレバレッジをかけるために利用されることがあります。

譲渡可能証券

株式	投資対象ファンドは、あらゆる産業セクターおよび地理的セクターならびに時価総額の上場株式および普通株式に投資することがあります。
固定利付証券	投資対象ファンドは、投資適格債、ハイ・イールド債または無格付債に関する制限のない、固定金利および／または変動金利の国債および／または社債を含む固定利付証券に投資することがあります。投資対象ファンドは、かかる債券の発行体について地理的な焦点を絞ることはしません。

短期金融商品

短期金融商品	現金管理を目的として、預金証書、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、担保付借入および貸付債権、譲渡性預金証書、国債証券、変動利付債ならびにその他の短期債務を含む短期金融商品を利用することがあります。
--------	--

預金、現金および現金等価物

銀行預金	現金管理を目的として、定期預金を利用することがあります。
外貨	投資対象ファンドは、現金管理を目的として、外貨のポジションを保有することがあります。
その他の流動資産	現金管理を目的として、現金等価物（財務省短期証券、銀行預金証書、銀行引受手形等）および流動性のある国債証券を含むその他の流動資産を利用することがあります。

投資制限

投資対象ファンドは、2011年欧州共同体規則（譲渡可能証券の集団投資事業）（法令2011年第211号）（改正済）に定められる投資制限、および同規則に基づく適用あるすべてのアイルランド中央銀行規制（ただし、2013年中央銀行法（監督および執行）（第48条（1））（譲渡可能証券の集団投資事業）2015年規則（随時の改正および補足を含みます。）およびこれに関してアイルランド中央銀行が発布する指針を除きます。）、条件または適用除外（以下、「UCITS規則」といいます。）に従うものとします。

レバレッジ

投資対象ファンドは、上述した金融デリバティブ商品の利用を通じてレバレッジを行います。レバレッジは、すべての金融デリバティブ契約の想定元本の総額として定義されます。レバレッジの総額が、投資対象ファンドの純資産総額の600%を超えることは想定されていません。ただし、投資者は、投資対象ファンドのレバレッジ水準が随時変動する可能性があることに留意してください。

短期金利戦略が採用されている場合、この想定元本総額手法は、非常に高いレバレッジをもたらす可能性があり、通常、そうしたポジションに関連する実際の市場リスクは想定元本に反映されません。あるデリバティブ契約が、他のデリバティブ契約の市場リスクを部分的または完全に相殺する可能性があることにも注意が必要です。また、デリバティブ契約は、株式や債券といった非デリバティブ商品の保有に関連するリスクを軽減することもあります。UCITSによりデリバティブの想定元本総額を開示することが義務付けられていますが、かかる措置では上述したネットティングや相殺

は認められていないため、それがデリバティブの利用に伴う市場リスクを必ずしも表しているとは限りません。

投資者は、アンブレラ・ファンドの英文目論見書および投資対象ファンドの英文目論見書補遺の規定は随時変更される可能性があることに留意すべきです。

投資対象ファンドの投資運用会社

投資対象ファンド投資運用会社としてのAHLパートナーズ・エルエルピーの概要は以下のとおりです。

投資対象ファンドの投資運用会社について

AHLパートナーズ・エルエルピーの概要

- AHLパートナーズ・エルエルピー（1987年創業、本拠地：英国ロンドン）は、マン・グループ傘下のクオンツ・マルチアセット戦略を提供する資産運用会社です。
- マン・グループ（1783年創業、本拠地：英国ロンドン）は、複数の運用会社を傘下に持つ世界最大級のオルタナティブ投資を中心とする運用会社です。年金基金、保険会社、財団などの投資家を主な顧客基盤としています。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、バークホルダー氏は、HFファンド・サービス・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービス（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディ

レクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドは、半期ごとに一定額の収益を生み出すことがあります。ファンドの現在の分配方針では、米ドル・コース受益証券に関し、キャピタル・ゲインを超過し、関連する分配期間に関して米ドル・コース受益証券に帰属する投資元本(投資対象ファンドの投資証券の換価)から、各分配日について半期ごとの分配金(以下、「半期分配金」といいます。)を、当該コースの受益証券の保有者に対し支払うこととしています。

原則として、各分配日について支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、受益証券一口当たりの投資対象ファンドからの収益およびキャピタル・ゲインをはじめとする要素を考慮して、半期ベースで決定します。

さらに、投資者は、管理会社が、適切とみなした場合、米ドル・コース受益証券に帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、ある期間について米ドル・コース受益証券に関する半期分配金を支払わない選択をすることがあることにも留意することが重要です。管理会社がかかる選択をする場合とは、ファンドの投資目的および方針の適用が、前半期にマイナスの運用実績をもたらしたか、または管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社がその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金がその後も支払われるという保証や、支払われるとしてそれが同等の金額であるという保証はありません。

宣言された半期分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金を控除します。)。分配金は、関連する分配基準日に米ドル・コース受益証券の受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。

「分配期間」とは、分配宣言日(同日を含む)に終了し、初回分配期間の場合には設定日に、その後は前分配基準日の翌暦日に開始する期間をいいます。

「分配基準日」とは、各分配宣言日直前のファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。

【分配方針】

- 原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社がファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下、「基準価額」といいます。)の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払およびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（５）【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。
3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社（または代理人）がファンドの勘定で締結するいかなる取引（自らの利益のために管理会社（または代理人）が行う取引等）も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社（または代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社（または代理人）は、取得の結果、受託会社、もしくは管理会社（または代理人）が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社に対する合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社（または代理人）は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額（以下、「エクイティ・エクスポージャー」といいます。）が当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社（または代理人）は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下、「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分（以下、「債券エクスポージャー」と総称します。）が純資産総額の10%を超える場合、管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で（ ）（エクイティ・エクスポージャー以外の）有価証券、（ ）（デリバティブ・エクスポージャー以外の）金銭債権、および（ ）匿名組出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社（または代理人）は、ある投資信託／会社またはカウンターパーティー1社に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャー、およびデリバティブ・エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託／会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
10. 管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で、店頭デリバティブ取引および／またはその他の非デリバティブ取引に関する、あるカウンターパーティー単独の信用リスク（以下「カウンターパーティー・リスク」といいます。）が純資産総額の10%を超えることを許可してはなりません。カウンターパーティー・リスクとは、管理会社（または代理人）がファンドの勘定で行うカウンターパーティーに対する上記の取引に係る未実現利益から提供される担保金額を差し引いたものをいいます。120日以内に満期が到来する外国為替取引（ノンデリバブル・フォワードを除きます。）のカウンターパーティー・リスクは、ゼロとみなされます。

11. 管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で投資対象ファンド以外の投資信託、ファンドまたは会社の株式および／または受益証券に直接投資してはなりません。

いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により（上記（6）項から（10）項の投資制限に代表される）日本証券業協会のガイドラインからの逸脱がある場合、管理会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要な全ての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを（場合に応じて）追加、修正、または削除することができるものとします（この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。）。

管理会社（またはその代理人）は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社（またはその代理人）は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社（またはその代理人）は、（ ）単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、（ ）ファンドが投資を行っている、または管理会社（またはその代理人）の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および／または（ ）（a）ファンドの終了に備える目的のため、もしくは（b）ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社（またはその代理人）は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク・信用リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価の変動

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

公社債の価格変動

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

株価指数先物取引・債券先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物、債券先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場または債券市場の下落によって、株式市場または債券市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象証券または指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。

ファンドが活用する戦略に関するリスク

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、基準価額が予想外に下落する場合があります。

投資対象ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建てを行うことから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。また、レバレッジを活用して取引を行いますので、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資するため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

投資対象ファンドは、為替ヘッジを行います。影響をすべて排除できるわけではありません。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、（a）ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、（b）投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、（c）ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、（d）単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、（a）投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、（b）投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、（c）当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券のコースの投資利益（すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益）は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

その他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、その投資運用者の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

サブアドバイズド・ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、サブアドバイズド・ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってサブアドバイズド・ポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

分配

米ドル・コース受益証券に関する現在の分配方針では、分配は、半年ごとに各分配宣言日に対応する分配期間の米ドル・コース受益証券に帰属する投資元本（投資対象ファンドの投資証券の現金化）からその全部または一部が分配されることを宣言します。

分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する米ドル・コース受益証券の元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

コース間の負債

受益証券が複数のコースで発行されている場合、あるコースの受益証券の保有者はその他のコースの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のコースの負債がそのコースに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のコースに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しにより予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益（または損失）は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での基準価額が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益（または損失）は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - （1）資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび／または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から2 ファンド営業日以内に追加申込の購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同一受益証券コースの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口

当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る（その場合、同一受益証券コースの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する）可能性があります。同様に、同一受益証券コースの受益証券をかか期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一コースの受益証券を保有する受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する（以下「事前投資」といいます。）可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用（反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある）だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限られません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は、未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が、監査済み基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が、監査済み基準価額に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの受益証券の最後の残存コースの最終買戻日は2029年1月31日が予定されていますが、潜在的投資者は、ある受益証券のコースの全ての受益証券につき強制買戻事由が発生した場合（以下、「強制買戻事由」といいます。）、最終買戻日が早まることに留意すべきです。ある受益証券コースの受益証券に関する強制買戻事由は、(i)米ドル・コースの受益証券について、評価日において当該コースの受益証券に帰属する純資産総額が1,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、受益者全員に通知することにより、当該コースの受益証券の全てを強制的に買い戻すべきであると判断した場合、(ii)投資対象ファンドの投資証券が強制償還されたときに、管理会社が、受託会社と協議の上、管理会社の判断する口数の当該コースの受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合、または(iii)受託会社および管理会社が、ある受益証券のコースの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同

意した場合に発生します。下記に記載のとおり、投資対象ファンドにおけるクラスI投資証券の購入申込みが拒絶された場合、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドを終了することができます。

「評価日」とは、各ファンド営業日またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

（注）ファンドの最終買戻日は、管理会社と受託会社が協議の上、2029年1月31日まで延長されました。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

為替リスク

米ドル・コース受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含み、以下「投資者の通貨」といいます。）建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（米ドル安または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含みます。）および米ドルまたは場合によっては投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資者の通貨の高騰により、（a）純資産総額および基準価額の投資者の通貨の相当額ならびに（b）支払われる分配金（もしあれば）の投資者の通貨の相当額が減少する可能性があります。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうるようになります。

カントリー・リスク（政治的および/または規制リスク）

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および／または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

買戻し及び購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益（または損失）は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での基準価額が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益（または損失）は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。）が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンター

パーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンド

が投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたりターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および／または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および／またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドまたはこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社（管理会社を除きます。）も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

為替変動リスク

投資対象ファンドは、為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドの投資証券への投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドの投資証券を取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解する必要があります。

投資対象の集中

投資運用会社は、投資証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド投資運用会社および／または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性

があり、かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの投資主は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があります、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資運用会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資運用会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。受託会社、管理会社または投資運用会社が投資対象ファンドの投資に関して(代理人または代表者を通じて)議決権を行使できる場合であっても、当該投資に関する受託会社または管理会社による議決権の行使は投資対象ファンドの他の投資者の議決権の行使と一致しないことがあり、当該他の投資者の方がより強力な議決権を有する可能性があります。

アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資運用会社およびその他のアンダーライニング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用（運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。）の重複が生じうることに留意すべきです。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意するべきです。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ピークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ピークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ピークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ピークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者（ファンドおよびその他投資者を含みます。）による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される投資証券の強制償還が生じる可能性があり、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般

投資対象ファンドの投資証券の価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものに基きます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

投資戦略リスク

投資対象ファンドに関する意思決定を支援するために、独自のおよび第三者のデータおよびシステムが使用されています。データの不正確さ、ソフトウェアまたはその他の技術的不具合、プログラミングの誤りおよび同様の状況によりこれらのシステムのパフォーマンスが低下し、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資対象ファンドの運用に用いられる数量モデルが期待どおりに機能すること、または投資対象ファンドがその目的を達成できることを保証するものではありません。

取引エラーのリスク

投資対象ファンド投資運用会社によって運営される複雑な実行モダリティならびに取引の速度および量は、事後的に見ると、常に、実行戦略によって要求または意図されていない取引の実行や、取引が実行されるべきときに時折実行されないことをもたらします。投資対象ファンド投資運用会社は、ブローカー等のカウンターパーティーによって取引エラーが引き起こされた場合、合理的かつ実行可能な範囲で、そのような取引エラーに関連する損失を当該カウンターパーティーから回収することを試みます。投資対象ファンド投資運用会社によって取引エラーが引き起こされた場合、当該取引エラーの文書化および解決のために正式な手続きが整備されています。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドを代理して行う取引の量、多様性および複雑性を考慮すると、投資者は取引エラーが時折発生することを想定すべきです。当該取引エラーにより投資対象ファンドに利益が生じた場合、当該利益は投資対象ファンドにより留保されます。ただし、取引エラーにより損失が生じた場合、投資対象ファンドの取締役が別途定める場合を除き、投資対象ファンド投資運用会社がその内部方針に従って負担します。

モデルおよびデータに関するリスク

投資対象ファンドに関して、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンド投資運用会社の投資専門家に取引ごとの裁量を与えるよりはむしろ、独自の数理的数量的モデル（以下、個別にまたは総称して「本モデル」といいます。）ならびに投資対象ファンド投資運用会社が開発したデータおよび第三者から提供されたデータ（以下、総称して「本データ」といいます。）に大いに依存しています。本モデルおよび本データは併せて、投資決定の構築、現在および潜在的な投資対象の評価（取引を目的とする場合および投資対象ファンドの純資産価額の決定を目的とする場合を含みますがこれらに限定されません。）、リスク管理に関する洞察の提供ならびに投資対象ファンドのポジションおよび投資対象のヘッジの支援のために用いられます。本モデルおよび本データは、エラー、遺漏、不完全性および機能不全を含むことが認識されています（以下、総称して「システム・イベント」といいます。）。

投資対象ファンド投資運用会社は、内部テスト、シミュレーション、リアルタイム・モニタリング、ポートフォリオ全体の管理プロセスおよび（多くの場合）ソフトウェア・コード自体における独自のセーフガードの利用の組み合わせを通じて、実行可能な限りにおいて、システム・イベントの発生および影響を軽減するように努めています。当該テスト、モニタリングおよび独自のセーフガードにもかかわらず、システム・イベントによって、特に、予期せぬ取引の実行、予定していた取引の実行の失敗および遅れ、適切な取引配分の失敗、利用可能なデータの適切な収集および整理の失敗、一定のヘッジもしくはリスク軽減措置の不履行、ならびに／または一定のリスクを増大させる措置の実行が発生し、投資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。第三者から提供された本データにおけるシステム・イベントは、通常、投資対象ファンド投資運用会社の支配が全く及びません。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドを代理して従事する調査およびモデリングのプロセスは、極めて複雑であり、金融的、経済的、計量経済学および統計的な理論、調査およびモデリングと関係しており、かかる投資アプローチの結果は、コンピューター・コードに変換されなければなりません。投資対象ファンド投資運用会社はこれらの機能のそれぞれに関する技能を有する個人を雇い、適切な水準の監督を実施し、その他の軽減措置およびプロセスを採用するように努めています。個々の業務の複雑さ、当該業務を統合することの困難さおよび最終製品の「現実世界」でのテストを実行する可能性が制限されていることによって、シミュレーションおよび類似の方法があっても、本モデルのコードに一または複数のコーディング・エラーが含まれる可能性が生じ、システム・イベントが発生する潜在的可能性があり、さらに、一または複数の当該コーディング・エラーが投資対象ファンドの運用パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社の投資戦略は、大量の本データの収集、クリーニング、選択および分析の実行に大いに依存しています。したがって、本モデルは、適切な本データの入力に大いに依存しています。しかしながら、すべての関連する利用可能な本データを、本モデルの予測、投資決定およびその他のパラメーターに組み込むことは不可能および実行不能です。投資対象ファンド投資運用会社は、各投資戦略に関してどのような本データを収集し、当該本データのどのような小集合を本モデルにおい

て考慮して、最終的な投資決定に影響を及ぼす可能性がある予測を立てるかを決定するための裁量を行います。さらに、本データの収集の自動化された性質のため、利用可能な本データの量および重要性、本データのクリーニングの複雑性および（多くの場合における）マニュアル性、ならびに本データの大半が第三者の情報源由来であるという事実のため、常に、要求されたおよび／または関連する本データの全部を投資対象ファンド投資運用会社が入手可能または処理するというわけではありません。特定の本モデルの長所、価値および／または強みにかかわらず、不正確な本データが入力された場合には、設計どおりのパフォーマンスとはならず、システム・イベントが発生し、投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。さらに、本データが正確に入力された場合であっても、本モデルを通じて本データによって予想された「モデル価格」は、特に、投資対象ファンドが投資する可能性のある、デリバティブ等の複雑な特徴を有する金融商品について、市場価格とは大幅に異なる場合があります。

不正確または不完全な本データが利用可能である場合、投資対象ファンド投資運用会社は、自らが利用可能な本データに基づき引き続き予測を立て、投資決定を行うことができ、多くの場合にそうします。さらに、投資対象ファンド投資運用会社は、一定の利用可能な本データについて、予測を立てかつ／または投資決定を行う上で有益である可能性があっても、特にテクノロジー費用または第三者ベンダー費用のため、収集の費用対効果が低いと判断することができ、その場合、投資対象ファンド投資運用会社は当該本データを利用しません。投資対象ファンド投資運用会社は、自らが利用する本データの選択について完全な裁量を有しています。投資対象ファンド投資運用会社は、本モデルに関して予測を立て、または取引決定を行うにあたり、特定の本データまたは本データの種類の利用を選択し、またはその利用を差し控えることができます。本モデルに関して予測を立て、または取引決定を行うにあたり利用される本データは、(i) 利用可能な最も正確なデータではなく、また(ii) 誤りのないデータでないことがあります。本モデルに関連して利用される本データのセットには限りがあります。大量の本データの収集、クリーニング、選択および分析に関連する上記のリスクは、投資対象ファンド投資運用会社のような数量的なプロセスドリブン型のシステムのアドバイザーによる投資に固有のものであります。本モデルおよび本データが不正確、誤導的または不完全であることが判明した場合、これらに依拠してなされた決定によって、投資対象ファンドは、潜在的な損失にさらされ、時間の経過とともに当該損失が拡大する可能性があります。たとえば、本モデルおよび本データに依拠することにより、投資対象ファンド投資運用会社が、ある投資対象を高すぎる価格で買い付け、または他の投資対象を安すぎる価格で売却し、または好ましい機会を完全に逃すこととなる可能性があります。同様に、誤った本モデルおよび本データに基づくヘッジは、成功しないことが判明する可能性があり、また、投資対象ファンドの純資産価額を決定するにあたり、評価についての本モデルに基づく投資対象ファンドの投資対象の評価が不正確であることが判明する可能性があります。

さらに、本モデルが将来の変動を不正確に予想することで、キャッシュフローおよび／または時価評価ベースでの潜在的な損失につながる可能性があります。加えて、予期せぬまたは発生する確率の低い状況（多くの場合、ある種のマーケット・イベントまたは混乱が伴います。）において、本モデルは、システム・イベントであるか否かを問わず、予期せぬ結果を引き起こす可能性があります。

本モデルおよび本データにおける誤りは、多くの場合、検出することが極めて難しく、本モデルの場合には、設計書または仕様書がないことでシステム・イベントの検出がより難しくなる場合があります。回顧的に判断して、その検出がいかに難しいようにみえるかにかかわらず、一部のシステム・イベントは長期間にわたり検出されないままとなる可能性があり、また一部は決して検出されない可能性があります。最後に、投資対象ファンド投資運用会社は、自らの単独の裁量により対処または修理しないことを選択する一定のシステム・イベントを識別し、また、投資対象ファンド投資運用会社が、自らの単独の裁量により対処または修理しないことを選択したことを投資対象ファンド投資運用会社が承知しているシステム・イベントが第三者ソフトウェアにより引き起こされます。これらのシステム・イベントにより発生した悪影響は、時間の経過とともに拡大する可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、通常、システム・イベントの潜在的影響に関する重要性分析を実行していません。投資対象

ファンド投資運用会社は、本モデルに関して実施されたテストおよびモニタリングによって、数量的、体系的、かつコンピューター化された投資プログラムの賢明な運用者であればシステム・イベントを発生させた元の問題を特定し、修正することにより対処するであろう当該システム・イベントを特定し対処することができるものと考えています。ただし、当該プロセスが成功する保証はありません。投資家は、システム・イベントならびに結果として生じるリスクおよび影響が、投資対象ファンド投資運用会社のようなプロセスドリブン型のシステム的な投資対象ファンド投資運用会社による投資固有のものであることを想定すべきです。したがって、投資対象ファンド投資運用会社は、投資家に対して、発見されたシステム・イベントを開示することを予定していません。

投資対象ファンドは、システム・イベントに関連するすべての損失の負担を含む、本モデルおよび本データへの依拠に関連するリスクを負担します。

陳腐化リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、本モデルの基礎となる前提が現実的なものであり、かつ将来においても現実的かつ関連性があるままであるか、または当該前提が市場環境全体の変化に合わせて調整されない限り、その数量的、システム的な投資戦略の展開において成功する可能性は低いものとなります。当該前提が不正確であるか、または不正確なものとなり、速やかに調整されない場合、本モデルは、収益性のある取引の契機を生じさせない可能性が高くなります。本モデルが一定の関連する要素を反映せず、投資対象ファンド投資運用会社がテストおよび評価を通じて本モデルを修正することにより当該遺漏の対処に成功しない場合、重大な損失が生じる可能性があり、当該損失のすべては投資対象ファンドが負担します。投資対象ファンド投資運用会社は、引き続き新たな本モデルをテスト、評価および追加し、それにより、既存の本モデルは随時修正される可能性があります。投資家は、本モデルおよび投資戦略の追加、修正または削除を通知されず、また承認することもあります。投資対象ファンドのパフォーマンスに対する、本モデルまたは投資戦略の追加、修正および削除を含む変更の（プラスまたはマイナスの）影響については、いかなる保証也没有。

クラウドディング／収斂

定量性にフォーカスした運用会社の間において激しい競争があり、投資対象ファンド投資運用会社が世界全体の株式市場およびその他のヘッジファンドと相関性の低い収益を上げることができるかどうかは、収益性が高いと同時に、他の運用会社が採用するものとは差別化された本モデルを採用することができるかどうかにかかっています。投資対象ファンド投資運用会社が十分に差別化された本モデルを開発することができない場合、当該本モデルが絶対的な意味で収益性があるか否かを問わず、投資対象ファンドの投資目標が達成されない可能性があります。さらに、本モデルが他の運用会社が採用するものと類似するようになった場合、市場の混乱により、予想に関する本モデル（投資対象ファンドが採用するもの等）が悪影響を受ける可能性があります。これは、市場において本モデル（または類似する定量性にフォーカスした投資戦略）を利用する多くのファンドにわたる同時取引により、当該混乱が流動性の低下または急速な価格再設定を加速する可能性があるためです。

市場リスク

投資対象ファンドは、市場リスクにさらされます。市場リスクとは、特定の株式、ファンド、産業または証券全般の価値が下落するリスクをいいます。投資対象ファンドの投資対象の価値は、投資対象ファンドが投資する証券の価格に伴って上昇・下落します。証券の価格は、発行体の過去および将来の利益、その資産の価値、経営上の決定、発行体の商品またはサービスの需要、生産コスト、経済情勢全体、金利、為替相場、投資者の認識、地政学的要因および市場の流動性を含む多くの要因に伴って変動します。

新興市場

投資対象ファンドは、様々な市場に投資を行い、その一部は、「新興市場」または「フロンティア市場」と考えられることがあります。多くの新興市場またはフロンティア市場は、経済・政治の両面で発展途上であり、数少ない商品または産業のみで成り立っていて、相対的に政情および経済が不安定で

す。多くの新興市場またはフロンティア市場国は、確立された製品市場を持たず、企業は深みのある経営体制に欠け、または重要産業の国営化等といった政治的もしくは経済的なできごとの影響を受けやすい可能性があります。新興市場またはフロンティア市場における企業その他の事業体への投資、および新興市場またはフロンティア市場のソブリン債への投資は、高いリスクを伴う可能性があり、投機的となる可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社は、フロンティア市場が新興市場に類似するものと考えています。しかしながら、フロンティア市場の企業は、新興市場と比べて規模が小さく、数が少ない上、投資家も少なく、取引も頻繁ではありません。またフロンティア市場においては、規制、企業情報が少なく、透明性に欠けます。フロンティア市場は、次世代の新興市場となると一般的に予想されています。リスクには、(i)収用、没収課税、国有化、社会的および政治的不安定性（後の選挙その他の後の政権交代のリスクを含みます。）ならびに経済的不安定性のリスクが高いこと、(ii)新興市場の発行体市場における証券およびその他の投資対象の市場の一部が相対的に現行の規模が小さく、また、相対的に現在の取引量が少ないことにより、流動性の不足および価格のボラティリティがもたらされていること、(iii)一定の国策によって、投資対象ファンドの投資機会が制限される可能性があること（関連する国益との関係でセンシティブとみなされる発行体または産業への投資制限を含みます。）、(iv)民間または外国投資および私有財産を規律する整備された法制度がないこと、(v)高いインフレ率またはハイパーインフレの可能性があること、(vi)通貨リスクおよび外国為替管理の賦課、延長または継続、(vii)金利リスク、(viii)信用リスク、(ix)低水準の民主的責任、(x)会計基準および監査実務の差異によって信頼性の低い財務情報がもたらされること、(xi)異なるコーポレートガバナンス制度、(xii)政府または政府機関により発表される公式データの品質、タイミングおよび信頼性の不足、ならびに(xiii)意思決定への政府または軍隊の介入、テロ行為、市民暴動、過激主義、隣国間における敵対行為による政治的不安定性が含まれます。

上記の新興市場またはフロンティア市場に関するリスクは、カウンターパーティー・リスクを増加させます。さらに、投資者による新興市場またはフロンティア市場に係るリスク回避が、当該市場において行われたまたは当該市場にエクスポージャーを有する投資の価値および／または流動性に著しい悪影響を与え、上記のいずれかの要素によって生じる当該投資の実際のまたは予想される価値の下落を加速させる可能性があります。新興市場またはフロンティア市場は、数多くの市場の不完全性を特徴とし、その分析には、市場における長年の経験と補完的な各種専門家スキルが求められます。これらの非効率性には、()ソブリン債リスクと資産価格の変動に対する政治の影響、()正式な官僚組織および個々の経済的要素レベルでの歴史的または文化的な行動規範の欠如といった、新興市場における構造上の不完全性、()新興市場における資産クラスが構築中であり、市場を動かす情報が利用可能な情報の一部分に過ぎず、基礎となるできごとおよびソブリン債リスクの根拠が資産の価格に影響を与えるまでに数日、数ヶ月、時には数年を要するという事実、()流動性の不完全性および市場集中の予測不能性ならびに()情報の不均衡（多くの場合、経験および現地に関する知識に起因します。）、および一部の市場参加者が他者の入手できない市場情報を入手できるという事実が含まれます。投資対象ファンド投資運用会社は、これらの市場の不完全性を生かして投資対象ファンドの投資目的の達成を目指します。しかしながら、当該目的をいつでも達成できるという保証はありません。昨今、一部の新興またはフロンティア市場国の税制は急激に変更されており、中には予告なく行われ、遡及的効力を伴って適用されたものもありました。これらの国では、巨額の財政赤字により、政府が切実に税収を必要とすることがある一方で、経済状況により、潜在的な納税者が税金債務を履行する能力が低下しています。一部では、税法違反が蔓延し、問題に対処する人材が不足し、経験の乏しい税務官によって一貫性のない形で法律が執行されています。さらに、証券取引の決済および資産の保管に関する市場の慣行が、先進国のように整備されていないことがあり、これらの国における取引の実施につきリスクが増加しています。

固定利付証券

固定利付証券は、発行体がその債務の元本および利息を返済する能力に関するリスク（信用リスク）にさらされ、また、金利感応度、発行体の弁済能力に関する市場認識および一般的な市場の流動性等の

要因による価格変動にさらされる可能性（市場リスク）もあります。投資対象ファンドが投資する可能性のある固定利付証券は、金利の変動に左右されます。通常、金利の上昇に伴い固定利付証券の価値は減少し、通常、金利の低下に伴い固定利付証券の価値は増加します。したがって、投資対象ファンドのパフォーマンスは、市場金利の変動を予想し、これに対応し、投資資本に関連するリスクを最小限に抑えつつリターンを最大化するべく適切な戦略を用いる能力に部分的に左右されます。

非投資適格証券

投資対象ファンドは、その資産の大部分を、リスクの高い投資とみなされ、投資対象ファンドに収益や元本を喪失させるおそれのある非投資適格証券（「ハイ・イールド」証券等）に投資することがあります。当該証券は、格付機関がデフォルトのリスクが高いことを示唆する格付けを付与している金融商品です。ハイ・イールド債およびその他の金融商品の市場価値は、不安定な傾向にあり、それらの流動性は投資適格証券を下回ります。

エクイティ

投資対象ファンドは、エクイティ証券およびエクイティ・デリバティブに投資することが見込まれます。これらの金融商品の価値は、通常、発行体の業績およびエクイティ市場の動向によって変動します。その結果として、投資対象ファンドが、その業績が投資対象ファンド投資運用会社の予想から逸脱する発行体のエクイティ商品に投資し、またはエクイティ市場が概ね一方向のみの変動を見せ、かつ、投資対象ファンドが当該変動に対するヘッジを行っていない場合に、投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。また、投資対象ファンドは、発行体が、例えば転換証券の場合、転換証券の転換時に市場性のある普通株式を交付することや、一般市場における再販売のために制限付き証券を登録するなどの契約上の債務を履行しないリスクにさらされる可能性もあります。

レバレッジおよび金融取決め

投資対象ファンドは、一時的に借入れを行い、および／またはあらゆる種類のレバレッジ（デリバティブ商品に基づくレバレッジをかけたポジションまたはショート・ポジションを含みます。）を利用することがあります。レバレッジは、トータル・リターンの増加の機会を提供するものの、損失の可能性も増加させる効果を有します。したがって、投資の価値に悪影響を与えるあらゆる事由は、レバレッジが利用される程度に応じて深刻化し、ショート・ポジションの手仕舞いに伴い多額の損失が生じるおそれがあります。

デリバティブ商品全般

投資対象ファンドは、スワップ取引およびその他のデリバティブ商品の取引を締結することがあります。これらのスワップ取引、オプション取引およびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティーによる不履行のリスク（カウンターパーティーの財務の健全性および弁済能力に関するリスクを含みます。）、法定的リスクおよびオペレーショナル・リスクを含む各種リスクにさらされています。これらの商品は、異常にまたは予想外に高額な損失を発生させることがあります。さらに、投資対象ファンドは、将来において、現在利用が企図されていない、または現在利用不可能なその他の特定のデリバティブ商品に関する機会を活用することがあります。将来において、現時点では特定不可能な特別なリスクが生じる可能性があります。投資対象ファンドが参加する可能性のあるデリバティブ商品に係る規制および税制をとりまく環境は整備中であり、当該証券に関する規制または税制の変更が投資対象ファンドに重大な悪影響を与える可能性があります。また、投資対象ファンドは、一部の投資につきショート・ポジションを得る目的でデリバティブ商品を利用することがあります。当該投資の価値が増加した場合、投資対象ファンドの価値に悪影響が及ぶ可能性があります。極端な市況において、投資対象ファンドが理論上無限の損失に直面する可能性があります。かかる極端な市況とは、投資対象ファンドの投資者が、特定の場合において最低限のリターンしか得られないもしくはリターンを得られない、またはその投資につき損失を被るような状況をいいます。

戦略の目的が達成できる保証、すなわち、ロング・ポジションの価値が低下せず、かつショート・ポジションの価値が増加せず、取引のいずれの要素についてもファンドに損失を生じさせるという保証は

ありません。多くの法域において、昨今、空売りに関する制限および報告要件が課されています。とりわけ2008年秋にSECが950社超の上場会社の株式につき一時的に空売りを停止したほか、2011年夏の金融市場の著しい変動により、様々な法域において、空売りが制限または禁止されました。これらの制限および報告要件により、ファンドがその投資戦略（ロング/ショート戦略の一環としてのものまたは投資のヘッジに関連するものを含みますが、これらに限られません。）を成功裏に実施し、かつその投資目的を達成することが妨げられるおそれがあり、その投資目的を達成できる場合であっても、かかる規制がない場合よりも著しく高額な費用をもってしか投資目的を達成できない可能性があります。さらに、空売りに関連する報告要件により、ファンドの競合他社がそのショート・ポジションに関する情報を得て、ファンドのリターンに悪影響が及ぶ可能性があります。

先物およびオプション取引ならびにヘッジ戦略

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために先物およびオプションを利用し、その投資または投資目的の全体的なリスクのヘッジ、または低減を試みることが見込まれます。投資対象ファンドがこれらの戦略を利用する能力は、市場状況、規制限度および税務上の問題により制限されることがあります。これらの戦略の利用は、特定の特別なリスクをはらみ、(i) 投資対象ファンド投資運用会社がヘッジされる証券の値動きおよび金利変動を予測する能力への依拠、(ii) 先物またはオプション取引が依拠する証券または通貨の値動きと投資対象ファンドの証券または通貨の値動きの不完全な相関関係、(iii) 特定の時期における特定の金融商品に対して流動性が高い市場の欠如、(iv) カウンターパーティーの不履行によるリスク（相手方の財務健全性および信用度に関連するリスクを含みます。）、(v) 先物取引に内在するレバレッジの程度（すなわち、先物取引において通常要求される保証金が低いということは、その先物取引が非常に高レバレッジである可能性があることを意味します。）ならびに(vi) 投資対象ファンドの債務を補填するために分離されている資産の割合により、効果的なポートフォリオ運用または買戻しの要求に応じ、もしくは短期債務を果たす能力に対する障害が生じる可能性があることが含まれます。したがって、先物取引における比較的小さな値動きが、投資対象ファンドにとって早急かつ相当な損失をもたらすことがあります。

事業および規制リスク

投資対象ファンドの存続期間中には、法的、税務および規制上の変化が生じることがあり、その変化の中には投資対象ファンドに悪影響を、場合によっては著しく、及ぼす可能性のあるものもあります。金融サービス業界は一般的に、そして集団投資スキームおよびその管理会社の活動は特に、集中的な、そして増加しつつある規制上の監視の対象となっています。かかる監視は、投資対象ファンドの潜在的な負債ならびに法的、コンプライアンスおよびその他関連費用に対するエクスポージャーを増大させることがあります。規制監督の増加は、調査への回答や新規方針および手順の実施を含みますが、これらに限られない管理上の追加負担を投資対象ファンド投資運用会社に課す可能性もあります。かかる負担は、投資対象ファンド投資運用会社の時間、関心およびリソースをポートフォリオ運用活動以外に振り向けることがあります。さらに、課せられる制限を含む特定の規制上の変化は、投資対象ファンドの資産のみに関するものではなく、投資対象ファンド投資運用会社が運用する資産全体を参照することによって課される可能性があります。かかる状況においては、投資対象ファンド投資運用会社によるかかる制限の遵守が、利益相反を生じさせることがあります。さらに、証券および先物市場は、包括的な制定法、規制および保証金要件に従います。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場で緊急事態が発生した際に特別な行動を取る権限を有します。デリバティブ取引およびかかる取引に関係するファンドの規制は、法律の発展途上の分野であり、政府および司法の活動の変更の対象となる可能性があります。

一般的に、投資対象ファンド、投資対象ファンド投資運用会社、それらが取引および投資を行う市場またはビジネスを行うカウンターパーティーに適用される規制の変化が将来起こる可能性があるとしても、それがどのようなものであるかを予測することは不可能です。投資対象ファンドに対する将来の規制変化が、もしかすると著しい悪影響を及ぼすこともあり得ます。投資家は、投資対象ファンドの事業

が活動的で、経時的に変化することが見込まれていることを理解する必要があります。したがって、投資対象ファンドは、将来新たなまたは追加の規制上の制約の対象となることがあります。かかる規制は、投資対象ファンドの運営に大きな影響をもたらすことがあります。

外国税

アンブレラ・ファンドは、アイルランド以外の国において稼得した所得および投資に由来するキャピタル・ゲインについて税金（源泉徴収税を含みます。）の支払義務を負うことがあります。アンブレラ・ファンドは、アイルランドと他の国の間の二重課税防止条約に基づく当該外国税の税率引下げの恩恵を受けられないことがあります。したがって、アンブレラ・ファンドは、特定の国において自身が支払った外国源泉徴収税の還付を受けられない可能性があります。この状況が変化し、かつアンブレラ・ファンドが投資対象ファンドについて外国税の還付を受けた場合、投資対象ファンドの純資産総額が再表示されず、その還付額は、還付時において存在していた投資対象ファンドの投資主に対して比例按分して分配されます。

FATCAに基づく源泉徴収の対象となる可能性ある米国由来の支払い

一般的に米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国法により、通常、非米国の金融機関（投資会社を含みます。）に対する米国由来の所得および米国由来の利息または配当金を生じる資産の売却代金の特定の支払いにつき、当該金融機関がIRSに対して当該金融機関に直接的または間接的に口座を有する特定の米国人の氏名、住所および納税者番号ならびに当該口座に関するその他の特定の情報を開示していない場合には、30%の源泉徴収税が課されます。米国とアイルランドは、FATCAに関連して「モデル1」政府間協定（以下「US IGA」といいます。）を締結しています。US IGAは、上記の要件を修正するものですが、通常、アイルランド政府、ひいてはIRSに対する類似の情報の開示を要求しています。投資対象ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の賦課を回避するべくFATCAおよびUS IGAに基づき自身に課された義務を遵守する意向ですが、これに成功する保証はありません。

その他の税務当局に対する投資主情報の自動報告

「共通報告基準」として知られる自動情報交換制度がアイルランドで適用されます。当該政策に基づき、アンブレラ・ファンドは、アイルランド歳入局に対し、投資者に関する情報（投資者の身元、居住地および納税者番号ならびに所得額および投資対象ファンドの投資証券につき投資主が受領した売却額または償還額の詳細を含みます。）の報告を要求されています。その結果、投資主は、当該情報をアンブレラ・ファンドに提供することを要求されることがあります。当該情報は、法令遵守を理由としてのみ収集され、権限のない者には開示されません。

投資者は、投資対象ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるよう、管理事務代行会社に対して追加の情報提供を求められる場合があります。要求された情報を提供できなかった場合、投資者は、その結果発生した罰金もしくはその他の料金の負担、および/または自らの受益証券の強制償還を課せられ、かつ/または投資者がFATCAについて要求された情報を提供できなかった場合と同様の態様による不利益な結果を被る場合があります。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、日本における販売会社、管理事務代行会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネージャー、投資顧問会社または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た

利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は、ファンドとは別個かつ独立した、トラストに属する他のシリーズ・トラストならびにその他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対し、利害関係人が取り決める条件において自由に類似またはその他の役務を設定および提供することができ、かつ各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

- （a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- （b）同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとはみなされないものとします。
- （c）その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- （d）利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびに各関連会社は、サブアドバイザー・ポートフォリオ

に含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産（場合による）に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

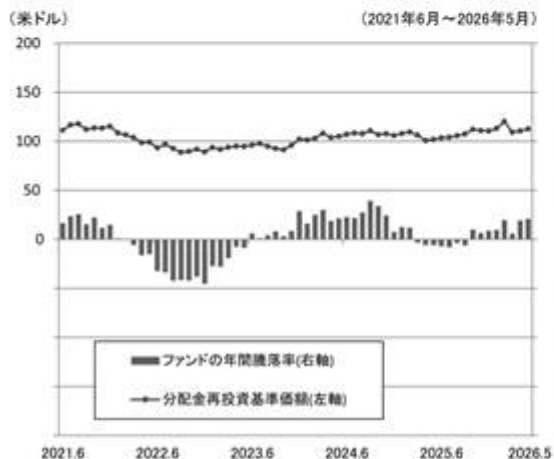
管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

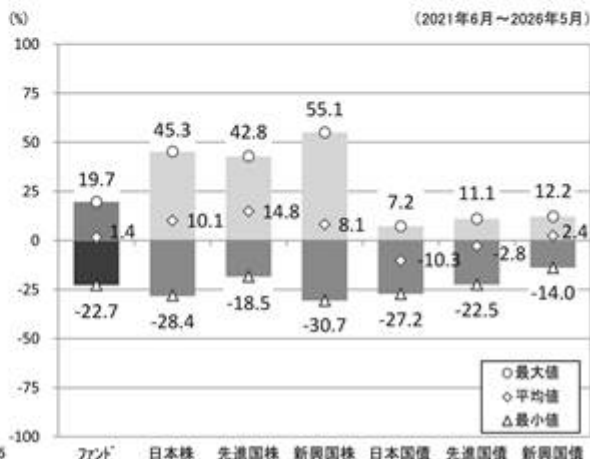
ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（課税前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

〈各資産クラスの指数について〉

日 本 株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
日本国債：FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
先進国債：FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込) を株式会社 J P X 総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース) を MSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース) を MSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス (米ドルベース) を FTSE Russell から、FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース) を FTSE Russell から、FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース) を FTSE Russell から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

米ドル・コースの申込手数料の額は、申込口数に応じて、購入金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする日本における販売会社が定める手数料とします。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として日本における販売会社に支払われます。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

投資対象ファンドの投資証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、ファンドの純資産総額に対して、年率1.76%から2.26%程度を乗じた額となります。

（注１）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

（注２）本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.31%以内^{（注１）}となることが見込まれます。

（注１）設定日から起算して66ファンド営業日目の翌日以降において、前ファンド営業日における過去65ファンド営業日間の分配金再投資基準価額の騰落率が2%未満である場合には、年率0.81%以内となることが見込まれます。

（注２）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義されます。）から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算される、（a）純資産報酬レートまたは（b）（i）当初期間中は当初最低報酬、（ii）その他の全ての場合は継続最低報酬の、いずれか高い方に等しい報酬を、毎四半期に後払いで受け取る権利を有します。

管理事務代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

「純資産報酬レート」とは、ファンドの純資産総額の2.5億米ドル以下の部分に対して年率0.08%、次に、2.5億ドル超5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、そして、5億米ドル超の部分に対して年率0.06%で、資産に応じて段階的に計算される金額をいいます。

「当初期間」とは、設定日（同日を含みます。）から始まり、それから6か月後に終了する期間をいいます。

「当初最低報酬」とは、（a）発行されている受益証券コースが2以下の場合には年換算42,000米ドル、（b）発行されている受益証券コースが3以上の場合には年換算42,000米ドルに1コース増加毎に年換算6,000米ドルが加算された金額をいいます。

「継続最低報酬」とは、（a）発行されている受益証券コースが2以下の場合には年換算84,000米ドル、（b）発行されている受益証券コースが3以上の場合には年換算84,000米ドルに1コース増加毎に年換算6,000米ドルが加算された金額をいいます。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、受益証券コースに帰属する資産から、以下の報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。

（a）計算期間の当該受益証券コースに帰属する基準価額（分配金総額の再投資後の基準価額）が2%未満増加した場合、各計算評価日につき、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率0.40%の報酬、または

（b）上記以外の場合、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率0.75%の報酬

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

疑義を避けるために付言すると、販売報酬は、初回計算評価日の前に到来する各評価日に関しては、上記（b）に従って計算されます。

（注1）「計算期間」とは、該当する計算評価日の直前の65ファンド営業日間をいいます。

（注2）「計算評価日」とは、設定日から起算して66ファンド営業日目の翌日以降の各ファンド営業日をいいます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬（以下、「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用（以下、「通常経費」といいます。）を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、管理会社代行サービス会社報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては2020年3月23日(以下「当初払込日」といいます。)、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。)、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされる、純資産総額の年率の0.15%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算される、受益証券コースに帰属する資産から、以下の報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。

(a) 計算期間の当該受益証券コースに帰属する基準価額(分配金総額の再投資後の基準価額)が2%未満増加した場合、各計算評価日につき、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率0.05%の報酬、または

(b) 上記以外の場合、当該受益証券コースに帰属する純資産総額の年率0.20%の報酬

管理会社代行サービス会社報酬は、ファンドの管理会社代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

疑義を避けるために付言すると、管理会社代行サービス会社報酬は、初回計算評価日の前に到来する各評価日に関しては、上記(b)に従って計算されます。

(注1)「計算期間」とは、該当する計算評価日の直前の65ファンド営業日間をいいます。

(注2)「計算評価日」とは、設定日から起算して66ファンド営業日目の翌日以降の各ファンド営業日をいいます。

2026年1月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	89,015	米ドル
販売報酬	247,099	米ドル
代行協会員報酬	4,066	米ドル
報酬代行会社報酬	48,790	米ドル
投資運用会社報酬	60,987	米ドル
管理会社代行サービス会社報酬	56,103	米ドル

投資対象ファンドの報酬、費用および経費

ファンドは、その資産の実質全額を投資対象ファンドに投資する予定であるため、ファンドは、投資対象ファンドに適用される以下の報酬、費用および経費を間接的に負担します。

投資対象ファンドの報酬の総額は、投資対象ファンドの運用資産の年率1.09%以内となることが見込まれます(特定の固定報酬は変更される場合があります。)。本書の提出日現在、投資対象ファンドの

報酬は、投資対象ファンドの運用資産の年率0.95%ですが、今後この数値は見直される場合があります。

以下のサービス提供会社はそれぞれ、前月の投資対象ファンドの1日当たりの平均純資産価格に基づき、以下の割合にて毎月後払いで支払われる報酬を受け取ります。これらの報酬には、各サービス提供会社に支払われる経費は含まれません。

管理報酬

投資対象ファンド管理会社は、Iクラス投資証券に帰属する投資対象ファンドの資産から、該当する月のIクラス投資証券に帰属する投資対象ファンドの平均純資産価格の年率0.75%の12分の1の割合にて毎日発生し、毎月後払いで支払われる管理報酬を受け取る権利を有します。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンド投資運用会社の報酬を自らの報酬から支払い、投資対象ファンド投資運用会社は、投資顧問会社の報酬(もしあれば)を自らの報酬から支払います。

管理事務代行報酬

投資対象ファンド管理会社および投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの資産から、該当する月の投資対象ファンドの平均純資産価格の年率0.30%の12分の1の割合にて毎日発生し、毎月後払いで支払われる年間管理事務代行報酬を受け取る権利を有します。

保管会社報酬

投資対象ファンド保管会社は、投資対象ファンドの資産から、投資対象ファンドの純資産価格の年率0.04%を上限とする保管会社報酬に加え、当該報酬に適用される付加価値税(もしあれば)を受け取る権利を有します。

費用および経費

投資対象ファンドは、投資対象ファンドのために投資対象ファンド管理会社が負担した合理的な経費で、投資対象ファンドに帰属するもの(投資対象ファンド投資運用会社、管理事務代行会社および/または販売会社が負担し、投資対象ファンド管理会社に請求したものを含みます。)に関して、自らの資産から、投資対象ファンド管理会社に払戻しを行います。

また、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの登記、様々な法域における規制当局、監督当局または財務当局に対する支払い、専門家報酬および税務申告業務など、その他の費用に関しても、投資対象ファンドに容易に帰属する場合は、これを負担します。

投資対象ファンドの設定および受益証券の募集に関連する費用および経費は、投資対象ファンドにより、投資対象ファンドの設定後3年間にわたり分割して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

(a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料

(b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)

() 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用

() 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税

() 副資産保管会社報酬および費用

() 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料

() 借入れにかかる利息

() 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用

() 保険の費用(もしあれば)

() 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用

- () 登録サービスの提供
- () 財務書類の準備および純資産総額の計算
- () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
- () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社（および適法に任命された代理人）に補償するために必要な金額
- () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用（募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。）ならびにファンドおよび各コースの受益証券の販売に関わる手数料（もしあれば）、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、4 会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年1月31日に終了した会計期間におけるその他の手数料等は62,377米ドルです。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2026年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます。
- なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、（トラストまたはファンドに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される）いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法（その後の改正を含みます。）第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年 5 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資法人投資証券	アイルランド	40,380,843	95.7
現預金・その他の資産（負債控除後）		1,816,313	4.3
合計 （純資産総額）		42,197,156 (約6,726百万円)	100.0

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注 2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年 5 月末日現在)

順位	銘柄	発行 場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	マン・アクティブ・バランスド (Iクラス)	アイル ランド	投資法人 投資証券	259,734	121.80	31,634,407	155.47	40,380,843	95.7

< 参考情報 >

投資対象ファンドが投資している投資有価証券について、2026年 5 月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄（全42銘柄中、上位10銘柄）	比率（％）
1	LONG GILT FUTURE Sep26 (ICF)	7.21
2	S&P500 EMINI FUT Jun26 (CME)	6.14
3	JPN 10Y BOND(OSE) Jun26 (OSE)	5.67
4	CAN 10YR BOND FUT Sep26 (MSE)	5.64
5	EURO-BUXL 30Y BND Jun26 (EUX)	5.00
6	US ULTRA BOND CBT Sep26 (CBT)	4.52
7	AUST 10Y BOND FUT Jun26 (SFE)	4.11
8	Euro-OAT Future Jun26 (EUX)	4.08
9	Euro-BTP Future Jun26 (EUX)	3.79
10	FTSE 100 IDX FUT Jun26 (ICF)	3.64

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2026年 5 月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2026年5月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年6月1日から2026年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額	
	米ドル	円（千円）	米ドル	円
第1会計年度末 （2021年1月31日）	60,869,252.54	9,701,950	108.04	17,220
第2会計年度末 （2022年1月31日）	38,029,521.69	6,061,525	108.55	17,302
第3会計年度末 （2023年1月31日）	47,523,171.39	7,574,718	93.82	14,954
第4会計年度末 （2024年1月31日）	42,721,621.31	6,809,399	101.43	16,167
第5会計年度末 （2025年1月31日）	42,836,056.55	6,827,639	107.80	17,182
第6会計年度末 （2026年1月31日）	42,793,046.61	6,820,784	113.03	18,016
2025年6月末日	39,956,950.31	6,368,738	103.50	16,497
7月末日	40,042,393.61	6,382,357	104.00	16,577
8月末日	40,588,271.29	6,469,365	105.78	16,860
9月末日	41,025,684.13	6,539,084	107.45	17,126
10月末日	42,708,623.96	6,807,328	112.24	17,890
11月末日	42,206,437.01	6,727,284	111.03	17,697
12月末日	41,961,068.55	6,688,175	110.50	17,613
2026年1月末日	42,793,046.61	6,820,784	113.03	18,016
2月末日	45,316,627.70	7,223,017	120.12	19,146
3月末日	41,227,353.46	6,571,228	109.28	17,418
4月末日	41,526,494.82	6,618,908	110.52	17,616
5月末日	42,197,156.25	6,725,805	112.65	17,955

（注）上記「純資産総額」および「基準価額」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および基準価額を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率（％）
第 1 会計年度 (2020年 3 月23日 ~ 2021年 1 月末日)	8.0
第 2 会計年度 (2021年 2 月 1 日 ~ 2022年 1 月末日)	0.5
第 3 会計年度 (2022年 2 月 1 日 ~ 2023年 1 月末日)	-13.6
第 4 会計年度 (2023年 2 月 1 日 ~ 2024年 1 月末日)	8.1
第 5 会計年度 (2024年 2 月 1 日 ~ 2025年 1 月末日)	6.3
第 6 会計年度 (2025年 2 月 1 日 ~ 2026年 1 月末日)	4.9

(注) 収益率 (％) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における基準価額

第 1 会計年度については受益証券 1 口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2020年 (2020年 3 月23日 ~ 2020年12月末日)	7.25
2021年 (2021年 1 月 1 日 ~ 2021年12月末日)	7.51
2022年 (2022年 1 月 1 日 ~ 2022年12月末日)	-22.69
2023年 (2023年 1 月 1 日 ~ 2023年12月末日)	14.43
2024年 (2024年 1 月 1 日 ~ 2024年12月末日)	3.76
2025年 (2025年 1 月 1 日 ~ 2025年12月末日)	4.40
2026年 (2026年 1 月 1 日 ~ 2026年 5 月末日)	1.95

(注) 収益率 (％) = $100 \times (a - b) \div b$

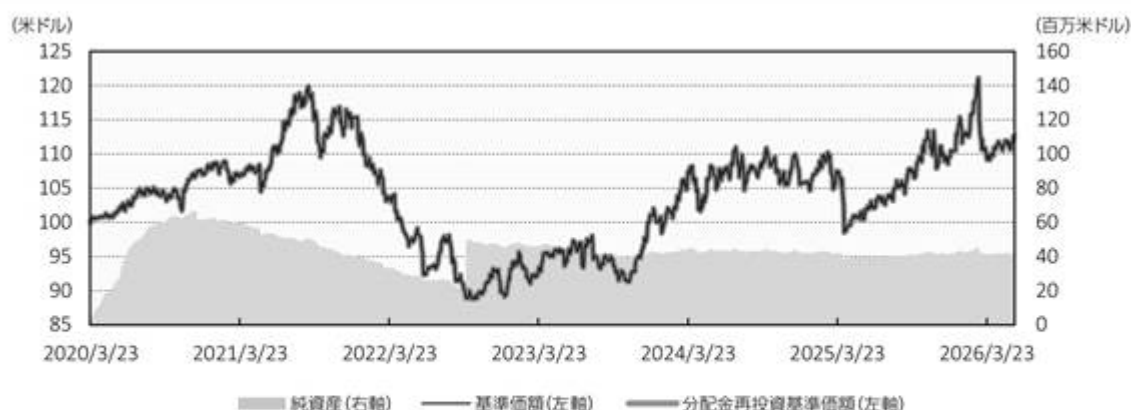
a = 暦年末 (2026年については 5 月末日) の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の基準価額

2020年の場合、受益証券 1 口当たり当初発行価格

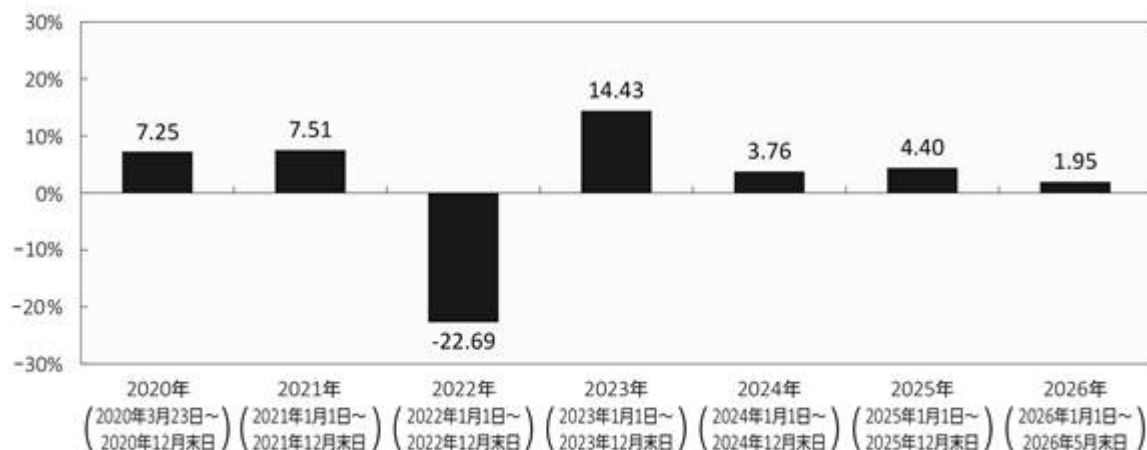
（参考情報）

基準価額および純資産の推移



※これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は基準価額と等しくなります。

収益率の推移



（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a＝暦年末（2026年については5月末日）の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2020年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各年１月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 (2020年３月23日～ 2021年１月末日)	717,154 (717,154)	153,781 (153,781)	563,373 (563,373)
第２会計年度 (2021年２月１日～ 2022年１月末日)	96,493 (96,493)	309,527 (309,527)	350,339 (350,339)
第３会計年度 (2022年２月１日～ 2023年１月末日)	329,475 (329,475)	173,273 (173,273)	506,541 (506,541)
第４会計年度 (2023年２月１日～ 2024年１月末日)	0 (0)	85,347 (85,347)	421,194 (421,194)
第５会計年度 (2024年２月１日～ 2025年１月末日)	1,600 (1,600)	25,435 (25,435)	397,359 (397,359)
第６会計年度 (2025年２月１日～ 2026年１月末日)	0 (0)	18,747 (18,747)	378,612 (378,612)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

各受益証券コースの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、当該受益証券コースの基準価額と同額で、投資者による募集に供されます。当該受益証券コースの基準価額は当該取引日（当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日）において計算されます。募集の単位は1口以上1口単位とします。申込金額の総額は、1口未満の端数を切り捨てます。申込手数料はかかりません。

「最低申込み」とは、投資家1人当たり1口をいい、受益証券は、1口以上1口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部のみが承認され、もしくは拒否されることがあります。

募集

取引日に受益証券コースの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、受益証券コースの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書（場合による）（およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所）を関連する取引日の直前の申込通知日の午後7時（日本時間）まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または／および日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する基準価額でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から2ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、管理事務代行会社に（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されます。

受益証券への申込契約は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および／または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み（適格投資家^{（注）}でない者による申込みを含みますが、これに限られません。）を拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期限内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し（以下に定義します。）の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、（i）かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または

無効にされないものとし、および（ ）管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および／または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿（以下、「登録簿」といいます。）に登録されない場合があります（場合による）。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にマネー・ロンダリング防止手続（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託することができます。

受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者（または譲受人）の身元、その実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券の収益の支払いまたは持分の譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、ファンドの条件に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島内の者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業（ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）およびケイマン諸島テロリズム法（その後の改正を含みます。）に定義されます。）またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ（以下「FRA」といいます。）または（ ）テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法（その後の改正を含みます。）に従い巡査もしくはそれより上級の警察官に報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

C I M A は、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

（注）「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

（ a ）米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人（1933年米国証券法下のレギュレーションS（その後の改正を含む。）において定義されます。）、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有もしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、（ b ）ケイマン諸島に居住もしくは所在する者（慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。）、（ c ）適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、（ d ）欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、（ e ）上記（ a ）から（ d ）までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および／または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息／未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下、「関係者」といいます。）が自ら知り信じる限りにおいて、（ i ）米国財務省外国資産管理室（以下、「OFAC」といいます。）に保持され、または欧州連合（以下、「EU」といいます。）および／もしくは英国（以下、「UK」といいます。）の規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび／もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を持っておらず、かつ居住していないこと、また（ ）その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）により課される制裁の対象（以下あわせ

て「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および／もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者またはその関係者（該当する場合）が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります（以下、「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。）に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法（その後の改正を含みます。）に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法（その後の改正を含みます。）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法（以下「DPL」といいます。）を制定しました。DPLは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPLに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に関する権利の概要を記した書類（以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。）を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこれらの関連会社および／または代理人との連絡（申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。）の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人（例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者）の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関連会社および／または代理人（管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。）に、DPLの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意すべきです。受託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および／または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として（または状況によっては自らの権限でデータ管理者として）行動することができます。

ファンドに投資することおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPLを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPLに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

（２）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報 - （７）申込期間」に記載される期間中、有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として各取引日の前ファンド営業日の午後５時（日本時間）または日本における販売会社が別途定める時までには申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は１口以上１口単位で、口数でのみ申込できます。

投資家は、国内約定日から起算して４国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を米ドル貨または円貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。換算（買戻し）についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるコースの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日（以下に定義します。）の直前の買戻通知日の午後７時（日本時間）または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および／もしくは日（以下「買戻通知期限」といいます。）までに管理事務代行会社により受領されるよう、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知（以下「買戻通知」といいます。）を管理事務代行会社に（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に当該受益証券コースに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、１口以上１口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）における基準価額により計算されます。

あるコースの基準価額は、関連する買戻日において計算された当該コースの基準価額（以下、「買戻価格」といいます。）です。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利（ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。）を行使する資格を喪失し、またこれを行行使することができなくなります。

ただし、（それぞれ買戻対象となる受益証券について）買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドに係る流動性または価格を算定する能力に悪影響を与えると判断される事由をいいます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合（投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合があります。）、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券口数に応じた買戻しを行うことができるよう、受益証券口数に応じて適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、（同一の制限に従い、以下に規定の通り）買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における当該コースの基準価格は、かかる買戻通知が履行された日における当該コースの基準価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - （1）資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、あるコースの純資産総額の計算（すなわち、あるコースの基準価額）および／または受益証券の買戻しおよび／または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも中断を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- （i）投資対象ファンドが、投資対象ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産総額の計算の停止が宣言された場合
- （ ）管理会社と協議のうえ、受託会社の判断により、ファンドの純資産総額が、国際政治・経済情勢、取引対象国の投資方針の変更等を含む事由によって合理的にまたは公正に算出できない場合
- （ ）受託会社、管理会社および／または投資運用会社の事業運営が、テロまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる期間、および
- （ ）受託会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻し手続

買戻通知は、管理事務代行会社に（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由（当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。）において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます（以下、「強制買戻し」といいます。）。

強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点（かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）において決定される、（ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の）当該基準価額に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格（以下、「強制買戻価格」といいます。）となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券コースの基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

（2）日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、原則として各買戻日の前ファンド営業日の午後5時（日本時間）または日本における販売会社が別途定める時までには買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される基準価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

（3）受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および／または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます（譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。）。さらに、譲受人は、受託会社に対して（a）受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、（b）譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび（c）受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券コースが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のコースの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券コースに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券コースの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券コースの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券コース間で分配されます。ファンドの各受益証券コースに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券コースの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券コースの基準価額は、（必要な通貨換算を実施後）ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券コースに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券コースの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券コースの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- （a）手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金とその全額に相当しないと管理会社が判断する場合（その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。）を除き、その全額であるとみなされます。
- （b）下記（c）が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記（d）、（e）および（f）の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関（当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー）により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができません。
- （c）下記（d）、（e）および（f）の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド（利用可能な場合）のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または（上記が利用可能でない場合）直近に公表されたかかる受益証券、株式も

しくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象（有価証券または現金）の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート（公式またはそれ以外）により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a) 管理事務代行会社が完全に信頼性があり正確であると考える投資対象ファンドの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、そして(b) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および基準価額に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券コースの基準価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券コースの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかる

ファンドの受益証券コースの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- （a）ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の休日および祝日を除きます。）、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるもしくは停止されている場合
 - （b）ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券コースの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - （c）投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - （d）ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関連した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - （e）いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考える場合
 - （f）その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、下記「（５）その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、（i）2029年1月31日またはその後の受託会社と管理会社が協議の上合意した日（なお、合意した日がファンド営業日でない場合には直前のファンド営業日とします。）および（ ）当該コースの全ての受益証券に関する強制買戻事由発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいいます。

コースの全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生した場合、各コースの各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。あるコースの受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日（またはその日が評価日でない場合には直前の評価日）における当該コースの基準価額として、管理事務代行会社によって、英文目論見書および英文目論見書補遺に従って計算されます。

（注）ファンドの最終買戻日は、管理会社と受託会社が協議の上、2029年1月31日まで延長されました。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年1月31日です。

（５）【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- （a）ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- （c）基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- （d）受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- （e）管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- （f）ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

上記の事由に加え投資対象ファンドのIクラス投資証券への申込みが拒絶され、管理会社が、受託会社との協議後、ファンドの終了を決定した場合にもファンドは終了することがあります。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、（i）かかる修正、改訂、変更または追加が、

- （a）既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除することにならないこと、
- （b）財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または
- （c）明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更ま

たは追加は行わないものとし、（ ）かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、他方当事者による90日前の書面による通知または他方当事者の倒産または通知後のいかなる違反の改善の失敗といった一定の状況下での即時の書面による通知により終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。ただし、（ ）本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、（ ）日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、当初払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社は、（ a ）（ i ）受託会社が清算する場合（報酬代行会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。）、（ ）受託会社が支払不能にある場合、（ ）受託会社が法律に基づく破産手続きを行う場合、（ ）受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または（ v ）同等の効果を有する事由が発生した場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、（ b ）受託会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、（当該違反が是正できるものである場合は）受託会社に当該違反を是正することを求める報酬代行会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、（ c ）少なくとも90日前までに書面で通知することにより（ただし、報酬代行会社の任命の辞退の場合、当該辞退は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。）、報酬代行会社の地位を辞任することができます。

また、受託会社は、（ a ）報酬代行会社が清算する場合（受託会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。）もしくは支払不能にある場合、もしくは英国法に基づき破産手続きを行う場合、または報酬代行会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同等の効果を有する事由が発生した場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、（ b ）報酬代行会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、（当該違反が是正できるものである場合は）報酬代行会社に当該違反を是正することを求める受託会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、（ c ）少なくとも90日前までに書面で通知することにより（ただし、報酬代行会社の任命の終了の場合、当該終了は、受託

会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。）、報酬代行会社の任命を終了することができます。

報酬代行会社の任命は、ファンド終了時に一方当事者から他方当事者への通知なくして自動的に終了します。

投資運用契約

投資運用契約は、（ ）2029年1月31日または（ ）強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、いずれの当事者も、他方当事者に対して90日以上または両当事者が書面により合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、いずれかの当事者による遅くとも3か月前までの他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において管理会社代行サービス会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の管理会社代行サービス会社が指定されることを条件として終了します。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

（ ）分配金請求権

各受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、保有する受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

（ ）管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、各受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

同 橋本 雅行

（ 4 ）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務状態計算書

2026年1月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	2026年1月31日		2025年1月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金同等物	2,9	1,745,027	278,140	1,840,928	293,426
投資対象ファンドに対する投資	2,3,9	41,199,660	6,566,814	41,166,629	6,561,549
期限前償還およびその他の資産	9	31	5	-	-
資産合計		42,944,718	6,844,959	43,007,557	6,854,975
負債					
未払管理事務代行報酬	5,9	7,644	1,218	7,890	1,258
未払専門家報酬	5,9	25,056	3,994	25,307	4,034
未払販売報酬	8,9	26,370	4,203	14,841	2,366
未払報酬代行会社報酬	8,9	3,933	627	17,268	2,752
未払代行協会員報酬	8,9	328	52	1,439	229
未払管理会社代行サービス会社報酬	8,9	7,257	1,157	1,855	296
未払償還額	9	-	-	32,145	5,124
未払投資運用会社報酬	8,9	4,911	783	5,560	886
未払受託会社報酬	8,9	-	-	7,023	1,119
その他の未払金	9	76,172	12,141	80,799	12,879
負債合計（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く）		151,671	24,175	194,127	30,942
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産		42,793,047	6,820,784	42,813,430	6,824,033
発行済受益証券口数	4	378,612		397,359	
受益証券1口当たり純資産価格		113.03	18	107.74	17

財務諸表注記を参照

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

包括利益計算書

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

注記	2026年1月31日を末日とする年度		2025年1月31日を末日とする年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
公正価値で測定した金融資産の純利益：				
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて公正価値で測定された実現純益	386,103	61,541	467,739	74,553
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現利益の純増減	2,146,928	342,199	2,626,040	418,565
現金および現金同等物にかかる為替差(損) / 益	(19)	(3)	154	25
投資の純益合計	2,533,012	403,737	3,093,933	493,142
営業費用				
販売報酬	8 247,099	39,385	248,643	39,631
管理会社代行サービス会社報酬	8 56,103	8,942	54,080	8,620
投資運用会社報酬	8 60,987	9,721	64,825	10,332
管理事務代行報酬	5 89,015	14,188	89,999	14,345
専門家報酬	5 23,116	3,684	34,121	5,439
その他の費用	39,261	6,258	40,603	6,472
報酬代行会社報酬	8 48,790	7,777	51,860	8,266
代行協会員報酬	8 4,066	648	4,322	689
受託会社報酬	8 -	-	1,530	244
営業費用合計	568,437	90,603	589,983	94,037
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増額				
	1,964,575	313,134	2,503,950	399,105

財務諸表注記を参照

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

	2026年1月31日を末日とする年 度		2025年1月31日を末日とする年 度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
年度初における解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産	42,813,430	6,824,033	42,837,467	6,827,864
解約可能受益証券の発行	-	-	170,816	27,226
解約可能受益証券の買戻	(1,984,958)	(316,382)	(2,698,803)	(430,162)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純 資産につき、運用による増額	1,964,575	313,134	2,503,950	399,105
年度末における解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産	42,793,047	6,820,784	42,813,430	6,824,033

財務諸表注記を参照

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

キャッシュフロー計算書

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

	2026年1月31日を末日とする年度		2025年1月31日を末日とする年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー				
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増額	1,964,575	313,134	2,503,950	399,105
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する運用による増額と、営業活動に使用した現金とを一致させるための調整：				
投資対象ファンドの投資の売却による収入	2,500,000	398,475	3,150,000	502,079
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて公正価値で測定された実現純益	(386,103)	(61,541)	(467,739)	(74,553)
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現利益の純増減	(2,146,928)	(342,199)	(2,626,040)	(418,565)
期限前償還およびその他の資産の（増加）／減少額	(31)	(5)	10,243	1,633
未払管理事務代行報酬の減少額	(246)	(39)	(247)	(39)
未払専門家報酬の（減額）／増額	(251)	(40)	2,916	465
未払販売報酬の増加／（減少）額	11,529	1,838	(13,846)	(2,207)
未払報酬代行会社報酬の（減少）増加額	(13,335)	(2,125)	12,676	2,020
未払代行協会員報酬の（減少）増加額	(1,111)	(177)	1,056	168
未払管理会社代行サービス会社報酬の増加／（減少）額	5,402	861	(5,798)	(924)
未払投資運用会社報酬の減少額	(649)	(103)	(174)	(28)
未払受託会社報酬の減少額	(7,023)	(1,119)	(7,977)	(1,271)
その他未払金の（減少）増加額	(4,627)	(737)	1,489	237
営業活動により生じた正味キャッシュフロー	1,921,202	306,220	2,560,509	408,120
財務活動によるキャッシュフロー				
解約可能受益証券の発行による収入	-	-	170,816	27,226
解約可能受益証券の買戻による支出	(1,984,958)	(316,382)	(2,698,803)	(430,162)
未払償還額の（減少）／増加額	(32,145)	(5,124)	32,145	5,124
財務活動に使用された正味キャッシュフロー	(2,017,103)	(321,506)	(2,495,842)	(397,812)
現金および現金同等物の純（減額）／増額	(95,901)	(15,286)	64,667	10,307
期首における現金および現金同等物	1,840,928	293,426	1,776,261	283,118
期末における現金および現金同等物	1,745,027	278,140	1,840,928	293,426

財務諸表注記を参照

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

1. 組成および背景情報

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド（以下、「シリーズ・トラスト」という）は、ケイマン諸島法に基づき、2013年12月2日付のマスター・トラスト証書によって構成されるオープンエンド型アンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「トラスト」という）のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という）とUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という）との間で作成された2020年2月24日付の追加信託証書に基づいて設立された。受託会社の主たる事務所すなわち本シリーズ・トラストの主たる事務所は、One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islandsである。全受益者は、本基本信託約款およびそれに付随する信託約款の条項につき、その受益権を有する、拘束される、および通知を受けているとみなされる。

マンAHLアクティブ・バランسد（以下、「投資対象ファンド」という）は、幅広い資産に対してダイナミックにエクスポージャーを提供することにより、中長期にわたって資本の成長を生み出し、市場状況に左右されない、安定したボラティリティ水準を有するリターンの流れを提供することを目的としている。。超過収益とは、高品質かつ満期の短い政府債への投資から得られると予想される収益を超える部分を指す。

本シリーズ・トラストの投資目的は、本シリーズ・トラストの実質的にすべての資産を投資対象ファンドのクラスIクラスに投資することで、資本の成長を生み出すことである。なお、当該投資対象ファンドは、独自の数量モデルを活用して世界各国の株式指数先物および債券先物を中心に運用している。

シリーズ・トラストの管理事務代行会社は、MUFG Fund Services (Cayman) Limited（以下、「管理事務代行会社」という）である。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、Daiwa Asset Management (Europe) Ltd（以下、「投資運用会社」という）である。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、日本における販売会社として業務を行う権限を与えた。また管理会社は、将来、受益証券の販売会社をさらに任命することができる（それぞれを「販売会社」および総称して「販売会社」という）。

本シリーズ・トラストの報酬代行会社はユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店である（以下、「報酬代行会社」という）。

UBS証券株式会社（日本）は、代行協会員（以下、「代行協会員」という）の役割を負う。

大和アセットマネジメント株式会社（日本）は、管理会社代行サービス会社（以下、「管理会社代行サービス会社」という）の役割を負う。

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、補足信託証書の規定に従って早期に終了しない限り、2027年1月31日と強制買戻事由の発生後の実行可能な最も早い買戻日（以下、「最終買戻日」という）のいずれか早い日まで継続する。

以下のいずれかが最初に発生した場合には、強制的に受益証券を買戻す：

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

1. 組成および背景情報（続き）

最終買戻日（続き）

- (i) いずれかの評価日の純資産額が1,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または
- (ii) 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合（それぞれ「強制買戻事由」という）。

強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で償還される。1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料34に従い、管理事務代行会社がその単独の裁量に基づき、最終買戻日（かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日）における1口当たり純資産価値により計算される。買戻日とは、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および／または管理会社が適宜、本シリーズ・トラストまたは各ユニットクラスに対してファンド障害事由が発生している日または期間だと認めた日でない日を指す。受益者は、受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日（または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日）における当該受益証券1口当たり純資産価格と同額（以下、「買戻価格」という）の支払を受けるものとする。償還される各受益証券の買戻価格には、買戻手数料が適用されない。

本財務諸表は、受託会社により、2026年5月22日付で公開することを許可されたものである。

2. 重要性のある会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という）が設定する国際財務報告基準（以下「IFRS」という）および解釈に準拠して作成されたものである。

(b) 測定基準

本財務諸表の機能通貨および表示通貨はケイマン諸島の現地通貨ではなく米ドルであり、本シリーズ・トラストの受益証券が米ドルで発行および償還される実態を反映している。

本財務諸表は、投資対象ファンドへの投資を含め、純損益を通じた公正価値（以下「FVTPL」という）によって金融資産および負債を公正価値基準で表示する。その他の金融資産および負債ならびに非金融資産および負債は、償却原価または取得原価で表示する。

(c) 見積りおよび判断の実施

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、かかる見積りを修正する期間およびその影響を受けるすべての将来時期に認識される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

2. 重要性のある会計方針（続き）

(c) 見積りおよび判断の実施（続き）

財務諸表上の認識額に重大な影響を及ぼす会計方針の適用における見積りの不確実性および重要な判断に関する重要事項については、注記9に記載している。

(d) 外貨換算

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告会計期末における実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。公正価値で測定された外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。

貨幣性資産および負債の為替換算ならびにその売却および決済に伴う実現損益で生じる為替差額は、包括利益計算書に計上する。

(e) 会計方針および開示

(i) 2025年2月1日以降の会計年度に発効する基準、改訂、および解釈

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されたものである。IFRSに従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用する過程において各自の判断を下すことが求められる。

(ii) 2025年2月1日以降に発効する新たな基準、改訂、および解釈のうち、早期適用されていない事項。

2025年2月1日を期首とする会計年度に発効する新たな基準および旧基準の改定は数多くあるが、本財務諸表の作成に当っては早期適用されていない。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（2027年1月1日以後に開始する年度から適用）

IASBは、包括利益計算書の改訂に重点を置いた、IAS第1号に代わる財務諸表の表示及び開示に関する新基準を公表した。

IFRS第18号で導入された新しい概念は、主として以下に関連するものである：

- 定義された小計を含む包括利益計算書の構成
- 包括利益計算書において費用を表示するための、最も有用な体系化された要約を決定するための要件
- 企業の財務諸表の外で報告される特定の損益業績指標（経営者が定義した業績指標）について、財務諸表の中において単一の注記で開示を求めること、および
- 主要な財務諸表および注記全般に適用される、集約および分解に関する原則の強化。

本シリーズ・トラストは現在、今後適用される基準および改訂の影響について、引き続き評価を行っている。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

2. 重要性のある会計方針（続き）

(e) 会計方針および開示（続き）

本シリーズ・トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすと予想されるその他の新しい基準や基準の改訂はない。

(f) 金融商品

(i) 認識および当初測定

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本シリーズ・トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもってFVTPLで当初認識する。その他の金融資産および負債は発生日に認識する。

金融資産および負債は公正価値で当初測定し、FVTPLで測定できない項目はかかる取得または発行に直接起因する取引費用を加算して測定する。

(ii) 分類および事後測定

金融資産の分類

当初認識時に、本シリーズ・トラストは金融資産を償却原価またはFVTPLのいずれかで測定するものとして分類する。

金融資産は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される：

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。かつ、
- 特定日に元本および利息の支払のみで構成されるキャッシュ・フローを生じる契約条件である。

本シリーズ・トラストにおけるその他すべての金融資産はFVTPLで測定する。本シリーズ・トラストは、次の2つのビジネスモデルを有する。

- 回収目的のビジネスモデル：これには現金および現金同等物、期限前償還、ならびにその他の資産が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュフローを回収するために保有されるものである。
- その他のビジネスモデル：これには、投資対象ファンドへの投資が含まれる。これらの金融資産は公正価値基準で管理する。そして、かかるパフォーマンスは、頻繁に発生する売却額、または各管理事務代行会社を取得して経営陣が適切な公正価値と見なす受益証券1口当たり純資産価値に基づき評価する。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

2. 重要性のある会計方針（続き）

(f) 金融商品（続き）

(ii) 分類および事後測定（続き）

再分類

本シリーズ・トラストが金融資産を管理するビジネスモデルを変更しない限り、金融資産を当初の認識以降に再分類することはない。ビジネスモデルを変更する場合は、変更する最初の報告年度の初日にかかる影響を受けるすべての金融資産を再分類するものとする。

金融負債の分類

金融負債は、償却原価またはFVTPLのいずれかで測定するものとして分類する。

金融負債は、売買目的保有と分類された場合または当初認識時点でFVTPL指定された場合、FVTPLで測定する商品として分類される。FVTPLで認識される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含む純利益および純損失は損益として認識される。

その他の金融負債はその後、実効金利法による償却原価で測定される。支払利息および為替差損益は損益に計上される。いかなる認識の中止に伴う損益も損益に計上される。

償却原価で測定される金融負債：これには、未払投資運用会社報酬、未払管理事務代行会社報酬、未払専門家報酬、未払販売報酬、未払報酬代行会社報酬、未払代行協会員報酬、未払管理会社代行サービス会社報酬、未払償還額、未払受託会社報酬、およびその他の未払い金が含まれる。

(iii) 公正価値測定の原則

「公正価値」は、原則として、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。かかる情報を入手できない場合は、本シリーズ・トラストがかかる測定日にアクセスできる最も有利な条件の市場を参照する。負債の公正価値は、その非履行リスクを反映している。

かかる情報が入手可能な場合、本シリーズ・トラストはかかる金融商品を取引できる活発な市場における公表価格でその公正価値を測定する。「活発な市場」とは、かかる資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。本シリーズ・トラストは活発な市場が公表する終値で金融商品を測定する。

活発な市場の公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは価値評価手段を適用することで、関連する観察可能なインプットを最大化し、観察不能なインプットを最小限に抑える。選定した価値評価手段には、市場参加者が取引の価格決定で考慮するすべての要因を含める。

評価手法へのインプットは、市場の期待、およびかかる金融商品に固有のリスク・リターン要因の測定値を合理的に反映するものとする。本シリーズ・トラストは、同一商品の観察可能な市場価格、またはその他の利用可能で観察可能な市場データに基づいて、価値評価手段を調整および検証する。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

2. 重要性のある会計方針（続き）

(f) 金融商品（続き）

(iii) 公正価値測定原則（続き）

公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号が導入する公正価値ヒエラルキーは、価値評価手段へのインプットに優先順位を付けて、公正価値を測定する。かかるヒエラルキーは、同一の資産または負債に関する活発な市場における未調整の公表価格に最高レベルの優先順位（レベル1の測定）を付け、重大な観察不能なインプットを含む測定に最低レベルの優先順位（レベル3の測定）を付ける。この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における公表価格（未調整）で、本シリーズ・トラストが測定日においてアクセス可能なものを指す。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- ・ レベル3のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す（最下層）。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキー内のレベルは、全体として公正価値測定を捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定される。

(iv) 償却原価の測定

金融資産および負債の「償却原価」とは、金融資産または負債における当初認識時の測定額から元本返済を控除し、当初認識額と満期金額の差額を実効金利法による累積償却額で加算または減算し、さらに金融資産の場合には損失引当金分を調整した金額を指す。

(v) 減損

本シリーズ・トラストは、12カ月または全期間ベースの償却原価で金融資産のECL引当金を認識する。

現金および現金同等物、受益証券の未収金、ならびに期限前償還およびその他の資産の減損は12カ月の予想損失基準で測定し、短期償還期日までのエクスポージャーを反映する。本シリーズ・トラストは、カウンターパーティに対する外部の信用格付けに基づき、全体として信用リスクは低い、または重大でない水準にあると見なしている。この基準に基づき、本シリーズ・トラストは2026年1月31日を末日とする報告年度に減損を計上していない。

(vi) 相殺

金額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、さらにネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債を相殺し、財務状態計算書に相殺後の額を表示するものとする。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

2. 重要性のある会計方針（続き）

(f) 金融商品（続き）

(vi) 相殺（続き）

2026年1月31日時点で、いずれの金融資産および金融負債も金融商品の相殺の基準を満たしておらず、本財政状態計算書においてはいかなる金融資産および金融負債の相殺を行っていないため、金融資産および金融負債は総額で表示されている。

収入と支出は、投資対象ファンドへの投資に関する正味の未実現および実現利益の増減については、正味ベースで表示されている。

(vii) 認識の中止

本シリーズ・トラストが金融資産の認識を中止するのは、金融資産から受領するキャッシュフローに対する契約上の権利が消失する場合、または本シリーズ・トラストがかかる金融資産の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を移転する場合、もしくはかかる所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を移転および保持せず、かかる金融資産を継続的に支配しない場合とする。本シリーズ・トラストが発生させる、または保持するもので、認識の中止の要件を満たす移転済の金融資産への受益権はすべて、財務状態計算書の資産または負債に独立項目として計上する。

金融資産の認識の中止に際して、資産の帳簿価額（および認識を中止した資産の一部に配分した帳簿価額）と、受け取る対価（新たに取得した資産から新たに引き受けた負債を控除したもののすべてを含む）との差額は包括利益計算書に計上する。

契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、本シリーズ・トラストは金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識の中止に際して、消滅した帳簿価額と支払う対価（移転済の非現金資産や引受済の負債を含む）との差額は損益項目で計上する。

(viii) 特定の金融商品

現金および現金同等物

現金および現金同等物には、価値変動のリスクが小さくなく、投資などの目的ではなく短期的な現金支払債務を満たすために保有する銀行の預金や外貨預金が含まれる場合もある。

投資対象ファンドへの投資

投資対象ファンドへの投資は損益を公正価値で測定した金融資産として分類され、投資ファンドの管理事務代行会社が報告する純資産価値で計上する。

確定的な価格を入手できない場合、本シリーズ・トラストが投資対象ファンドに投資する見積価格を使用する場合もある。募集および買戻において、当該投資ファンドに対する見積価格に事後的調整があろうと、かかる価格を調整することはない。

価値評価に固有の不確実性が原因となり、上述した証券の見積り帳簿価額が、かかる投資が流動的に行われる市場が存在した場合に想定される価値とは異なり、その差異が重大である可能性がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

2. 重要性のある会計方針（続き）

(g) 受取利息

受取利息および支払利息は、取得日または発生日におけるかかる商品に対する当初の実効金利を用いて、その発生時に包括利益計算書に計上する。

(h) 公正価値で測定した金融資産の純損益

FVTPLによる金融商品からの純利益（損失）は、投資の売却および公正価値の変動から生じる利益（損失）で構成される。

(i) 報酬およびその他の費用

報酬およびその他の費用は、発生主義により損益計算書に計上される。

(j) 解約可能受益証券

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従い、ブッタブル金融商品を負債または資本に分類している。

同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすブッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

- かかるブッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- かかるブッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュフローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

本シリーズ・トラストの解約可能受益証券は、上記の条件をすべて満たしているため、2026年1月31日時点における資本に分類される。

解約可能受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財務状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

解約可能受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

3. 投資対象ファンドへの投資

本シリーズ・トラストは、投資しているが連結していない非上場のオープンエンド型投資ファンドが、以下の理由からストラクチャード・エンティティ (structured entity) の定義を満たしていると判断した。

- 当該ファンドの議決権は、管理業務のみに関わるものであるため、支配権者を決定する上で支配的な権利ではない。
- 各ファンドの活動は、目論見書によって制限されている。および
- 各ファンドは、投資家に投資機会を提供するために、狭く明確な目的を持っている。

以下の表は、本シリーズ・トラストが連結していないが、持分を保有しているストラクチャード・エンティティの種類を示している。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質と目的	本シリーズ・トラストが保有する持分
投資ファンド	第三者の投資家に代わって資産を運用し、投資運用会社の手数料を得るため。これらのピークルは、投資家に受益証券を発行することで資金を調達する。	投資先ファンドに占める持分割合（％）

2026年1月31日および2025年1月31日現在、投資対象ファンドは米ドル建てである。下表は、2026年1月31日および2025年1月31日時点における本シリーズ・トラストの投資対象ファンドへの投資を要約したものである。

2026年									
本シリーズの投資先における持分割合（％）		公正価値		本シリーズ・投資先ファンド	投資先（米ドル）	投資先ファンドの純資産	許可済の償還額	ロック・アップ	レベル
戦略/投資対象ファンド	金額			投資先ファンド	クラス	トラストの純資産	償還額	レベル	

マルチ・ストラテジー：									
マンAHLアクティブ・バ								該当	
ランスドI米ドル建て	32,334,103	41,199,660	19.09%	100.326%	96.28%	日次	なし	レベル2	

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表示)

3. 投資対象ファンドへの投資（続き）

2025年									
本シリーズの投資先における持分割合（％）			本シリーズ・	投資先 ファンド ファンド					
戦略/投資対象ファンド	金額	公正 価値	投資先 ファンド	（米ドル クラス）	トラストの 純資産	許可済の 償還額	ロック・ アップ	レベル	
マルチ・ストラテジー：									
マンAHLアクティブ・バ ランスドI米ドル建て	34,448,000	41,166,629	14.56%	99.99%	96.15%	日次	該当 なし	レベル2	

4. 株主資本

米ドル・クラス解約可能受益証券は当初、初回募集期間に発行価格で投資家に提供されており、最小発行規模に達することを条件として初回の期間終了日に発行される。

初回の期間終了日を含む、それ以降の期間において、投資家は、各投資クラス解約可能受益証券に対して、最小購入額に達することを条件に、各取引日における該当する投資クラス解約可能受益証券の口数当たりの純資産価値に一致する価格で購入できるものとする。各クラスの解約可能受益証券における1口当たりの純資産価値は該当する取引日を基準に計算される（かかる取引日が評価日でない場合、直前の評価日を採用する）。最低購入口数は1口であり、その後1口単位で買い増すことが可能である。購入の合計額は、口数の端数を切り捨てて計算する。未払購入代金はないものとする。

信託約款の条件に基づき、受託会社は、受益者のみをかかるとする氏名で登録済の解約可能受益証券に対して権利、権原、または権益を有する解約可能受益証券の絶対的所有者と見なし、相反するいかなる通知にも拘束されない。受託会社は、信託約款の規定および管轄権を有する裁判所の命令を除き、いかなる信託の通知や執行にも拘束されず、かかる解約可能受益証券に対する権原に影響を及ぼすいかなる信託、資本、およびその他の権益も認めない。

本発行および全額払込済資本は以下のように構成される。

	2026年	2025年
	米ドル・コースの口数	
年度初における口数	397,359	421,194
購入口数	-	1,600
解約口数	(18,747)	(25,435)
年度末における口数	378,612	397,359

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

4. 株主資本（続き）

投資家は、初回募集期間中において、初回募集期間の最終日午後7時（日本時間）までに管理事務代行会社へ完全な購入契約書を送付するか、管理会社が独自に決定する日時までに完全な購入契約書を送付することで、投資クラスの解約可能受益証券を購入できるものとする。

解約可能受益証券は、初回募集期間の終了日、または適切な取引日（該当する場合）に発行される。

解約可能受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、投資運用会社、または他のいかなる正当な権限を有する代理人もしくは代行者も、管理事務代行会社と事前に合意した電子メールまたはその他の電子手段で送信された申込が判読または受信できない結果として被ったいかなる損失にも責任を負わず、正当な権限を適切に有する人物が署名した指示を当人が誠実に行った結果として生じたいかなる損失にも責任を負わないことに留意するものとする。

投資運用会社は、上述のとおり適切に申込および支払が完了しなかった場合に、独自の判断で解約可能受益証券の申込を全部または一部断る、および取引日に発行された解約可能受益証券の申込を断る権利を留保し、考慮の余地なく強制的に買戻すことができるものとする。

受託会社またはその権限を移譲された代行者は、解約可能受益証券の申込者（または譲受人）、受益者たる所有者／管理人（該当する場合）、および購入金の支払元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。事情が許せば、受託会社またはその権限を移譲された代行者は、ケイマン諸島の反マネーロンダリング規則（2020年改正、随時改正される）またはその他の準拠法に定めた免除が適用されると見なし、完全なデュー・デリジェンスが不要と判断することもある。ただし、解約可能受益証券の受益権から得た収入またはその移転に先立ち、詳細な確認情報を請求する可能性はある。

投資家は、各買戻日に、管理事務代行会社に対し、管理事務代行会社が購入の対価として収入を受け取った投資コースの解約可能受益証券を買戻すように請求することができる。買戻の請求をするためには、受益者は、該当する買戻日の直前にあたる買戻通知書の日付の午後7時（日本時間）、または投資運用会社が独自の判断で決定するその他の日時（以下「買戻通知書の締切」という）までに、管理事務代行会社と事前に合意した形式またはその他の電子手段で、解約可能受益証券の買戻口数を記載した完全な買戻通知書を管理事務代行会社へ提出しなければならない。

各投資コースの解約可能受益証券1口当たりの買戻価格は、かかる投資コースの該当する買戻日における1口当たりの純資産価値で計算される（かかる買戻日が評価日と異なる場合は直前の評価日を採用する）（以下「買戻価格」という）。

本シリーズ・トラストにおいて解約可能受益証券の交換は認められない。

5. 報酬および費用

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産の最初の250,000,000米ドルに対して0.08%、次の250,000,000米ドルの純資産に対して0.07%、500,000,000米ドルを超える純資産に対して0.06%の年間手数料を受け取る。月々の最低手数料は7,000米ドルとする。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において管理事務代行会社が獲得した報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で管理事務代行会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

5. 報酬および費用（続き）

専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査費用が含まれる。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において支払われた報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日時点で名義書換代行会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

6. 営業費用

本シリーズ・トラストは、監査報酬、法務報酬、ならびに投資の取得および売却に伴う費用などの手数料をはじめ、その他すべての通常の営業費用を支払う責任を負う。これらの費用は、本シリーズ・トラストが関連する便益を受け取る年度全体で生じ、包括利益計算書の一般管理費に計上される。

7. 課税

トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税を含んだ総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において、源泉徴収税として支払った費用または未払分の発生はなかった。

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う場合がある。これらの国々の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持っていることを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。但し、現行の税法がオフショア投資の本シリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかに関して不確実性が生じる。従って、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、その時点で税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2026年1月31日および2025年1月31日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未認識の税務上の便益に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の

税務当局が課税するリスクは排除できない。これは事前の通告なしに生じ得るものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

8. 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方の当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、投資運用会社、販売会社、管理会社代行サービス会社、および代行協会員は、すべて本サービス・トラストの関連当事者である。すべての報酬は、特に明記されていない限り、管理事務代行会社によって本シリーズ・トラストの資産から支払われる。

受託会社報酬

受託会社は、10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有する。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、払い戻しを受ける権利を有する。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において受託会社が得た報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で受託会社に支払うべき未払の報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.15%を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、同報酬は後払いで毎月支払われるものとする。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において投資運用会社が獲得した報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で投資運用会社に支払うべき未払の報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.12%（以下「運営費用報酬」という）を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、同報酬は四半期ごとの後払いで各評価日に支払われるものとする。運営費用報酬は、受託会社の代理人として管理事務代行会社が支払うものとする。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において報酬代行会社が獲得した報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で報酬代行会社に支払うべき未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売手数料、管理事務代行報酬、保管料、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、監査報酬および費用に含まれていない法務および監査経費、本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、あらゆる保険料、目論見書の提供および本付属書類34およびその他の類似する提供文書に関連するあらゆる費用、およびかかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、証券の購入または処分に関連する税金、法務または補償費用、ライセンス、税務報告、反マネーロンダリングのコンプライアンスおよびモニタリング、本シリーズ・トラストの終了または清算に関連する費用、およびその他通常は発生しない特別な費用および経費につき、これらの支払に対する責任を負わない。

運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド**財務諸表注記**

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

8. 関連当事者間取引（続き）**管理会社報酬**

管理会社は、年当たり5,000米ドルを投資管理報酬として受け取る権利を有し、同報酬は月割りの後払いで支払われるものとする。かかる報酬は報酬代行会社によって支払われる。疑義のないように記すと、管理会社は、管理報酬の支払につき、その減少または放棄を独自の判断で決定できる。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において管理会社が獲得した報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で管理会社に支払うべき未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、同報酬は四半期ごとの後払いで支払われるものとする。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において代行協会員が獲得した報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で代行協会員に支払うべき未払の報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

管理会社代行サービス会社

管理会社代行サービス会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された下記の報酬を受け取る権利を有する。

- (i) 計算期間における当該クラスの受益証券1口当たりの純資産価値が各評価日に2%未満の幅で増加した場合（総分配金再投資後の受益証券1口当たりの純資産額を使用）、各計算評価日において、当該クラスに帰属する純資産額の年率0.05%の報酬、または
- (ii) その他のすべての場合は、当該クラスに帰属する純資産価値の年率0.20%の報酬がいずれの場合も実数 / 365日で発生し、月割りの後払いで支払われるものとする。報酬は、支払期限の到来した月の末日から合理的な期間内に支払われるものとする。誤解のないように記すと、最初の計算評価日より前の各評価日においては、上記(ii)項に基づいて報酬を算出する。

管理会社代行サービス会社が2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において獲得した報酬、ならびに2026年1月31日および2025年1月31日の時点で管理会社代行サービス会社に支払うべき未払の報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

販売報酬

販売会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された下記の報酬を受け取る権利を有する。

- (i) 計算期間におけるかかる投資コースに帰属する受益証券1口当たりの純資産価値が各評価日に2%未満の幅で増加した場合、年間報酬は、かかる投資コースに帰属する純資産価値の0.40%となる。
- (ii) その他の変動幅の場合、年間報酬は、かかる投資コースに帰属する純資産価値の0.75%となる。

2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において販売会社が獲得した報酬と、2026年1月31日および2025年1月31日の時点で販売会社に支払うべき未払の報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク

9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、投資対象ファンドのみで構成される。本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク（通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む）、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドに投資する別の事業体の行動によって、重大な影響を受ける可能性がある。例えば、投資対象ファンドの受益証券を保有する他の投資家の投資対象ファンドの持分の一部または全部が買い戻された場合、投資対象ファンド、ひいては本シリーズ・トラストに比例配分される運営費が増加し、それによってリターンが低下する可能性がある。同様に、投資対象ファンドは、他の受益証券保有者の持分の買い戻によって分散度が低下し、ポートフォリオ・リスクが増大する可能性がある。投資対象ファンドは、その直接的または間接的な投資家の一部に対する規制などにより、その投資活動を制限したり、特定の商品への投資を妨げられる可能性があり、投資対象ファンド、ひいては本シリーズ・トラストのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

(A) 市場リスク

(i) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが保有する損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産、現金および同等物、その他の資産および負債はすべて米ドル建てであるため、管理会社は本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーはほとんどなく、外国為替レートの実勢レベルの直接的な変動によるリスクを受けないと考えている。

但し、本シリーズ・トラストが投資する投資対象ファンドの投資は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てであったり、相場が決まったりする可能性がある。このため、外国為替レートの変動が本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。

(ii) 金利リスク

金利リスクとは、一般的に、金利が低下すると債券の価格が上昇し、金利が上昇すると債券の価格が低下するリスクを指す。一般的に、長期の有価証券の価格は、短期の有価証券の価格に比べて、金利の変動に対する反応が大きくなる。短期または長期の金利が急激に上昇したり、本シリーズ・トラストの運営者が予想しなかった方法で変化した場合、本シリーズ・トラストが損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、証券のデュレーションは、債務証券の債務価格の変化の度合いを示すものとして使用することができる。証券のデュレーション値が大きいほど、一定の金利の動きに対する債務証券の価格の変化が大きくなる可能性がある。そのため、純資産額が変動する可能性がある。

本シリーズ・トラストは、金利リスクに直接晒されることはないが、投資対象ファンドへの投資を通じて金利に間接的に晒されている。

投資対象ファンド（および間接的に本シリーズ・トラスト）の投資の利回りは、一般的な金利の変化に影響を受ける可能性があり、その結果、投資対象ファンドの資産利回りと借入金利との間にミスマッチが生じ、投資から得られるインカムが減少または消滅する可能性がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター（続き）

（A）市場リスク（続き）

（ii）金利リスク（続き）

金利が上昇すると、一般的に債券の価格が下落し、投資対象ファンドの（そして間接的に本シリーズ・トラストの）投資の価値が低下する。金利の大幅な変動や投資対象ファンド（間接的には本トラスト）の投資先の市場価値の大幅な下落、またはその他の市場事象により、マスターファンドの投資家の投資先（間接的には本シリーズ・トラストの受益証券保有者の投資先）の価値、またはその利回りが低下する可能性がある。

金利が変動した場合、通常、デュレーションの長い負債証券の価値は、デュレーションの短い負債証券の価値よりも大きく変動する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資への間接的なエクスポージャーを通じて、債券に投資する場合がある。実勢金利の変化や将来の金利に対する期待値の変化により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。

本シリーズ・トラストの金融資産の大部分は無利息であり、その結果、本シリーズ・トラストは市場金利が現行水準で変動しても重大なリスクを負わない。利付金融商品は主に現金および現金同等物に表示され、その金額は1,745,027米ドル（2025年：1,840,928米ドル）に相当する。

2026年1月31日および2025年1月31日の時点で、その他の全ての変数が一定の条件で金利が50ベース・ポイント上下した場合、当ファンドのプライム・ブローカーへの預金における利息収入の増減に伴い、純資産は約873米ドル（2025年：920米ドル）増加または減少する。

（iii）市場価格リスク

投資対象ファンドが保有する証券の市場価格は上下に変動する可能性があり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、証券市場一般や、証券市場の特定業種に影響を与える諸要因によって下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落し得るものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通しの変化、金利または為替レートの変動、あるいは投資家心理の悪化が挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格が下落する可能性がある。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格の騰落率がより大きい。

2026年1月31日および2025年1月31日時点で投資対象ファンドへの投資の市場価格が1%上昇した場合、純資産は411,997米ドル増加する（2025年：411,666米ドル）。反対に1%下落した場合、他の条件が同じであれば、同額だが逆の効果をもたらすことになる。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター（続き）

（A）市場リスク（続き）

(iii) 市場価格リスク（続き）

以下の表は、2026年1月31日時点での本シリーズ・トラストの純資産に占める割合として、投資対象ファンドの市場価格リスクの地理的集中度をまとめたものである。

本シリーズ・トラストが投資を行っている国	公正価値	純資産に占める割合（％）
証券への投資		
オーストラリア	6,636,229	3.08%
カナダ	(2,299,792)	(1.07%)
中国	64,263	0.03%
EU	(105,944,411)	(49.10%)
フランス	105,915,417	49.09%
ドイツ	118,043	0.05%
香港	50,544	0.02%
イタリア	109,910	0.05%
インド	2,036	0.00%
日本	37,565,510	17.41%
シンガポール	4,674	0.00%
南アフリカ	68,867	0.03%
韓国	(1,861,894)	(0.86%)
スウェーデン	121,469	0.06%
スイス	181,018	0.08%
台湾	(6,196)	0.00%
英国	(1,290,124)	(0.60%)
米国	148,709,588	68.92%
証券への投資合計	188,145,151	87.19%

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター（続き）

（A）市場リスク（続き）

（iii）市場価格リスク（続き）

以下の表は、2025年1月31日時点での本シリーズ・トラストの純資産に占める割合として、投資対象ファンドの市場価格リスクの地理的集中度をまとめたものである。

本シリーズ・トラストが投資を行っている国	公正価値	純資産に占める割合（％）
証券への投資		
オーストラリア	8,040,786	2.84%
カナダ	217,269	0.09%
中国	69,340	0.02%
EU	491,824	0.17%
フランス	102,803,802	36.36%
ドイツ	(277,330)	(0.10%)
香港	35,092	0.01%
イタリア	(109,148)	(0.04%)
インド	7,171	0.00%
日本	50,777,163	17.96%
シンガポール	39,529	0.01%
南アフリカ	(12,731)	0.00%
韓国	60,601	0.02%
スウェーデン	417,887	0.15%
スイス	898,508	0.32%
台湾	4,317	0.00%
英国	327,371	0.12%
米国	92,207,646	32.61%
証券への投資合計	255,999,097	90.54%

（B）信用リスク

発行体の信用格付けや発行体の信用力に対する市場の認識の変化が、本シリーズ・トラストの投資対象ファンドへの投資の価値に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは、発行体の財務状況と債務条件の両方に依存する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドが保有する可能性のある負債商品に関連する信用リスクに晒される。投資対象ファンドが保有する上場証券のすべての取引は、承認された証券会社を使用して引渡し時に決済／支払が行われる。販売した有価証券の引渡しは、証券会社が代金を受け取った後に行われるため、デフォルトのリスクは最小限であると考えられる。決済は、証券会社が証券を受け取った時点で行われる。どちらかの当事者が義務を果たさなければ、この取引は成立しないことになる。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター（続き）

（B）信用リスク（続き）

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのクレジット・ポジションを継続的にモニタリングしている。

2026年1月31日および2025年1月31日現在、本シリーズ・トラストのすべての金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財務状態計算書に記載されている帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保やその他の信用補完を行っていない。これらの資産はいずれも減損しておらず、期日を過ぎてもいない。

投資対象ファンドの証券取引の清算および預託業務は、主としてそれらの保管会社に集中している。本シリーズ・トラストは、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. という信用力のある仲介業者（2026年1月31日および2025年1月31日の時点でのS&Pによる信用格付けはともにA）との取引を行うことで、信用リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えている。2026年1月31日および2025年1月31日の時点で、実質的にすべての現金はこの仲介業者に預けられている。

金融資産の帳簿価額は、報告日における最大の信用リスク・エクスポージャーを的確に示している。また、満期までの残存期間が短い場合、この値は金融資産の償却原価に相当する。

2026年1月31日および2025年1月31日時点において、本シリーズ・トラストにおける信用リスク・エクスポージャーを抱える金融資産の金額は以下のとおりである。

	2026年1月31日		2025年1月31日	
投資対象ファンドに対する投資	41,199,660	41,166,629		
現金および現金同等物	1,745,027	1,840,928		
期限前償還およびその他の資産		31		-
	米ドル	42,944,718	米ドル	43,007,557

（C）流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表示)

9. 金融商品および関連リスク(続き)

9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

(C) 流動性リスク(続き)

	3カ月 以下	3カ月～1年	合計
2026年1月31日現在			
未払管理事務代行報酬	7,644	-	7,644
未払専門家報酬	25,056	-	25,056
未払販売報酬	26,370	-	26,370
未払報酬代行会社報酬	3,933	-	3,933
未払代行協会員報酬	328	-	328
未払管理会社代行サービス会社報酬	7,257	-	7,257
未払投資運用会社報酬	4,911	-	4,911
その他の未払金	76,172	-	76,172
	151,671	-	151,671

以下の表は、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、財務状態計算書の日付から契約上の満期日までの残存期間に基づき、満期でグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュフローである。

	3カ月 以下	3カ月～1年	合計
2025年1月31日現在			
未払管理事務代行報酬	7,890	-	7,890
未払専門家報酬	25,307	-	25,307
未払販売報酬	14,841	-	14,841
未払報酬代行会社報酬	17,268	-	17,268
未払代行協会員報酬	1,439	-	1,439
未払管理会社代行サービス会社報酬	1,855	-	1,855
未払投資運用会社報酬	5,560	-	5,560
未払償還額	32,145	-	32,145
未払受託会社報酬	7,023	-	7,023
その他の未払金	80,799	-	80,799
	194,127	-	194,127

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視し、非流動性資産には投資を行わない。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド**財務諸表注記**

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）**9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター（続き）****（C）流動性リスク（続き）**

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドの目論見書に記載された条件に従い、受益証券保有者の買戻に伴う流動性リスクに晒されている。本シリーズ・トラストは、通常の流動性需要を満たすのに十分な流動性投資を含むように管理されているが、本シリーズ・トラストの受益証券を大量に買戻す場合には、買戻のための現金を調達するために、他の方法では望めないほど迅速に、投資対象ファンドへの投資を清算しなければならない可能性がある。これらの要因は、買戻に対応するためにより流動性の高い資産を売却した場合、買戻された受益証券の価値や発行済の受益証券の評価、本シリーズ・トラストの残存資産の流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において、投資対象ファンドに関して適用された買戻手数料はなかった。

（D）リスク管理

本シリーズ・トラストの管理会社チームは、投資対象ファンドおよび定量的リスク数値について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。

本シリーズ・トラストの資本は、受益証券保有者に帰属する純資産で表される。

本シリーズ・トラストは、受益証券保有者の判断で日々の募集や買戻しが行われるため、受益証券保有者に帰属する純資産額は日々大きく変動する可能性がある。本シリーズ・トラストの資本管理の目的は、受益証券保有者へのリターンとその他のステークホルダーへの利益を提供するために、本シリーズ・トラストの継続企業としての能力を保護し、シリーズ・トラストの投資活動の発展を支えるために強固な資本基盤を維持することである。資本構造を維持あるいは調整するために、本シリーズ・トラストの方針として、以下のことを行う。

- ・ 流動資産に対する日次の購入および買戻しの水準をモニタリングし、本シリーズ・トラストが受益証券保有者に支払う分配金の額を調整する。
- ・ 本シリーズ・トラストの契約文書に基づいて、買戻しおよび新受益証券の発行を行う。

管理会社は、受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づいて資本をモニタリングする。

9.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク**（A）保管リスク**

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資に関して、受託会社および管理会社のいずれもその管財の権利を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行あるいは仲介業者は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク（続き）

（B）免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社、およびその他の関係者、およびそれらの代理人、代表者、役員、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

（C）決済リスク

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州連合、および日本における場合とは大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、および取引関連の規制に関連して、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスク（証券に対する支払や証券の提供の遅延等）が生じる可能性がある。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、投資対象ファンド、最終的には管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。管理会社が原資産となる証券の購入を決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、結果として本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じる可能性がある。

投資対象ファンド、最終的には管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる原資産証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生し得る。あるいは、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

（D）デリバティブ

本シリーズ・トラストの資産は、デリバティブへの直接投資には使用されない。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資を通じて、デリバティブへの投資に関連するリスクに晒される可能性がある。これには下記が含まれる。

- ・ 信用リスク：デリバティブ取引のカウンターパーティ（取引の相手方）が本シリーズ・トラストに対する金融債務を履行できなくなるリスク。
- ・ レバレッジ・リスク：ある種の投資または取引戦略に関連して、比較的小さな市場の動きが投資の価値を大きく変化させるリスク。レバレッジを用いた一部の投資または取引戦略によって、当初の投資額を大幅に上回る損失を被る可能性がある。
- ・ 流動性リスク：特定の有価証券を売り手が購入を望む時期に、または売り手がその有価証券に現在価値があると考える価格で売却することが困難または不可能になるリスク。

2026年1月31日および2025年1月31日現在、本シリーズ・トラストは、ネットिंग契約や類似の取り決めの対象となるデリバティブ資産およびデリバティブ負債を保有していない。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク（続き）

（E）カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を差し入れる場合がある。2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において、管理会社はいかなる担保も差し入れていない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っていない。

（F）発生収益および分配

受益証券は、必ずしも利息を発生させるとは限らない。分配金は（もしある場合）、受益証券に帰属する投資元本から、その全体または一部を支払うものとするが、その代わりに発生収益がゼロである場合もある。分配は、実質的に投資家に対する当初資本の返還またはキャピタル・ゲインを意味するため、分配額が提供可能な収益を超過する場合、超過額分だけ資本が毀損することになる。この可能性に基づき、資産価値の下落や分配による投資家への資本還元によって、本シリーズ・トラストの投資価値の低下が考えられることから、投資元本の安全性確保を求める投資家はその目標を達成できない可能性がある。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買戻により受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

発生収益は、投資対象ファンドが支払う分配金の受領に部分的に依存している。投資対象ファンドが分配金の支払をできなかったり、支払金額が本シリーズ・トラストに適用される非条約税率の上昇などにより予想よりも少ない場合、本シリーズ・トラストの利益はそれに応じて投資家が従前期待していたよりも少なくなる可能性がある。さらに、分配金を受け取る時点の金利が年間で低下した場合にも、これにより発生収益が予想を下回る可能性がある。

投資対象ファンドは当年度に分配金を支払っていない。

（G）投資対象ファンドの持分の非保有

受益証券のリターンは、とりわけ、投資対象ファンドのパフォーマンスに依存する。受益証券への投資は、受益証券保有者に対し、投資対象ファンドの直接持分を与えるものではない。

（H）本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2027年1月31日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に
対し、公正価値のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

「活発な市場」とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻
度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手
段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づ
く仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融
商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近のアームズレングス取引の使
用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュフロー分析、オプション価格モデル、お
よびその他の市場参加者に広く使用されているバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプ
ットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的で
あると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発した
モデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察でき
る情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に確信を持って決
定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリー
ズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。
このため、バリュエーションは、適切な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンター
パーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利
用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の階層により構成される。

- ・ レベル1のインプットは、事業体が測定日においてアクセス可能な同一の資産または負債に対する、
活発な市場における公表価格（未調整）を指す。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的
に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- ・ レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をそ
の前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。
この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価され
る。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能
なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公
正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を
考慮した上での判断が求められる。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

9. 金融商品および関連リスク（続き）

9.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定（続き）

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理事務代行会社は、管理会社の助言の下で、容易に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データを、観察可能なデータであるとみなす。

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2026年1月31日および2025年1月31日の時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

純損益を通じて公正価値 で測定された金融資産	（未修正）活発な市場 における 同一商品の 公表価格 （レベル1）	重要度の 高いその他の観察可 能なインプット （レベル2）	重要度の 高い観察 不可能な インプット （レベル3）	2026年1月 31日時点の 公正価値
投資対象ファンドへの投資				
マンAHLアクティブ・バ ランスドI（米ドルクラ ス）	\$ -	\$ 41,199,660	\$ -	\$ 41,199,660
純損益を通じて公正価値 で測定された金融資産	\$ -	\$ 41,199,660	\$ -	\$ 41,199,660
純損益を通じて公正価値 で測定された金融資産	（未修正）活発な市場 における 同一商品の 公表価格 （レベル1）	重要度の 高いその他の観察可 能なインプット （レベル2）	重要度の 高い観察 不可能な インプット （レベル3）	2025年1月 31日時点の 公正価値
投資対象ファンドへの投資				
マンAHLアクティブ・バ ランスドI（米ドルクラ ス）	\$ -	\$ 41,166,629	\$ -	\$ 41,166,629
純損益を通じて公正価値 で測定された金融資産	\$ -	\$ 41,166,629	\$ -	\$ 41,166,629

2026年1月31日および2025年1月31日を末日とする年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

(米ドルで表示)

9. 金融商品および関連リスク(続き)

9.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定(続き)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品だが、市場の公表価格や仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび負債証券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず/または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

投資対象ファンドの基準価額を計算する目的で、市場相場が容易に入手できる債券は、通常、確立されたマーケットメーカーまたはプライシングサービスから得られた相場に基づいて評価され、投資対象ファンドの財務諸表ではレベル2の投資に分類される。先物契約は、一般的に市場データによって裏付けられる観察可能なインプットを用いて評価されるため、投資対象ファンドの財務諸表ではレベル2の投資に分類される。2026年1月31日および2025年1月31日現在、すべての金融資産および金融負債はレベル2の投資に分類されている。

公正価値で測定された損益に基づかない金融資産および金融負債

(i)2026年1月31日時点および2025年1月31日時点において、現金および期限前償還ならびにその他すべての資産および負債(投資対象ファンドへの投資、ならびに未払管理会社報酬、未払管理会社代行サービス会社報酬、未払報酬代行会社報酬、未払販売報酬、未払管理事務代行報酬、未払専門家報酬ならびに未払代行協会員報酬、未払償還額、未払受託会社報酬およびその他の未払い金を含む)は、短期の金融資産および金融負債であると見なされ、かかる短期の性質により帳簿価額はほぼ公正価格と同一であると考えられる。

9.4 非連結のストラクチャード・エンティティへの投資

2026年1月31日現在、投資対象ファンドの純資産価値は215,763,440米ドルである。2026年1月31日現在、投資対象ファンドの投資額合計は188,145,151米ドルである。内訳は債券(ソブリン債および定期預金)188,460,443米ドル、先物契約資産4,042,501米ドル、同負債2,156,801米ドル、先渡契約資産151,876,018米ドル、同負債154,077,009米ドルである。

非連結ストラクチャード・エンティティへの投資のバリュエーションは、本シリーズ・トラストが、原資産ファンドの流動性または償還の制限およびコストを条件として投資を清算または償還した場合に受け取ることが期待される金額を表す。

投資対象ファンドにおける本シリーズ・トラストの持分に付随する権利は、他の投資家の権利と同様のものである。投資対象ファンドの受益証券の購入は、その募集要項に定められた権利に準拠している。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの募集要項の規定に従って、投資を定期的に清算または償還する能力を有している。投資対象ファンドの投資目的については、注記1を参照のこと。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

2026年1月31日を末日とする年度

（米ドルで表示）

10. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2026年5月22日までのすべての後発事象および取引を評価した。

2026年2月1日から2026年5月22日までの期間に326,772米ドルの償還が発生した。
受託会社は、財務諸表において調整または追加の開示が必要な項目はないと認識している。

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Statement of Financial Position

As at January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

	Note	January 31, 2026	January 31, 2025
		USD	USD
Assets			
Cash and cash equivalents	2,9	1,745,027	1,840,928
Investments in Selected Fund	2,3,9	41,199,660	41,166,629
Prepayments and other assets	9	31	-
Total assets		42,944,718	43,007,557
Liabilities			
Administration fees payable	5,9	7,644	7,890
Professional fees payable	5,9	25,056	25,307
Distributor fees payable	8,9	26,370	14,841
Fee Agent fees payable	8,9	3,933	17,268
Agent Member Company fees payable	8,9	328	1,439
Manager Support Service Provider fees payable	8,9	7,257	1,855
Redemption payable	9	-	32,145
Investment Manager fees payable	8,9	4,911	5,560
Trustee fees payable	8,9	-	7,023
Other payables	9	76,172	80,799
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units)		151,671	194,127
Net assets attributable to the holder of redeemable units		42,793,047	42,813,430
Number of units outstanding	4	378,612	397,359
Net asset value per unit		113.03	107.74

See accompanying notes to the financial statements.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Statement of Comprehensive Income

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

	Note	For the year ended January 31, 2026	For the year ended January 31, 2025
		USD	USD
Net income from financial instruments at FVTPL:			
Net realized gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss		386,103	467,739
Net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss		2,146,928	2,626,040
Net foreign currency (loss)/gain on cash and cash equivalents		(19)	154
Total net gains on investments		2,533,012	3,093,933
Operating expenses			
Distributor fees	8	247,099	248,643
Manager Support Service Provider fees	8	56,103	54,080
Investment Manager fees	8	60,987	64,825
Administration fees	5	89,015	89,999
Professional fees	5	23,116	34,121
Other fees		39,261	40,603
Fee Agent fees	8	48,790	51,860
Agent Member Company fees	8	4,066	4,322
Trustee fees	8	-	1,530
Total operating expenses		568,437	589,983
Increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations		1,964,575	2,503,950

See accompanying notes to the financial statements.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Holder of Redeemable Units

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

	For the year ended January 31, 2026	For the year ended January 31, 2025
	USD	USD
Net assets attributable to the holder of redeemable units at the beginning of the year	42,813,430	42,837,467
Issue of redeemable units	-	170,816
Repurchase of redeemable units	(1,984,958)	(2,698,803)
Increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations	1,964,575	2,503,950
Net assets attributable to the holder of redeemable units at the end of the year	42,793,047	42,813,430

See accompanying notes to the financial statements.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Statement of Cash Flows

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

	For the year ended January 31, 2026	For the year ended January 31, 2025
	USD	USD
Cash flows from operating activities		
Increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations	1,964,575	2,503,950
Adjustments to reconcile increase in net assets attributable to the holder of units from operations to cash provided by operating activities:		
Proceeds from disposition of investment in the Selected Fund	2,500,000	3,150,000
Net realized gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(386,103)	(467,739)
Net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(2,146,928)	(2,626,040)
(Increase)/decrease in prepayments and other assets	(31)	10,243
Decrease in administration fees payable	(246)	(247)
(Decrease)/increase in Professional fees payable	(251)	2,916
Increase/(decrease) in Distributor fees payable	11,529	(13,846)
(Decrease)/increase in Fee Agent fees payable	(13,335)	12,676
(Decrease)/increase in Agent Member Company fees payable	(1,111)	1,056
Increase/(decrease) in Manager Support Service Provider fees payable	5,402	(5,798)
Decrease in Investment Manager fees payable	(649)	(174)
Decrease in Trustee fees payable	(7,023)	(7,977)
(Decrease)/increase in other payables	(4,627)	1,489
Net cash provided by operating activities	1,921,202	2,560,509
Cash flows from financing activities		
Proceeds from issue of redeemable units	-	170,816
Payment on repurchase of redeemable units	(1,984,958)	(2,698,803)
(Decrease)/increase in redemption payable	(32,145)	32,145
Net cash used in financing activities	(2,017,103)	(2,495,842)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(95,901)	64,667
Cash and cash equivalents at beginning of the year	1,840,928	1,776,261
Cash and cash equivalents at end of the year	1,745,027	1,840,928

See accompanying notes to the financial statements.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***1. Incorporation and background information**

Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund (the “Series Trust”) is a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the “Trust”), an open-ended umbrella unit trust constituted by a master trust deed dated December 2, 2013, under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated February 24, 2020 and made between Elian Trustee (Cayman) Limited (the “Trustee”), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands, and the UBS Management (Cayman) Limited (the “Manager”). The principal office of the Trustee and therefore the Series Trust is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands. All Unitholders are entitled to the benefit of, are bound by, and are deemed to have notice of, the provisions of the Master Trust Deed and any trust deed supplemental thereto.

The Man AHL Active Balanced (the “Selected Fund”) aims to generate capital growth over the medium to long term by providing dynamic exposure to a range of assets and to provide an excess return stream with a stable level of volatility regardless of market conditions. Such excess return stream refers to a return in excess of that which would be provided by investment in high-quality, short-dated government bills.

The investment objective of the Series Trust is to generate capital growth by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the I Class Shares of the Selected Fund, which invests in (among other things) global equity indices futures and bond futures using a proprietary quantitative model.

The Administrator of the Series Trust is MUFG Fund Services (Cayman) Limited (the “Administrator”).

The Investment Manager of the Series Trust is Daiwa Asset Management (Europe) Ltd (the “Investment Manager”).

The Manager has authorised Daiwa Securities Co. Ltd. to act as a distributor of the units in Japan. The Manager may appoint further distributors of the units in future (each a “Distributor” and collectively the “Distributors”).

The Fee Agent of the Series Trust is UBS AG, London Branch (the “Fee Agent”).

UBS Securities Japan Co., Ltd acts as the Agent Member Company (the “Agent Member Company”).

Daiwa Asset Management (Japan) Co. Ltd., acts as the Manager Support Service Provider (the “Manager Support Service Provider”).

Final Repurchase Day

The Series Trust will continue until the earlier of January 31, 2027 and the earliest practicable repurchase day following the occurrence of a compulsory repurchase event (the “Final Repurchase Day”), unless terminated earlier in accordance with the provisions of the Supplemental Trust Deed.

The units are compulsorily repurchased upon the first to occur of any of the following:

- (i) the Net Asset Value on any valuation day is USD\$1,000,000 or less and on that valuation day or thereafter the Manager determines that all of the units should be compulsorily repurchased by giving notice to all unitholders; or
- (ii) the Trustee and the Manager agree that all of the units should be compulsorily repurchased, (each a “Compulsory Repurchase Event”).

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***1. Incorporation and background information (continued)***Final Repurchase Day (continued)*

Upon the occurrence of a Compulsory Repurchase Event, each unit is repurchased on the Final Repurchase Day at the final repurchase price per unit. The final repurchase price per unit is calculated by the Administrator in its sole discretion in accordance with the Offering Memorandum and the Appendix 34 as the Net Asset Value per unit on the Final Repurchase Day (or if such day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). Repurchase Day is each dealing day which is also a day on which no Series Trust disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust. Unitholder is able to receive an amount in respect of each unit repurchased on any Repurchase Day prior to the Final Repurchase Day equal to the Net Asset Value per unit as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day) (the "Repurchase Price"). There is no repurchase fee applied to the Repurchase Price in respect of each unit being repurchased.

The financial statements were authorized for issue by the Trustee on May 22, 2026.

2. Material accounting policies*(a) Statement of compliance*

The financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards ("IFRS") and interpretations adopted by the International Accounting Standards Board ("IASB").

(b) Basis of measurement

The functional and presentation currency of the financial statements is the United States dollar and not the local currency of the Cayman Islands, reflecting the fact that the units of the Series Trust are issued and repurchased in United States dollars.

The financial statements are prepared on a fair value basis for financial assets and liabilities at fair value through profit or loss ("FVTPL"), including investments in Selected Fund. Other financial assets and liabilities and non-financial assets and liabilities are stated at amortised cost or historical cost.

(c) Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

Information about significant areas of estimation uncertainty and critical judgements in applying accounting policies that have the most significant effect on the amounts recognised in the financial statements are described in Note 9.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***2. Material accounting policies (continued)***(d) Foreign currency translation*

Transactions in foreign currencies are translated to United States dollars at the foreign currency exchange rate ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to United States dollars at the foreign currency-closing exchange rate at the reporting dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are translated at the exchange rate at the date that the fair value was determined.

Foreign currency exchange differences arising on translation and realised gains and losses on disposals or settlements of monetary assets and liabilities are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(e) Accounting policy and disclosures

- (i) Standards, amendments and interpretations that is effective for the financial year beginning February 1, 2025.

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out herein. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies.

- (ii) New standards, amendments and interpretations effective after February 1, 2025 and have not been early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after February 1, 2025, and have not been early adopted in preparing these financial statements.

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2027)

The IASB issued the new standard on presentation and disclosure in financial statements, which replaces IAS 1, with a focus on updates to the statement of comprehensive income.

The key new concepts introduced in IFRS 18 relate to:

- the structure of the statement of comprehensive income with defined subtotals;
- the requirement to determine the most useful structured summary for presenting expenses in the statement of comprehensive income;
- required disclosures in a single note within the financial statements for certain profit or loss performance measures that are reported outside an entity's financial statements (that is, management-defined performance measures); and
- enhanced principles on aggregation and disaggregation which apply to the primary financial statements and notes in general.

The Series Trust is currently still assessing the effect of the forthcoming standard and amendments.

No other new standards or amendments to standards are expected to have a material effect on the financial statements of the Series Trust.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***2. Material accounting policies (continued)***(f) Financial instruments**(i) Recognition and initial measurement*

The Series Trust initially recognises financial assets and financial liabilities at FVTPL on the trade date, which is the date at which the Series Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at FVTPL, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

*(ii) Classification and subsequent measurement*Classification of financial assets

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest.

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

The Series Trust has determined that it has two business models.

- Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents, prepayments and other assets. This financial asset is held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes investments in Selected Fund. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place or based on the net asset value per unit obtained from their respective administrator, which management deems to approximate fair value.

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting year following the change in the business model.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***2. Material accounting policies (continued)***(f) Financial instruments (continued)**(ii) Classification and subsequent measurement (continued)*Classification of financial liabilities

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial liability is classified as at FVTPL if it is classified as held-for-trading or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at FVTPL are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in profit or loss.

Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

Financial liabilities at amortised cost: This includes investment manager fees payable, administration fees payable, professional fees payable, distributor fees payable, Fee Agent fees payable, Agent Member Company fees payable, manager support service provider fees payable, redemption payable, trustee fees payable and other payables.

(iii) Fair value measurement principles

'Fair Value' is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as 'active' if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a close price.

If there is no quoted price in an active market, the Series Trust uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

Inputs to valuation techniques reasonably represent market expectations and measures of the risk-return factors inherent in the financial instrument. The Series Trust calibrates valuation techniques and tests them for validity using prices from observable current market transactions in the same instrument or based on other available observable market data.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***2. Material accounting policies (continued)***(f) Financial instruments (continued)**(iii) Fair value measurement principles (continued)**Fair value hierarchy*

IFRS 13 establishes a fair value hierarchy that prioritises the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to measurements involving significant unobservable inputs (Level 3 measurements). The three levels of the fair value hierarchy are as follows:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the Series Trust has the ability to access at the measurement date.
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly.
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability (lowest among hierarchy).

The level in fair value hierarchy within a fair measurement in its entirety falls is based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety.

(iv) Amortised cost measurement

The 'amortised cost' of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance.

(v) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for ECL on financial assets measured at amortised cost on 12-month or lifetime basis.

Impairment on cash, subscriptions receivable and prepayments and other assets has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers the credit risk is low or not material as a whole based on the external credit ratings of the counterparties. On this basis, there was no impairment recorded by the Series Trust for the year ended January 31, 2026.

(vi) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the Statement of Financial Position when, and only when, the Series Trust has a legally enforceable right to offset the amounts and intends either to settle them on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

As at January 31, 2026 and, all financial assets and liabilities are shown at their gross amounts as none met the criteria for financial instrument offsetting, and therefore have not been offset in the Statement of Financial Position.

Income and expenses are presented on a net basis for net change in unrealized and realized gains on investments in Selected Fund.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***2. Material accounting policies (continued)***(f) Financial instruments (continued)**(vii) Derecognition*

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire, or when it transfers the financial asset in a transaction in which substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset. Any interest in transferred financial assets that qualify for derecognition that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability in the Statement of Financial Position.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (and the carrying amount allocated to the portion of the asset derecognised), and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in the Statement of Comprehensive Income.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled or expired.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

*(viii) Specific instruments*Cash and cash equivalents

This includes cash and foreign cash deposited with banks, which is subject to an insignificant risk of changes in value and are held for meeting short-term cash commitments rather than for investment or other purposes.

Investments in Selected Fund

Investments in Selected Fund are classified into the financial assets at fair value through profit or loss category and are carried at their net asset value as reported by the Selected Fund's administrators.

Where definitive values are not available, estimated values of the Series Trust's investments in Selected Funds may be used. For the purposes of subscriptions and repurchases, no adjustments are made to such values, notwithstanding any subsequent adjustment to the estimated valuation provided in respect of the relevant invested fund.

As a result of the inherent uncertainty of valuation, the estimated carrying values for the aforementioned securities may differ from the values that would have been used had a ready market for the investments existed, and the differences could be material.

(g) Interest income

Interest income and expense are recognised in the Statement of Comprehensive Income as it accrues, using the original effective interest rate of the instrument calculated at the acquisition or origination date.

(h) Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL

Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL are comprised of gains/(losses) arising from disposals and changes in the fair value of investments.

(i) Fees and other expenses

Fees and other expenses are recognised in profit or loss on an accrued basis.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***2. Material accounting policies (continued)***(j) Redeemable units*

The Series Trust has units which are repurchased at the holder option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities or equity in accordance with IAS 32 (Amendment) Financial instruments: Presentation.

The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's units have been classified as equity at January 31, 2026.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's total equity.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's total equity per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's equity per unit is calculated by dividing the total equity by the total number of outstanding units.

3. Investments in Selected Fund

The Series Trust has concluded that the unlisted open-ended investment funds in which it invests, but that it does not consolidate, meet the definition of structured entities because:

- the voting rights in these funds are not dominant rights in deciding who controls them because the rights relate to administrative tasks only;
- each fund's activities are restricted by its prospectus; and
- the funds have narrow and well-defined objectives to provide investment opportunities to investors.

The table which shows the types of structured entities that the Series Trust does not consolidate but in which it holds interest.

Type of structured entity	Nature and purpose	Interest held by the Series Trust
Investment funds	To manage assets on behalf of third party investors and generate fees for the investment manager. These vehicles are financed through the issues of units to investors	% of interest in the investee funds

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***3. Investments in Selected Fund (continued)**

As of January 31, 2026 and 2025, the Selected Fund was denominated in United States dollars. Summarised information reflecting the Series Trust's investments in Selected Fund as of January 31, 2026 and 2025 is detailed below.

2026								
Strategy/Underlying Fund	Cost	Fair Value	% of interest in the investee funds	% of interest in the investee funds USD Class	% of Series Trust's net assets	Redemption permitted	Lock-up	Level
Multi-strategy:								
MAN AHL ACTIVE BALANCED I USD	32,334,103	41,199,660	19.09%	100.326%	96.28%	Daily	n/a	Level 2
2025								
Strategy/Underlying Fund	Cost	Fair Value	% of interest in the investee funds	% of interest in the investee funds USD Class	% of Series Trust's net assets	Redemption permitted	Lock-up	Level
Multi-strategy:								
MAN AHL ACTIVE BALANCED I USD	34,448,000	41,166,629	14.56%	99.99%	96.15%	Daily	n/a	Level 2

4. Share capital

USD Class redeemable units were initially offered to investors during the initial offer period at the issue price and will be issued on the initial closing day, subject to the minimum issue size.

From and including the initial closing day, redeemable units of each class of redeemable units will be available for subscription by investors at a price equal to the Net Asset Value per unit of the applicable class of redeemable units on each dealing day, subject to the minimum subscription. The Net Asset Value per unit for each class of redeemable units are calculated as at the relevant dealing day (or if that dealing day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). The minimum subscription amount is 1 unit and thereafter subscriptions may be made in 1 unit increments. The aggregate subscription amounts are rounded down to the nearest whole unit. There are no subscription fee payable.

Under the terms of the Trust deed, unitholders are the only persons recognised by the Trustee as having any right, title or interest in or to Redeemable units registered in their name and the Trustee will only recognise such unitholders as absolute owner of the Redeemable units and will not be bound by any notice to the contrary. The Trustee is not bound to take notice of or to see to the execution of any trust or, save as provided under the Trust deed or save as by some court of competent jurisdiction orders, to recognise any trust or equity or other interest affecting the title to any redeemable units.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***4. Share capital (continued)**

The issue and fully paid capital comprises:

	2026	2025
	USD Class Units	
	Number of units	
Units at beginning of the year	397,359	421,194
Units subscribed	-	1,600
Units redeemed	(18,747)	(25,435)
Units at end of the year	378,612	397,359

Investors may subscribe for redeemable units of a class of redeemable units during the initial offer period by sending a completed subscription agreement to the Administrator so as to be received by the Administrator by no later than 7.00 p.m. (Tokyo time) on the last day of the initial offer period or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine.

Redeemable units are issued on the initial closing day or the relevant dealing day, as applicable.

Applicants for redeemable units should note that none of the Trustee, the Administrator, the Investment Manager nor any of their duly authorised agents or delegates will accept responsibility for any loss caused as a result of the illegibility or non-receipt of any application sent by electronic mail or other electronic means as agreed in advance with the Administrator or for any loss caused in respect of any action taken as a consequence of instructions believed in good faith to be signed by properly authorised persons.

The Investment Manager reserves the right to decline any application to subscribe for redeemable units in whole or in part in its absolute discretion and redeemable units which have been issued on a dealing day but for which a properly completed application and payment, as described above, is not timely received may be compulsorily repurchased for nil consideration.

The Trustee or its delegates reserve the right to request such information as is necessary to verify the identity of an applicant (or transferee) of redeemable units, the identity of their beneficial owners/controllers (where applicable) and the source of payment of subscription monies. Where the circumstances permit, the Trustee or its delegates may be satisfied that full due diligence may not be required where an exemption applies under the Anti-Money Laundering Regulations (2020 Revision) of the Cayman Islands, as amended and revised from time to time or any other applicable law. However, detailed verification information may be required prior to the payment of any proceeds from or any transfer of an interest in redeemable units.

Investors may make a repurchase request to the Administrator on each repurchase day in respect of redeemable units of a class of redeemable units for which subscription proceeds have been received by the Administrator. In order to make a repurchase request, a unitholder must submit a completed repurchase notice in the form or other electronic means as agreed in advance with the Administrator specifying the number of redeemable units to be repurchased so as to be received by the Administrator by no later than 7.00 p.m. (Tokyo time) on the repurchase notice day immediately preceding the relevant repurchase day, or by such other time and/or days as the Investment Manager may, in its sole discretion, determine (the "Repurchase Notice Deadline").

The repurchase price per redeemable units of a class of redeemable units are calculated as the Net Asset Value per redeemable unit of such class of redeemable units as at the relevant repurchase day (or if that repurchase day is not also a valuation day then on the immediately preceding valuation day) (the "Repurchase Price").

No conversion of redeemable units is permitted in respect of the Series Trust.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***5. Fees and expenses***Administrator Fee*

The Administrator receives an annual fee of 0.08% on the first USD 250,000,000 of the net assets, 0.07% on the next USD 250,000,000 of the net assets and 0.06% on the net assets over USD 500,000,000, subject to a monthly minimum fee of USD 7,000. The fees earned by the Administrator during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Administrator as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

Professional Fees

Professional fees include legal and audit fees. The fees paid during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

6. Operating expenses

The Series Trust is responsible for all other normal operating expenses including audit and legal fees and other charges including the expenses of acquiring and disposing of investments. These expenses are accrued throughout the year for which the Series Trust receives the related benefit and are recorded as general administrative expenses in the Statement of Comprehensive Income.

7. Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. No withholding tax expense was paid or payable during the year ended January 31, 2026 and 2025.

The Selected Fund may choose to invest in securities domiciled in countries other than Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Selected Fund. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Selected Fund's broker on a 'withholding' basis.

In accordance with IAS 12 – Income Taxes, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As at January 31, 2026 and 2025, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefit in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***8. Related party transactions**

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager, Investment Manager, Distributor, Manager Support Service Provider, and Agent Member Company are all related parties to the Series Trust. All fees are paid from the assets of the Series Trust by the administrator unless otherwise noted.

Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive a fixed annual fee of USD 10,000 per annum payable annually. The Trustee is also entitled to be reimbursed for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties. The fees earned by the Trustee during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Trustee as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

Investment Manager Fee

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.15% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Investment Manager as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

Fee Agent Fees

The Fee Agent is entitled to receive a fee of 0.12% per annum of the Net Asset Value (the "Operational Costs Fees") accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The Operational Costs Fees are payable by the Administrator on behalf of the Trustee. The fees earned by the Fee Agent during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to Fee Agent as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of the Investment Manager fees, audit fees, formation expenses, distribution fees, administration fees, custody fees, any broker fees relating to security transactions, any legal and auditing costs that are not included in the audit fees and expenses, annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies, any insurance costs, any costs relating to the Offering Memorandum and Appendix 34 and other similar offering documents and the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents and any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, licensing, tax reporting, anti-money laundering compliance and monitoring, expenses related to the termination or the liquidation of the Series Trust and any other extraordinary costs and expenses that would not usually occur.

To the extent that the Operational Costs Fee is not sufficient to cover the Ordinary Costs, the Fee Agent is liable for any outstanding amounts. Any amounts remaining following payment of the Ordinary Costs shall be retained by the Fee Agent as its remuneration for acting as Fee Agent in respect of the Series Trust.

Manager Fees

The Manager is entitled to receive a management fee of USD 5,000 per annum payable monthly in arrears. The Fee Agent is responsible for paying the Manager Fees. For the avoidance of doubt, the Manager may decide in its sole discretion to reduce or waive the payment of the Manager fees. The fees earned by the Manager during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Manager as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***8. Related party transactions (continued)***Agent Member Company*

The Agent Member Company will be entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The fees earned by the Agent Member Company during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Agent Member Company as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

Manager Support Service Provider

The Manager Support Service Provider will be entitled to receive, accrued on and calculated as at each Valuation Day:

- (i) if the Net Asset Value per Unit attributable to such class of units over the Calculation Period has increased by less than 2% (using the Net Asset Value per Unit after the reinvestment of gross distributions), in respect of each Calculation Valuation Day, a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value attributable to such class of units; or
- (ii) in all other cases, a fee of 0.20% per annum of the Net Asset Value attributable to such class of units, in both cases accrued on an actual / 365 day count fraction and payable monthly in arrears. The Fee shall be paid within a reasonable period from the end of the month for which payment is due. For the avoidance of doubt, on each Valuation Day prior to the first Calculation Valuation Day, the Fee will be calculated in accordance with limb (ii) above.

The fees earned by the Manager Support Service Provider during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Manager Support Service Provider as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

Distribution Fees

The Distributor is entitled to receive accrued on and calculated as at each valuation day:

- (i) if the Net Asset Value per unit attributable to such class of units over the calculation period has increased by less than 2% in respect of each calculation valuation day, a fee of 0.40% per annum of the Net Asset Value attributable to such class of units; or
- (ii) in all other cases, a fee of 0.75% per annum of the Net Asset Value attributable to such class of units,

The fees earned by the Distributor during the year ended January 31, 2026 and 2025, and outstanding fees payable to the Distributor as of January 31, 2026 and 2025, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks****9.1 Principal Risk Factors of the Series Trust**

The Series Trust's investments portfolio comprises solely of the Selected Fund. The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust may be materially affected by the actions of another entity investing in the Selected Fund. For example, if another unitholder of the Selected Fund repurchases some or all of its interests in the Selected Fund, the Selected Fund and, in turn, the Series Trust, may experience higher pro rata operating expenses, thereby producing lower returns. Similarly, the Selected Fund may become less diverse due to repurchases from its other unitholders, resulting in increased portfolio risk. The Selected Fund may restrict its investment activities or be precluded from investing in certain instruments due to regulatory restrictions on certain of its direct or indirect investors or otherwise, which may have an adverse effect on the performance of the Selected Fund, and, in turn, the Series Trust.

(A) Market Risk*(i) Currency Risk*

All financial assets at fair value through profit or loss, cash and other assets and liabilities held by the Series Trust are denominated in U.S. Dollars, thus the Manager believes that the Series Trust has little currency risk exposure, and is not subject to risk due to direct fluctuations in the prevailing levels of foreign currency rates.

Investment in the Selected Fund in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio.

(ii) Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer-term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter-term securities. The Series Trust may lose money if short-term or long-term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Series Trust management. When interest rates fluctuate, the duration of the security may be used as an indication of the degree of change in the debt price of the debt security. The bigger the security's duration value, the larger the change in the price of the debt security for a given movement in interest rates may be. Therefore, the Net Asset Value may fluctuate.

The Series Trust does not have direct exposure to interest rate risk, however has indirect exposure to interest rate through its investment in the Selected Fund.

The yield on the Selected Fund's (and indirectly, the Series Trust's) investments may be sensitive to changes in prevailing interest rates, which may result in a mismatch between the Selected Fund's asset yield and borrowing rates and consequently reduce or eliminate income derived from its investments.

If interest rates increase, prices of fixed income securities generally decline, reducing the value of the Selected Fund's (and indirectly, the Series Trust's) investments. A major change in interest rates or a significant decline in the market value of the Selected Fund's (and indirectly, the Trust's) investments, or other market event, could cause the value of the investments of the Master Fund's investors (and indirectly the unitholders' investments in the Series Trust), or its yield, to decline.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks (continued)****9.1 Principal Risk Factors of the Series Trust (continued)****(A) Market Risk (continued)***(ii) Interest Rate Risk (continued)*

If interest rates change, the values of longer-duration debt securities are usually subject to greater change than the values of shorter-duration debt securities.

The Series Trust may invest in fixed income securities through its indirect exposure to the investments of the Selected Fund. Any changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held.

The majority of the Series Trust's financial assets are non-interest bearing and, as a result, the Series Trust is not subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. The interest bearing financial instruments are represented mainly by cash amounting to USD 1,745,027 (2025: USD 1,840,928).

At January 31, 2026 and 2025, if interest rates had been 50 basis points higher or lower with all other variables held constant, the net assets would have been approximately USD 873 (2025: USD 920) higher or lower, as a result of higher or lower interest income on deposits with the Fund's Prime Brokers.

(iii) Market Price Risk

The market price of securities held by the Selected Fund may go up or down, sometimes rapidly or unpredictably. Securities may decline in value due to factors affecting securities markets generally or particular industries represented in the securities markets. The value of a security may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, supply and demand for particular securities or instruments, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. During a general downturn in the securities markets, multiple asset classes may decline in value simultaneously. Equity securities generally have greater price volatility than fixed income securities.

An increase in market prices of the investment in the Selected Fund of 1% at January 31, 2026 and 2025, would have increased the Net Assets by USD 411,997 (2025: USD 411,666). A decrease of 1% would, all else being equal, have an equal but opposite effect.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

9. Financial instruments and associated risks (continued)

9.1 Principal Risk Factors of the Series Trust (continued)

(A) Market Risk (continued)

(iii) Market Price Risk (continued)

The following table summarizes the geographical concentration in the market price risk of the Selected Fund at January 31, 2026 as a percentage of net assets of the Series Trust.

Countries of investment by the Series Trust	Fair Value	% of Net Assets
Investments in securities		
Australia	6,636,229	3.08%
Canada	(2,299,792)	(1.07%)
China	64,263	0.03%
European Union	(105,944,411)	(49.10%)
France	105,915,417	49.09%
Germany	118,043	0.05%
Hong Kong	50,544	0.02%
Italy	109,910	0.05%
India	2,036	0.00%
Japan	37,565,510	17.41%
Singapore	4,674	0.00%
South Africa	68,867	0.03%
South Korea	(1,861,894)	(0.86%)
Sweden	121,469	0.06%
Switzerland	181,018	0.08%
Taiwan	(6,196)	0.00%
United Kingdom	(1,290,124)	(0.60%)
United States	148,709,588	68.92%
Total Investments in securities	188,145,151	87.19%

The following table summarizes the geographical concentration in the market price risk of the Selected Fund at January 31, 2025 as a percentage of net assets of the Series Trust.

Countries of investment by the Series Trust	Fair Value	% of Net Assets
Investments in securities		
Australia	8,040,786	2.84%
Canada	217,269	0.09%
China	69,340	0.02%
European Union	491,824	0.17%
France	102,803,802	36.36%
Germany	(277,330)	(0.10%)
Hong Kong	35,092	0.01%
Italy	(109,148)	(0.04%)
India	7,171	0.00%
Japan	50,777,163	17.96%
Singapore	39,529	0.01%
South Africa	(12,731)	0.00%
South Korea	60,601	0.02%
Sweden	417,887	0.15%
Switzerland	898,508	0.32%
Taiwan	4,317	0.00%
United Kingdom	327,371	0.12%
United States	92,207,646	32.61%
Total Investments in securities	255,999,097	90.54%

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks (continued)****9.1 Principal Risk Factors of the Series Trust (continued)****(B) Credit Risk**

Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may affect the value of the Series Trust's investments in the Selected Fund. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

Due to its investment in the Selected Fund, the Series Trust is exposed to the credit risk associated with debt instruments that may be held by the Selected Fund. All transactions in listed securities held by the Selected Fund are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

The Investment Manager monitors the Series Trust's credit position on an on-going basis.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets of the Series Trust as of January 31, 2026 and 2025 is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position. No collateral or other credit enhancements are held by the Series Trust. None of these assets are impaired or past due.

The clearing and depository operations for the Selected Fund's security transactions are mainly concentrated with their custodian. The Series Trust minimizes its exposure to credit risk by conducting transactions with an established and reputable broker, which is Mitsubishi UFJ Investor Services Banking (Luxembourg) S.A. and as at January 31, 2026 and 2025, credit rating was A (2025: A) as published by S&P. At January 31, 2026 and 2025, substantially all cash is placed at this broker.

The carrying amounts of financial assets best represent the maximum credit risk exposure at the reporting date. This also relates to financial assets carried at amortized cost, as they have a short-term to maturity.

As at January 31, 2026 and 2025, the Series Trust's financial assets exposed to credit risk amounted to the following:

	January 31, 2026	January 31, 2025
Investments in Selected Fund	41,199,660	41,166,629
Cash and cash equivalents	1,745,027	1,840,928
Prepayments and other assets	31	-
USD	42,944,718	USD 43,007,557

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks (continued)****9.1 Principal Risk Factors of the Series Trust (continued)****(C) Liquidity Risk**

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price.

The table below analyzes the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows.

	3 months or less	3 months to 1 year	Total
As at January 31, 2026			
Administration fees payable	7,644	-	7,644
Professional fees payable	25,056	-	25,056
Distributor fees payable	26,370	-	26,370
Fee Agent fees payable	3,933	-	3,933
Agent Member Company fees payable	328	-	328
Manager Support Service Provider fees payable	7,257	-	7,257
Investment Manager fees payable	4,911	-	4,911
Other payables	76,172	-	76,172
	151,671	-	151,671
As at January 31, 2025			
Administration fees payable	7,890	-	7,890
Professional fees payable	25,307	-	25,307
Distributor fees payable	14,841	-	14,841
Fee Agent fees payable	17,268	-	17,268
Agent Member Company fees payable	1,439	-	1,439
Manager Support Service Provider fees payable	1,855	-	1,855
Investment Manager fees payable	5,560	-	5,560
Redemption payable	32,145	-	32,145
Trustee fees payable	7,023	-	7,023
Other payables	80,799	-	80,799
	194,127	-	194,127

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an on-going basis, and does not invest in illiquid assets.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks (continued)****9.1 Principal Risk Factors of the Series Trust (continued)****(C) Liquidity Risk (continued)**

Due to its investment in the Selected Fund, the Series Trust is exposed to the liquidity risk associated with unitholder repurchases in accordance with the terms in the Selected Fund's Prospectus. The Series Trust is managed to include liquid investments sufficient to meet normal liquidity needs although substantial repurchases of units in the Series Trust could require the Selected Fund to liquidate its investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the repurchases. These factors could adversely affect the value of the units repurchased and the valuation of the units that remain outstanding and the liquidity of the Series Trust's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet the repurchases.

There were no repurchase fees applied in respect to the Selected Fund for the year ended January 31, 2026 and 2025.

(D) Risk Management

The Series Trust's Investment Manager's team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on the Selected Fund and quantitative risk measures.

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of units.

The amount of net assets attributable to the holder of units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holder of units.
- Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of units.

9.2 Additional Series Trust's Risks**(A) Custody Risk**

Neither the Trustee nor the Manager controls the custodianship of the Series Trust's investments in the Selected Fund. The custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(B) Risk of Indemnification

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Investment Manager and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

9. Financial instruments and associated risks (continued)**9.2 Additional Series Trust's Risks (continued)****(C) Settlement Risk**

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Selected Fund and ultimately, the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some period.

If the Selected Fund and ultimately, the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the underlying security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Series Trust could be liable for any losses incurred.

(D) Derivatives

The Series Trust's assets are not used to directly invest in derivatives. The series trust may be exposed to risks associated with investing in derivatives through its investment in the Selected Fund. These risks include;

- **Credit Risk** — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- **Leverage Risk** — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- **Liquidity Risk** — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

As of January 31, 2026 and 2025, there were no Series Trust derivative assets and derivative liabilities subject to netting arrangements and similar arrangements.

(E) Counterparty and Broker Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firm with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions. No collateral was pledged by the Manager during the year ended January 31, 2026 and 2025.

The Series Trust has not offset any financial assets or financial liabilities in the Statement of Financial Position.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

9. Financial instruments and associated risks (continued)**9.2 Additional Series Trust's Risks (continued)****(F) Generated Income and Distributions**

There is no guarantee that there will be any generated income. Distributions (if any) may be paid in whole or in part out of investment principal attributable to the units or, alternatively, the Generated Income may be zero. A distribution can in effect result in a return of an investor's initial capital or capital gains thereby eroding that capital to the extent the distribution exceeds available income. In consequence of this possibility, investors seeking capital preservation may not achieve this given probable deterioration in the value of the Series Trust's investments caused by declining asset values and a return of capital to investors by way of distribution. If the Series Trust is not profitable, the Repurchase Price a unitholder receives back in respect of a repurchase of units may be less than the unitholder's initial investment.

The Generated Income partially relies on the receipt of distributions paid by the Selected Fund. Should the Selected Fund fail to pay any distributions or pay less than anticipated, including due to a rise in the non-treaty tax rate applicable to the Series Trust, then the Series Trust will gain correspondingly less than investors may previously have expected. Furthermore, if the interest rate at which the distributions received accrue falls during the yearly period, this may also lead to the Generated Income being lower than expected.

The Selected Fund did not pay any distributions during the year.

(G) No Interest in the Selected Fund

The return on the units depends, amongst other things, on the performance of the Selected Fund. An investment in units does not give a unitholder a direct interest in the Selected Fund.

(H) Early Termination of the Series Trust

Although the Final Repurchase Day of the Series Trust is scheduled for January 31, 2027, the Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

9.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation

The Series Trust applies IFRS 13 Fair value measurement and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

(Stated in United States dollars)

9. Financial instruments and associated risks (continued)**9.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation (continued)**

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions. The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks (continued)****9.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation (continued)**

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of January 31, 2026 and 2025 in valuing the Series Trust's financial assets:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at January 31, 2026
Investment in the Selected Fund				
MAN AHL Active Balanced I (USD Class)	\$ -	\$ 41,199,660	\$ -	\$ 41,199,660
Financial assets, at fair value through profit or loss	\$ -	\$ 41,199,660	\$ -	\$ 41,199,660

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at January 31, 2025
Investment in the Selected Fund				
MAN AHL Active Balanced I (USD Class)	\$ -	\$ 41,166,629	\$ -	\$ 41,166,629
Financial assets, at fair value through profit or loss	\$ -	\$ 41,166,629	\$ -	\$ 41,166,629

During the year ended January 31, 2026 and 2025, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

FOREIGN CURRENCY DENOMINATED MAN AHL SMART LEVERAGE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

For the year ended January 31, 2026

*(Stated in United States dollars)***9. Financial instruments and associated risks (continued)****9.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation (continued)**

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives and debt securities. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

For purposes of calculating the NAV of the Selected Fund, fixed income securities for which market quotes are readily available are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services and are classified as Level 2 investments in the financial statements of the Selected Fund. Forward contracts are valued using observable inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified as Level 2 investments in the financial statements of the Selected Fund. As of January 31, 2026 and 2025 all financial assets and liabilities were classified as Level 2 investments.

Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss

- (i) At January 31, 2026 and 2025, cash, prepayments and all other assets and liabilities (including investments in Selected Fund, and payables for, investment manager fees, manager support service provider fee, Fee Agent fees, distribution fees, administrator fees, professional fees and Agent Member Company fees, redemption payable, trustee fees payable and other payables) are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature.

9.4 Investments in Unconsolidated Structured Entities

As of January 31, 2026 the Selected Fund's net asset value was USD 215,763,440. As of January 31, 2026 the Selected Fund held total investments of USD 188,145,151 comprising of fixed income securities (Sovereign Bonds and Term Deposits) of USD 188,460,443, Futures contract assets of USD 4,042,501 and liabilities of USD 2,156,801 and forward contract assets of USD 151,876,018 and liabilities of USD 154,077,009.

The valuation of investments in unconsolidated structured entities represents the amount the Series Trust would expect to receive if it were to liquidated or redeem its investments subject to the underlying fund's liquidity or redemption restrictions and costs.

The rights attached to the Series Trust's holding in the Selected Fund is similar to those of other investors. Subscriptions into the Selected Fund are governed by the rights stipulated in their offering documents. The Series Trust has the ability to liquidate or redeem its investments periodically in accordance with the provisions of the provisions of the Selected Fund's offering memorandum. Refer to Note 1 for information regarding the investment objectives of the Selected Fund.

10. Subsequent events

Trustee has evaluated the events and transactions that have occurred through May 22, 2026, the date the financial statements were available to be issued.

Effective February 1, 2026 through May 22, 2026, there were redemptions of USD 326,772.

Trustee noted no items requiring adjustment or additional disclosure in the financial statements.

< 参考情報 >

以下は、マン・ファンズVI・ピーエルシー - マン・アクティブ・バランスDの財務書類を抜粋し翻訳したものです。原文の財務書類は、マン・ファンズVI・ピーエルシーの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されています。本書においては、関係するシリーズ・トラストであるマン・アクティブ・バランスDに関連する部分のみを記載しています。また、マン・アクティブ・バランスDには複数のクラスが存在しますが、本書にはクラスI（米ドル）クラスに関連する部分を抜粋して記載しています。

マン・アクティブ・バランスド

財政状態計算書

2025年12月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
現金および現金同等物	58,604,638	9,340,993
ブローカーに対する担保債権残高	25,037,424	3,990,715
ブローカーからの未収金	465	74
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：		
株式および運用ファンド	-	-
利付証券	148,395,758	23,652,800
デリバティブ	3,000,956	478,322
未収払込金	-	-
未収利息	98,129	15,641
未収分配金	-	-
その他の資産	96,161	15,327
資産合計	<u>235,233,531</u>	<u>37,493,873</u>
負債		
当座借越	-	-
ブローカーに対する担保債務残高	2,153,887	343,308
ブローカーに対する未払金	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：		
デリバティブ	3,703,638	590,323
投資主取引	-	-
未払運用報酬	-	-
未払管理報酬	148,510	23,671
未払利息	5,096	812
空売り証券の未払分配金	-	-
未払清算費用	-	-
未払費用およびその他の負債	331,139	52,780
負債合計	<u>6,342,270</u>	<u>1,010,894</u>
(償還可能参加投資主に帰属する純資産を除く)		
償還可能参加投資主に帰属する純資産	<u>228,891,261</u>	<u>36,482,978</u>

マン・アクティブ・バランスド

純資産変動計算書

2025年12月31日終了年度

	(米ドル)	(千円)
期首における償還可能参加投資主に帰属する純資産	279,881,211	44,610,266
発行～	18,882,255	3,009,643
償還～	(80,252,444)	(12,791,437)
当期における償還可能参加投資主に帰属する 純利益 / (損失)	10,380,239	1,654,506
期末における償還可能参加投資主に帰属する純資産	<u>228,891,261</u>	<u>36,482,978</u>

～当期中に実施された投資証券クラス間の切り替えに関連する非現金取引を含む。

マン・アクティブ・バランスド

包 括 利 益 計 算 書

2025年12月31日終了年度

	(米ドル)	(千円)
収益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債に係る純利益 / (損失)	12,908,611	2,057,504
その他の収益	-	-
	<u>12,908,611</u>	<u>2,057,504</u>
その他の包括利益		
合算為替調整	-	-
	<u>-</u>	<u>-</u>
差引費用		
管理報酬	1,996,540	318,229
管理事務代行報酬	797,422	127,101
運用報酬	-	-
調査費用	-	-
預託報酬	49,710	7,923
法的費用	9,646	1,537
監査費用	5,349	853
清算費用	-	-
役員報酬	-	-
その他の費用	88,553	14,114
費用合計	<u>2,947,220</u>	<u>469,757</u>
費用払戻	<u>418,848</u>	<u>66,760</u>
純費用	<u>2,528,372</u>	<u>402,997</u>
金融費用		
償還可能参加投資証券保有者への分配	-	-
	<u>-</u>	<u>-</u>
源泉徴収税	-	-
当年 / 期における償還可能参加投資主に帰属する 純利益 / (損失)	<u>10,380,239</u>	<u>1,654,506</u>

当期において認識された全ての損益は、当年 / 期中に事業が停止されたものを除き、専ら継続事業により生じたものである。

マン・アクティブ・バランスド
キャッシュ・フロー計算書
2025年12月31日終了年度

	（米ドル）	（千円）
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当年／期における償還可能参加投資主に帰属する純利益／（損失）	10,380,239	1,654,506
当年／期における償還可能参加投資主に帰属する純利益／（損失）と、営業活動によるキャッシュ・フローとを一致させるための調整：		
ブローカーに対する担保債権残高の（増加）／減少	(5,750,516)	(916,575)
ブローカーからの未収金の（増加）／減少	(465)	(74)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の（増加）／減少：		
株式および運用ファンド	-	-
利付証券	53,229,686	8,484,280
デリバティブ	(8,309,180)	(1,324,400)
未収利息の（増加）／減少	(38,666)	(6,163)
未収分配金の（増加）／減少	-	-
その他の資産の（増加）／減少	38,543	6,143
ブローカーに対する担保債務残高の増加／（減少）	(270,834)	(43,168)
ブローカーに対する未払金の増加／（減少）	(266)	(42)
未払運用報酬の増加／（減少）	-	-
未払管理報酬の増加／（減少）	(35,314)	(5,629)
未払利息の増加／（減少）	(9,508)	(1,515)
空売り証券の未払分配金の増加／（減少）	-	-
未払清算費用の増加／（減少）	-	-
未払費用およびその他の負債の増加／（減少）	(153,701)	(24,498)
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>49,080,018</u>	<u>7,822,864</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能参加投資証券の発行～	18,882,255	3,009,643
償還可能参加投資証券の償還～	(80,252,444)	(12,791,437)
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>(61,370,189)</u>	<u>(9,781,794)</u>
現金および現金同等物の純増加／（減少）	(12,290,171)	(1,958,930)
期首における現金および現金同等物	<u>70,894,809</u>	<u>11,299,924</u>
期末における現金および現金同等物	<u><u>58,604,638</u></u>	<u><u>9,340,993</u></u>
期末における現金および現金同等物の内容：		
現金および現金同等物	58,604,638	9,340,993
当座借越	-	-
期末における現金および現金同等物	<u><u>58,604,638</u></u>	<u><u>9,340,993</u></u>
キャッシュ・フローについての補足情報		
受取配当金額（源泉徴収税控除後）	-	-
空売り証券の支払配当金額	-	-

受取利息額（源泉徴収税控除後）	9,231,705	1,471,441
支払利息額	(50,325)	(8,021)
投資主に対する現金配当	-	-

～当期中に実施された株式クラス間の切り替えに関連する非現金取引を除く。

マン・アクティブ・バランスド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

額面 銘柄		公正価値 (米ドル)	純資産に 占める割合 (%)
先物契約(a)			
オーストラリア			
218	Australian 10 Years Bond Futures March 2026	46,674	0.02
83	SPI 200 Index Futures March 2026	65,968	0.03
193	Australian 3 Years Bond Futures March 2026	22,972	0.01
		135,614	0.06
カナダ			
73	S&P/TSX 60 Index Futures March 2026	66,342	0.03
ドイツ			
20	Stoxx Euro ESG-X March 2026	10,441	0.01
15	DAX Index Futures March 2026	119,060	0.05
99	SWISS MKT IX Futures March 2026	327,338	0.14
251	Stoxx Euro 50 Index Futures March 2026	192,152	0.08
		648,991	0.28
イタリア			
38	FTSE/MIB Index Futures March 2026	205,097	0.09
日本			
87	Topix Index FUTR March 2026	165,687	0.07
オランダ			
45	Amsterdam Index Futures January 2026	61,931	0.03
シンガポール			
73	MSCI SING IX ETS January 2026	4,158	0.00
30	FTSE Taiwan Index January 2026	56,162	0.03
		60,320	0.03
南アフリカ			
30	FTSE/JSE TOP 40 March 2026	45,589	0.02
韓国			
108	Korea 10 Years Bond Futures March 2026	15,800	0.01
237	Korea 3 Years Bond Futures March 2026	49,509	0.02
41	KOSPI2 INX Futures March 2026	160,154	0.07
		225,463	0.10
スウェーデン			
10	OMXS30 ESG Futures January 2026	5,193	0.00
384	OMXS30 IND Futures January 2026	244,874	0.11
		250,067	0.11
英国			
325	Long Gilt Futures March 2026	276,280	0.12
173	FTSE 100 Index Futures March 2026	411,286	0.18
		687,566	0.30
米国			

3 EMINI S&P500 ESG March 2026

3,765

0.00

先物契約合計

2,556,432

1.12

		純資産に
		占める割合
額面	銘柄	(%)
	公正価値	
	(米ドル)	
国債		
フランス		
15,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 17/06/2026	17,452,562 7.62
10,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 25/02/2026	11,708,914 5.12
15,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 25/03/2026	17,535,537 7.66
10,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 28/01/2026	11,727,764 5.12
15,000,000	France Treasury Bill BTF 0.25% 20/05/2026	17,479,163 7.64
		75,903,940 33.16
米国		
10,000,000	United States Treasury Bill 0% 02/04/2026	9,911,210 4.33
13,000,000	United States Treasury Bill 0% 05/03/2026	12,921,089 5.65
15,000,000	United States Treasury Bill 0% 12/03/2026	14,898,969 6.51
10,000,000	United States Treasury Bill 0% 19/02/2026	9,952,746 4.35
15,000,000	United States Treasury Bill 0% 19/03/2026	14,888,820 6.50
10,000,000	United States Treasury Bill 0% 26/03/2026	9,918,984 4.33
		72,491,818 31.67
国債合計		
		148,395,758 64.83

マン・アクティブ・バランスド

投資有価証券明細表（続き）

2025年12月31日現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（続き）

通貨先渡契約^{**}（b）

未収金	未払金	満期日	契約	未実現利益 （米ドル）	純資産に 占める割合 （％）
6,872,468ユーロ	8,067,525米ドル	2026年1月15日	1	9,336	0.00
11,406,840ユーロ	13,212,080米ドル	2026年1月30日	4	202,594	0.09
2,220,435ポンド	2,960,434米ドル	2026年1月15日	1	26,115	0.01
1,480ポンド	1,938米ドル	2026年1月30日	4	51	0.00
6円	0米ドル	2026年1月30日	2	-	0.00
80,871,069米ドル	68,721,520ユーロ	2026年1月15日	2	106,177	0.05
3,092,365米ドル	477,633,456円	2026年1月15日	2	41,212	0.02
6,791,422米ドル	1,052,621,631円	2026年1月30日	6	59,039	0.03
通貨先渡契約に係る未実現利益合計				444,524	0.20
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 - 取引				151,396,714	66.15

マン・アクティブ・バランスド

投資有価証券明細表（続き）

2025年12月31日現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

額面	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産に 占める割合 (%)
先物契約			
カナダ			
456	Canadian 10 Years Bond Futures March 2026	(409,655)	(0.18)
フランス			
104	CAC 40 Index Futures January 2026	(11,249)	(0.00)
ドイツ			
170	Euro-Bobl Futures March 2026	(109,106)	(0.05)
230	Euro-Btp Futures March 2026	(92,417)	(0.04)
99	Euro-Bund Futures March 2026	(135,429)	(0.06)
66	Euro-Buxl Futures March 2026	(147,239)	(0.06)
227	Euro-Oat Futures March 2026	(126,182)	(0.06)
		(610,373)	(0.27)
香港			
27	HANG SENG Index Futures January 2026	(33,462)	(0.01)
69	HSCEI Index Futures January 2026	(17,492)	(0.01)
		(50,954)	(0.02)
インド			
16	IFSC NIFTY 50 Futures January 2026	(3,483)	(0.00)
日本			
63	Japanese 10 Years Bond Futures March 2026	(411,306)	(0.18)
シンガポール			
400	FTSE CHINA A50 January 2026	(11,436)	(0.01)
64	NIKKEI 225 Index Futures March 2026	(26,414)	(0.01)
		(37,850)	(0.02)
米国			
29	NASDAQ 100 E-MINI March 2026	(184,417)	(0.08)
97	S&P500 EMINI Futures March 2026	(279,414)	(0.12)
300	United States 10 Years Note Futures March 2026	(203,797)	(0.09)
230	United States 2 Years Note Futures March 2026	(23,922)	(0.01)
347	United States 5 Years Note Futures March 2026	(128,281)	(0.05)
138	United States Long Bond CBT Futures March 2026	(174,120)	(0.08)
126	United States Ultra Bond CBT Futures March 2026	(291,000)	(0.13)
		(1,284,951)	(0.56)
先物契約合計			
		(2,819,821)	(1.23)

マン・アクティブ・バランスド
投資有価証券明細表（続き）
2025年12月31日現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（続き）

通貨先渡契約**

未収金	未払金	満期日	契約	未実現損失 （米ドル）	純資産に 占める割合 （％）
201,548ユーロ	237,796米ドル	2026年1月30日	1	(771)	(0.00)
385,576,057円	2,486,957米ドル	2026年1月15日	1	(23,872)	(0.01)
28,664,905,731円	184,123,521米ドル	2026年1月30日	4	(787,794)	(0.35)
2,009,633米ドル	2,763,000カナダドル	2026年1月15日	1	(7,385)	(0.00)
3,307,104米ドル	2,816,752ユーロ	2026年1月15日	2	(3,280)	(0.00)
307,180米ドル	262,778ユーロ	2026年1月30日	2	(1,852)	(0.00)
4,916,082米ドル	3,669,073ポンド	2026年1月15日	1	(18,928)	(0.01)
23米ドル	18ポンド	2026年1月30日	1	-	(0.00)
880,815米ドル	138,203,003円	2026年1月30日	1	(3,108)	(0.00)
2,364,488米ドル	3,463,644,000韓国ウォン	2026年1月15日	1	(36,827)	(0.02)
通貨先渡契約に係る未実現損失合計				(883,817)	(0.39)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 - 取引				(3,703,638)	(1.62)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 - 取引				151,396,714	66.15
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 - 取引				(3,703,638)	(1.62)
その他の純資産				81,198,185	35.47
償還可能参加投資証券保有者に帰属する純資産				228,891,261	100.00

** 通貨先渡契約は、HSBC銀行およびバンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間で締結される。

（a）上場デリバティブ商品

（b）店頭金融デリバティブ商品

* その他の規制市場で取引される譲渡可能証券

#公認証券取引所に上場している又はその他の規制市場で取引される譲渡可能証券以外の譲渡可能証券

期末時点で保有されているその他すべての投資有価証券は、公認証券取引所に上場している譲渡可能証券である。

	資産合計に 占める割合 （％）
資産合計の分析	
公認証券取引所に上場している譲渡可能証券	42.24
上記区分（a）に記載される上場金融デリバティブ商品	1.09
上記区分（b）に記載される店頭金融デリバティブ商品	0.19

上記 [*] に記載されるその他の規制市場で取引される譲渡可能証券	20.84
その他の流動資産	35.64
	100.00

UCITS通達8.2 別紙Bに基づき、純資産ではなく資産合計の分析が求められる。

ゼロと評価されたポジションは、評価方針に従って評価されている。

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第一部 ファンド情報 - 第１ ファンドの状況 - ５ 運用状況 - （２）投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年5月末日現在)

	米ドル（ を除く ）	円（ を除く ）
・ 資産総額	42,479,735.78	6,770,845,086
・ 債務総額	282,579.53	45,040,351
・ 純資産総額（ - ）	42,197,156.25	6,725,804,735
・ 発行済口数	374,592口	
・ 基準価額（ / ）	112.65	17,955

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エムユーエフジー・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島、K Y 1 - 1103、グランド・ケイマン、エルギン・アベニュー227、私書箱
852

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、ファンドが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」（ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語）ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、ファンドの（当該法で定義された）「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（１）資本金の額

2026年5月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル（約11,715万円）です。

過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

（２）会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	18	2,555,195,535 米ドル
			9,793,404 ユーロ
			57,551,745 豪ドル
			31,849,790,673 円
			4,250,048,214 トルコリラ
	私募	8	101,547,551,754 円
	その他	8	48,196,634,741 円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで）の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年5月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,502	170,000	27,096
その他の収入	4	28,950	4,614	62,322	9,934
		<u>188,950</u>	<u>30,117</u>	<u>232,322</u>	<u>37,030</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,034	4,340	692
取締役報酬	9(c)	107,606	17,151	107,053	17,063
その他費用		2,457	392	5,015	799
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,577</u>	<u>116,408</u>	<u>18,554</u>
税引前利益		72,398	11,540	115,914	18,476
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益および 当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,540</u>	<u>115,914</u>	<u>18,476</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,502	170,000	27,096
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	138
現金および現金同等物	6	2,153,157	343,192	1,955,991	311,765
資産合計		2,313,157	368,694	2,126,855	338,999
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,714
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	21,871	-	-
未払金		4,328	690	4,339	692
負債合計		141,546	22,561	27,642	4,406
純資産		2,171,611	346,133	2,099,213	334,594
株主資本					
資本金	8	735,000	117,152	735,000	117,152
利益剰余金		1,436,611	228,981	1,364,213	217,442
株主資本合計		2,171,611	346,133	2,099,213	334,594

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	735,000	117,152	1,248,299	198,966	1,983,299	316,118
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,476	115,914	18,476
2024年12月31日および 2025年1月1日現在	735,000	117,152	1,364,213	217,442	2,099,213	334,594
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,540	72,398	11,540
2025年12月31日現在	735,000	117,152	1,436,611	228,981	2,171,611	346,133

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,540	115,914	18,476
調整：					
受取利息	4	(28,760)	(4,584)	(62,436)	(9,952)
		43,638	6,955	53,478	8,524
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,594	15,000	2,391
直接持株会社に対する債務の（減少）／増加		(23,303)	(3,714)	6,551	1,044
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	21,871	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	138	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,282)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(334)
営業活動より生じた／（に使用した）現金		168,406	26,842	(355,464)	(56,657)
受取利息	4	28,760	4,584	62,436	9,952
営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー		197,166	31,426	(293,028)	(46,706)
現金および現金同等物の純増（減）額		197,166	31,426	(293,028)	(46,706)
期首における現金および現金同等物		1,955,991	311,765	2,249,019	358,471
期末における現金および現金同等物		2,153,157	343,192	1,955,991	311,765
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	2,153,157	343,192	1,955,991	311,765

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法 Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱 309、メイブルズ・コーポレート・サービス・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1 - 1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBS グループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

I A S 第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（I A S 第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないI F R S 会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたI F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S B はI A S 第1号財務諸表の提示に置き換わるI F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、I F R S 第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していないＩＦＲＳ会計基準（続き）

ＩＦＲＳ第９号およびＩＦＲＳ第７号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年５月、ＩＡＳＢは「ＩＦＲＳ第９号及びＩＦＲＳ第７号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

- 金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- 環境・社会・ガバナンス（ＥＳＧ）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- 「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- 偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（ＯＣＩ）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年１月１日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

ＩＦＲＳ会計基準の年次改善 - 第11集

2024年７月、ＩＡＳＢはＩＦＲＳ会計基準の定期的な維持管理の一環として、９つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、ＩＦＲＳ第１号「国際財務報告基準の初度適用」、ＩＦＲＳ第７号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、ＩＦＲＳ第９号「金融商品」、ＩＦＲＳ第10号「連結財務諸表」、ＩＡＳ第７号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年１月１日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- ）会社を支配している、または共同支配している。
 - ）会社に重要な影響を与える。
 - ）会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 - ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
 - ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
 - ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 - ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
 - ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が３カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融商品：

（ ）分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「SPPI」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「FVPL」）

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（SPPI）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融負債

F V P Lで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にF V P Lにより測定すると指定された場合は、金融負債はF V P Lにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P Lで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

（ ）認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

（ ）当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

（ ）後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

実効金利法（「EIR」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「ECL」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

（ ）認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持せず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「ECL」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

会社のＥＣＬに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるＥＣＬ測定の実践的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない場合がある。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値／売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ（実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用）およびインカムアプローチ（入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル）などがある。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル１ - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル２ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル３ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

4 . 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5 . 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6 . 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収入金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株（2024年：735,000株）普通株式		
1株につき1米ドル（2024年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社 / 直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記 1 に記載のとおり、2025年 7 月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社である U B S A G に譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12 カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12 カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）

米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）^{*}

プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）

日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）

ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）

ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）

ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）

AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）^{*}

J-REITアンドリアル・エステート・エクイティファンド（適格機関投資家限定）^{*}

ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
（適格機関投資家限定）^{*}

ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）^{*}

新生ワールドラップ・ステイブル・タイプ（適格機関投資家限定）

米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）

米国・地方公共事業債ファンド

グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）

マイスターズ・コレクション

PIMCO 短期インカム戦略ファンド

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）

外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド

SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

豪ドル建て短期債券ファンド^{*}

インサイト・アルファ

USダイナミック・グロース

プレミアム・キャリー戦略ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11 . 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

B S M D グローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i l 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
東海東京スビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド
L G T グローバル・プライベート・クレジット・ファンド
K K R プライベート・マーケット・エクイティ・ファンド
U B S トリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド #
U B S 欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド #
U B S 米国銀行株式ストラテジー・ファンド #
U B S テキサス州株式ストラテジー・ファンド #
U B S 米国債ファンド #
コロンビアU S コントラリアン・ファンド #
U B S オーストラリア リート ストラテジー・ファンド #
U B S ストラテジー・ファンド #

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12 . 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	2,153,157	1,955,991
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		4,328	4,339
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: Lack of exchangeability

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person:
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilitiesFinancial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares		
of USD1 (2024: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#
UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動（以下「利益相反」といいます。）に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および／または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社（適切な場合）は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

（１）定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟およびその他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Eliaan Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2026年5月末日現在の額は、100米ドル(約1万5,939円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSCIL」といいます。)の完全子会社です。ICSCILは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCILは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー(CSC)に買収され、非公開会社となっています。

(2) エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(MUFG Fund Services (Cayman) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

エムユーエフジー・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドの2026年5月末日現在の資本金の額は、5万米ドル(約797万円)です。

(ロ) 事業の内容

管理事務代行会社は、ケイマン諸島の法律に基づき、ケイマン諸島において設立された、三菱UFJフィナンシャル・グループの会社の完全子会社です。

(3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 約449億円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(4) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 386百万米ドル(約615億2,454万円)です。

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12

月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行（1862年設立）とスイス銀行コーポレイション（1872年設立）が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社（Aktiengesellschaft）として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

（５）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（Daiwa Asset Management（Europe）Ltd）（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2026年5月末日現在 500,000英ポンド（約10,715万円）

（ロ）事業の内容

投資運用会社は1987年3月に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立され、指定された投資業務を行うことについて、英国の金融行為監督機構の認可および規制を受けています。投資運用会社は、管理会社代行サービス会社の子会社です。

（注）英ポンドの円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝214.30円）によります。以下、別段の記載がない限り、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（６）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

（イ）資本金の額

2026年5月末日現在 414億2,454万円

（ロ）事業の内容

管理会社代行サービス会社は、1959年から営業しており、現在、公募株式投信の運用資産を資金源とする日本最大規模の資産運用会社です。管理会社代行サービス会社は、様々な資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

（ 7 ）大和証券株式会社（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2026年4月末日現在 1,000億円

（ロ）事業の内容

大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の完全子会社です。大和証券株式会社は1999年4月26日に、大和証券グループ本社から日本の国内小売部門の経営を引き継ぎ、営業を開始しました。同社は、日本国内で証券業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（ 1 ）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee（Cayman）Limited）

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

（ 2 ）エムユーエフジー・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（MUFG Fund Services（Cayman）Limited）

登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。

（ 3 ）UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

（ 4 ）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（UBS AG, London Branch）

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

（ 5 ）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（Daiwa Asset Management（Europe）Ltd）

投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

（ 6 ）大和アセットマネジメント株式会社

管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

（ 7 ）大和証券株式会社

ファンドの受益証券の販売・買戻業務を行います。

3【資本関係】

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（管理会社）、UBS証券株式会社（代行協会員）およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（報酬代行会社）は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。))またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(その後の改正を含む。))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。))は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。))であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発

行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

(a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者

(b) ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

（a）一投資家当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができない（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する。）。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

- ### 4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項（当該要項はCIMAに提出しなければならない。）に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項（または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式

を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含む。）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式（または適用される条件）によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

- 4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託（年次申告書）規則（その後の改正を含む。）に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも

2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、（数の制限なく）複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

（d）詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

（e）ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

（ ）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

（ ）当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（その後の改正を含む。）（以下「BOT法」という。）において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、（管理する投資信託の数によって）24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、（管理する投資信託の数によって）36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（その後の改正を含む。）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる。）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- （c）存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- （d）免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 - （ ）各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - （ ）取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - （ ）免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - （ ）株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - （ ）会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - （ ）免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- （e）免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- （f）免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- （g）額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。）。
- （h）いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- （i）株式の買戻しも認められる。
- （j）収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること（すなわち会社が支払能力を維持すること）を条件とする。
- （k）免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- （l）免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいて C I M A による規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法 (その後の改正を含む。) は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である) 投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を (限られた一定の場合を除き) 受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法 (その後の改正を含む。) (以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。) は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域 (特にデラウェア州) のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー (法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたもので

ある。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
 - () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は (免除会社と同様に) 独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド (代替投資ピークルを含む。) に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア・オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法 (第三者の権利法) (その後の改正を含む。) によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁 (CIMA) による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者 (すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー) は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある) グランドコート (以下「グランドコート」という。) に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
 - （c）規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - （d）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - （e）規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - （f）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。
- （a）ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

（b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

（c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

（b）投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

（c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

（d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

（e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのかかわらず、これをC I M A に提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M A が以下に該当すると判断する場合には、C I M A は、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M A は、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M A は、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (c) B O T 法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、B O T 法に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
 - (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - (h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M A を警戒させるために、C I M A は、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M A に対して行うこと。
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M A に対し提出すること。

- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
 - (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94条（4）によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう
に命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管
理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうと
することをやめてしまっていると認めた場合。
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIM
Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散された
ものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合（たとえば、投資信託の受託者である場合）、銀行・信託会
社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュア
ル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の
写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった者
 - （d）免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項ないし9.1（d）項に規定する者またはそれら
の債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- （a）第9.1（a）項ないし9.1（d）項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
 - （b）和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - （c）かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、
ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行わ
れているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIM
Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權
する令状を発行することができる。
- （a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - （b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - （c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索
をすること。
 - （d）ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあ
るか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持する
こと。
 - （e）ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあ
るか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しを
とること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き
渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに關係する情報も開示してはならない。

（a）ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

（b）投資信託に関する事項。

（c）投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。

（a）例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（その後の改正を含む。）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（その後の改正を含む。）（以下「犯罪収益法」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（その後の改正を含む。）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。

（b）CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。

（c）免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に關係する場合。

（d）ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。

（e）開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。

（f）要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合（ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。）。

（g）刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。

（h）マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。

（i）ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

（j）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法（その後の改正を含む。）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類も投資信託（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的には、当該契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（その後の改正を含む。）第257条

会社の役員（またはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（その後の改正を含む。）第247条、第248条

（a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

（b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

（c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第7.17（d）項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）に基づき免許を取得している受託会社、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- （a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- （ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - （ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - （ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - （ ）本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - （ ）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。

- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域（以下「同等の法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。

い。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（その後の改正を含む。）の別表2第3項に規定される活動を含む。

（b）投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

（c）本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。

（ ）一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。

（ ）一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。

（ ）一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。

（ ）保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。

（d）本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

（e）一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。

（ ）結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

（ ）結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

（A）特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

（B）1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（ 5 ）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（ 6 ）項は、本規則第21条（ 4 ）項または本規則第21条（ 5 ）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。

- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を
含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社お
よびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額
および報酬の計算に関する情報。
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反
に関する説明。
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機
関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もし
くは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計
原則。
- () 以下の記述。
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォー
マンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免
許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論
見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所も
しくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会
社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の
住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規
定。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

2025年7月31日	有価証券報告書（第5期）
2025年7月31日	有価証券届出書
2025年10月31日	半期報告書（第6期中）
2025年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

用語集

「国内約定日」	購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、取引日の翌国内営業日）をいいます。
「取引日」	各ファンド営業日またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「国内営業日」	東京の商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）ならびに／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「ファンド営業日」	ニューヨーク、ダブリン、ロンドン、東京の銀行の営業日（土曜日および日曜日を除きます。）またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。
「代行協会員」	外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいい、ファンドとの関係ではUBS証券株式会社をいいます。
「口座約款」	「外国証券取引口座約款」および他所定の約款をいいます。

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
電話: +1 345 949 4800
ファックス: +1 345 949 7164
ウェブ www.kpmg.com/ky

受託会社に対する独立監査人の報告書

監査意見

当監査人は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III (以下、「本トラスト」という)のシリーズ・トラストである、外貨建てマン AHLスマート・レバレッジ戦略ファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」という)の財務諸表の監査を実施した。同財務諸表は、2026年1月31日時点の財務状態計算書、2026年1月31日を末日とする年度の包括利益計算書、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書、キャッシュフロー計算書、および注記、準拠した重要性のある会計方針、その他説明的情報からなるものである。

当監査意見において、以下の財務諸表は国際会計基準審議会が発行した国際財務報告基準(IFRS会計基準)に準拠しており、本シリーズ・トラストの2026年1月31日時点における財務状態、および同日を末日とする年度における財務実績およびキャッシュフローにつき、すべての重要な点において適正に表示されている。

監査意見の根拠

当監査人は、国際監査基準(ISA)に準拠して当該監査を実施した。上記基準における当監査人の責務は、当報告書の「財務諸表に対する監査における当監査人の責務」の箇所に詳しく記載された通りである。当監査人は、国際会計士倫理基準審議会制定の職業的会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(IESBA倫理規定)、ならびにケイマン諸島における財務諸表監査に関連する倫理的要請に準拠し、本シリーズ・トラストから独立性を保持しており、同時に上記要請およびIESBA倫理規定に準拠したその他の倫理的責務についても充足している。当監査人は、入手した監査証拠は、当監査意見の根拠を示すに当たって十分かつ適切なものと確信している。

本シリーズ・トラストの経営陣および財務諸表のガバナンス責任者の責務

本シリーズ・トラストの経営陣は、IFRSに準拠した財務諸表の作成および公正な提示、および、虚偽によるものか過失によるものかに関わらず、重要な誤記載のない財務諸表の作成を可能ならしめるのに必要であると自ら定めた内部管理体制に対して、責任を負うものとする。

財務諸表の作成に当たっては、経営陣は本シリーズ・トラストを清算、業務終了、または事実上それ以外に選択肢がないと判断せざるを得ない場合を除き、本シリーズ・トラストが継続事業として持続しうる能力の査定、必要であれば継続事業に関連する事象についての情報開示、および継続事業をベースとした会計基準の適用に対して責任を負うものとする。

ガバナンス責任者は、本シリーズ・トラストの財務諸表作成過程の監視に対して責任を負うものとする。

財務諸表に対する監査における当監査人の責務

当監査人の目的は、当該財務諸表について、虚偽によるものか過失によるものかに関わらず、全般として重要な誤記載が含まれていないとの合理的な確証を得た上で、監査意見を含む監査報告書を作成することである。合理的な確証とは高度な確証のことを言うが、ISAに準拠して実施された監査が、重要な誤記載が存在した際には常に当該誤記載を検知できることを保証するものではない。誤記載は虚偽または過失によって発生し得るものであるが、個別か全体かを問わず、これら財務諸表に基づいてその利用者が下す経済上の判断に対して影響を与えると合理的に予想される場合には、重要な誤記載であると考えられる。

ISAに準拠して実施される監査の一環として、当監査人は当該監査を通して職業的な判断を実施し、職業的に持ち得る疑念を維持するものとする。同時に、当監査人は以下のことを行う。

- 虚偽によるものか過失によるものかに関わらず、財務諸表における重要な誤記載のリスクにつき認識・査定し、これらのリスクに対応する監査手続を策定・実施し、監査意見の根拠を示す十分かつ適切な監査証拠を入手する。虚偽による重要な誤記載を検知できないリスクは、過失による重要な誤記載を検知できないリスクよりも高い。虚偽による誤記載は共謀、偽装、意図的な作為、事実誤認、内部統制の侵害等が関わっている可能性があるからである。
- 本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続の策定のために、当該監査に関係する内部統制に対する理解を得る。
- 適用された会計方針の適切性、および経営陣が行った会計上の見積りや関連する情報開示の妥当性につき、評価を行う。
- 経営陣が利用した会計基準の継続事業としての根拠についての妥当性や、入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続事業として持続できる能力に対して深刻な疑義をもたらすような事象や条件について、重要な不確実性が見られるかどうかについての結論付けを行う。もし重要な不確実性が存在するとの結論に達した場合、当監査人は財務諸表における情報開示について、監査報告書上で注意喚起を行うこととし、当該情報開示が不十分との結論に達した場合には、監査意見を修正するものとする。上記結論は、監査報告書の作成日までに入手された監査証拠に基づくものとするが、その後に発生する事象または状況によって、本シリーズ・トラストが継続事業としての存続を終了する可能性もある。
- 情報開示を含め、財務諸表の提示、構成、内容の全般、および当該財務諸表が対象となる取引・事象について公正な提示方法で記載がなされたかどうかについての評価を行う。

当監査人は、特に予定された監査の範囲や時期、および監査を通して監査人が認知した重要な監査上の所見（重要な内部統制上の不備も含む）について、ガバナンス責任者とも連絡を取り合う。

KPMG LLP

2026年5月22日

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund (the "Series Trust"), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), which comprise the statement of financial position as at January 31, 2026, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holder of redeemable units, and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at January 31, 2026, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

May 22, 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング

公認会計士

香港

2026年5月22日

Independent auditor 's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。